

第百一回 参議院 社会労働委員会 會議録第三号

昭和五十九年三月二十七日(火曜日)
午前九時五十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 石本 茂君
理事 遠藤 政夫君
佐々木 満君
浜本 万三君

委員 大浜 方榮君
関口 恵造君
曾根田 郁夫君
田代由紀男君
田中 正巳君
森下 泰君
永久八重子君
本岡 昭次君
中西 珠子君
山中 郁子君
藤井 恒男君
下村 泰君

国務大臣 厚生大臣 渡部 恒三君
労働大臣 坂本 三十三次君

政府委員 厚生大臣官房長 幸田 正孝君
厚生大臣官房総務審議官 小林 功典君
厚生大臣官房審議官兼内閣審議官 古賀 章介君
厚生大臣官房審議官 新田 進治君
厚生大臣官房會計課長 黒木 武弘君

厚生省公衆衛生局長 大池 眞澄君
厚生省公衆衛生局老人保健部長 水田 努君
厚生省環境衛生局長 竹中 浩治君
厚生省医務局長 吉崎 正義君
厚生省業務局長 正木 肇君
厚生省社会局長 持永 和見君
厚生省児童家庭局長 吉原 健二君

厚生省保険局長 吉村 仁君
厚生省年金局長 山口新一郎君
厚生省援護局長 入江 慧君
社会保険庁長官官房審議官 小島 弘伸君
社会保険庁医療保険部長 坂本 龍彦君
社会保険庁年金保険部長兼内閣審議官 朝本 信明君
労働大臣官房會計課長 若林 之矩君
労働大臣官房審議官 平賀 俊行君
労働大臣官房審議官 白井晋太郎君
労働大臣官房審議官 野見山眞之君

労働省労働基準局長 望月 三郎君
労働省婦人少年局長 赤松 良子君
労働省職業安定局長 守屋 孝一君
労働省職業訓練局長 宮川 知雄君

常任委員会専門員 今藤 省三君

本日の會議に付した案件
○社会保険制度等に関する調査及び労働問題に関する調査
(労働行政の基本施策に関する件)
(昭和五十九年度労働関係予算に関する件)
(厚生行政の基本施策に関する件)
(昭和五十九年度厚生省関係予算に関する件)
(派遣委員の報告)

○委員長(石本茂君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

社会保険制度等に関する調査及び労働問題に関する調査を議題といたします。

これより厚生、労働両大臣から所信表明に引き続き五十九年度予算の説明を聴取いたします。予算説明につきましては、その概略を聴取することとし、詳細な予算説明は本日の會議録の末尾に掲載したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(石本茂君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(石本茂君) まず、労働大臣から、労働行政の基本施策についての所信及び労働関係予算の説明を聴取いたします。坂本労働大臣。
○国務大臣(坂本三十三次君) 所信表明並びに一般會計、特別會計の所管分について概要を御説明申し上げます。

社会労働委員会の御審議に先立ち、今後の労働行政について所信を申し述べ、委員各位を初め、国民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、労働行政が対象とする人と勤労は、資源の乏しい我が国において、経済と社会の発展と繁栄を支える礎であります。したがって、労働行政は、我が国の将来に深くかかわる重要な行政であり、我が国の経済と社会が来るべき二十一世紀においていかなる姿のものとなっているかは、今後労働行政が進める政策のあり方にかかっていると云っても過言ではありません。

私は、この重責を担うに当たり、勤労者の雇用の安定と福祉の向上を願う国民の皆様の労働行政に対する期待と信頼にこたえ、国民の心をみずからの心としつつ、全力を挙げてまいりる決意であります。

今や、労働行政を取り巻く内外の環境は著しく変貌しつつあります。すなわち、経済成長速度が鈍化する中で、本格的な高齢化社会が急速に到来するとともに、マイクロエレクトロニクス等の新たな技術革新が広範に進展し、また、サービス経済の進展、第三次産業の増大、婦人労働者の増大等産業構造、就業構造の変化が進んでおります。他方、国際関係の面でも、我が国の国際的地位が向上するに伴い、労働の分野においても、我が国の果たすべき役割は著しく増大しております。私は、このような変化の機を的確にとらえ、将来にわたり勤労者の雇用の安定と福祉の向上を実現することが労働行政に課せられた現下の重要な課題であると確信しており、この課題に対して大局を忘れることなく、積極的かつ機敏に取り組んでまいりたいと考えております。

私は、このような見地に立ち、次の事項に重点を置いて、行政を進めてまいりる所存であります。第一は、雇用対策の積極的推進であります。雇用の安定を確保し、勤労者が安心して働けるようにすることは、国政の最重要課題であります。

す。最近の雇用失業情勢を見ますと、なお厳しい状態を残しているものの、景気の回復を背景として改善の動きが出てきております。政府は、今後適切な機動的な経済運営により、景気の着実な拡大を図ることとしており、労働省としても、こうした改善の動きを確実なものとするため、雇用対策を積極的に推進してまいります。

まず、高齢者の方々につきましては、高齢化社会を迎え、その高い就業意欲を生かし、安定した雇用・就業機会を確保することが重要となつてきております。このため、六十歳定年の一般化の早期実現に向けて指導、援助に取り組んでいくところであり、目標年次である昭和六十年度は目前に迫っており、その達成に一層努力してまいります。また、高齢化の波は、今後六十歳台前半層に移行し、これらの高齢者が大幅に増加するものと見込まれておりますので、その多様な就業希望に応じた雇用・就業機会を確保するための援助、助成措置の充実を図ってまいります。

また、近年産業界においては、マイクロエレクトロニクス等の新たな技術革新が急速かつ広範に進展しておりますが、これらの技術革新と雇用の問題につきましては、これまでの調査研究の成果を踏まえつつ、労使その他の関係者の意思疎通を促進するとともに、技術革新の進展に応じた能力開発対策を進めてまいります。

さらに、構造的な不況に陥り、雇用失業情勢がより厳しいものとなっている業種・地域につきましては、昨年成立した特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法に基づき、失業の予防、再就職の促進等の対策を進めてまいります。

雇用保険制度につきましては、雇用失業構造の変化に対応して、失業者の再就職の促進を図るとともに、制度の不合理な面を是正し、将来にわたる制度の健全かつ機動的な運営を確保することとしており、今国会にそのための法律案を提出いたしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

なお、就業構造の変化、就業形態の多様化に対応した労働力需給システムの整備の一環として、労働者派遣事業の問題につきましても、法制化の検討を進めているところであります。

第二は、婦人の職場進出の増大、職業意識の変化に対応する婦人労働対策であります。

近年、女子雇用者は雇用者全体の三分の一を超えており、職業生活においてその能力を有効に発揮できるようになることが重要となつてきているとともに、婦人差別撤廃条約の批准のため、国内法制等諸条件の整備に努めることが「国連婦人の十年」後半期の重点課題とされております。このため、雇用における男女の機会の均等と待遇の平等を確保するための法制の整備が必要であると考へております。法制の整備の内容につきましても、婦人少年問題審議会の建議を踏まえて、関係法案を今国会に提出する所存でありますので、よろしく御審議をお願いいたします。

また、最近家庭の主婦層を中心に著しく増加しているパートタイム労働については、雇用の安定、労働条件の確保等を目的とする総合対策を盛り込んだパートタイム労働対策綱を作成することとし、この要綱に基づき、労使に対する啓発指導に努めるとともに、パートバンクの増設により職業紹介体制の充実にも努めてまいります。

第三は、安全で衛生的な労働環境の実現と労働福祉の増進を図るための施策であります。

労働災害は、本来あってはならないものであり、労働者の安全と健康を確保することは、あらゆる労働福祉の基本であります。昭和五十九年度は、労働災害の着実な減少を図ることを主眼として策定した第六次労働災害防止計画の第二年度に当たり、引き続き目標の達成に向けて労働災害防止対策を積極的に推進するほか、中高年齢労働者の総合的な健康の保持増進対策、新たな技術革新に対する労働安全衛生面での対応を進めてまいります。

また、豊かで安定した生活を実現するため、財形持家個人融資制度の普及促進、週休二日制の普

及等を進めてまいります。

第四は、障害者等特別の配慮を必要とする人々に対する施策であります。

障害者の方々々が社会的に自立するためには、その能力を十分に生かし、職業につくことが肝要であります。このため、身体障害者雇用率の達成指導、職業能力の開発向上等により、雇用機会を確保するための対策を積極的に推進するとともに、いまだに困難な状況にある重度障害者等に重点を置いて、第三セクター方式による重度障害者雇用企業等を育成するなどの雇用対策を進めることといたしております。

また、臨時行政調査会の答申に基づき、現在雇用促進事業団が行っている身体障害者雇用納付金関係業務については、身体障害者雇用促進協会に全面的に移管することとしており、今国会にそのための法律案を提出することといたしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

第五は、労使の相互理解と信頼を強化し、労使関係の安定を図るための環境づくりの推進であります。

我が国の労使関係は、相互理解を基調として、我が国の社会の安定と経済の発展に大きな貢献をしてきたところであり、国際的にも高く評価されております。

さらに、今日のように、労働問題を取り巻く環境が著しく変化している時期にあつては、これまでに形成されてきた良好な労使関係を維持し、発展させていくことが、重要な課題であります。このためには、今後とも労使の率直な対話を一層促進し、その信頼関係を維持していくことが重要でありますので、産業労働懇話会を初め各種レベルにおける労使の話し合いの促進に努めてまいります。

第六は、国際社会における我が国の地位にふさわしい労働外交の推進であります。近年、アジア諸国等の開発途上国では、産業社会の発展を担う人材の育成が重視され、労働の分野においても我が国への協力の要請が高まっております。労働省としても開発途上国の期待にこたえ、海外技術協力における官民協力体制を確立すること等によって、開発途上国に対する技術協力を積極的に進めてまいります。

また、先進工業国、開発途上国を問わず、我が国の安定した労使関係に対する関心が高まっております。他方、貿易摩擦が激化する背景として、我が国の労働事情について各国の誤解があることが指摘されております。このため、米同等の若手中堅の労働組合指導者を我が国に招聘する制度を創設すること等により、労働関係者の国際交流を積極的に進めるとともに、開発途上国の労働問題に対する我が国労使による協力を推進し、相互理解の促進に努めてまいります。

最後に、行政改革の積極的推進であります。現下の最大の課題である行政改革については、先般行政改革に関する当面の実施方針については、閣議決定されたところでありますが、労働省としてもこの方針に沿って、社会経済情勢の変化に対応した総合的な行政を展開するため、中央及び地方の機構改革を進めてまいります。すなわち、本省内部部局につきましては、政策の企画立案機能の強化等を目的として再編整備を行うこととしております。また、地方組織につきましては、臨時行政調査会の答申の趣旨に沿って、職業安定関係地方事務官制度を廃止するとともに、都道府県労働局の設置等を行うこととし、そのための法律案を今国会に提出することといたしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上、労働行政の推進について私の所信の一端を申し述べました。私は、額に汗して働く勤労者がそれによさしく報われるようにすることが労働行政に与えられた大きな使命であると考え、この信条にのっとり、労働行政を進めていく所存であります。重ねて皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、昭和五十九年度一般会計及び特別会計予算のうち労働省所管分について、その概要を御説明申し上げます。

以下、主要な事項につきまして、その概要を御説明申し上げますが、委員各位

や障害者などを取り囲む家庭や地域社会の思いやりや連帯があつて初めて実現されるものであります。心と物との調和こそが目指されなければなり

る対がん十カ年総合戦略のための経費についても、特に配慮をいたしたところであります。

国民の老後を支える年金制度については、人口高齢化のピークを迎える二十一世紀においても、

ては、臨調答申の趣旨に沿ひ、これを廃止し、社会保険関係事務は、原則として国において処理することとするための所要の法律案を提出することとしております。

このほか、厚生行政は、原子爆弾被爆者対策、水道、廃棄物に関する施設整備、環境衛生関係営業の振興、医薬品、食品、家庭用品の安全確保対策などひとときもゆるがせにできない施策ばかりでございます。

今私たちは、二十世紀の最後の四半世紀におります。私は、皆様の御指導、御鞭撻を得ながら医療保険制度の改革を初めとする懸案の諸問題の解決に全力を挙げて取り組んでまいっている所存であります。

何とぞ、よろしく願います。

次に、昭和五十九年度厚生省所管一般会計、特別会計及び政府関係機関予算の概要について御説明を申し上げます。

昭和五十九年度厚生省所管一般会計予算の総額は九兆二千四百九十一億円余であります。これを昭和五十八年度当初予算額九兆六百四十四億円余と比較いたしますと、一千八百七十六億円の増額、二・一％の増加率となっております。国の一般会計予算総額に対し一八・三％の割合を占めております。

御承知のとおり、我が国財政を取り巻く環境には異例に厳しいものがあり、昭和五十九年度国の予算におきましては、制度の根本にまで踏み込んだ改革を行うなど、経費の徹底した節減合理化に努め、特に一般歳出については、全体として前年度同額以下に圧縮することを基本方針として編成されたものであります。

厚生省予算につきましても、徹底した歳出内容の見直し、合理化を行う一方、高齢化社会にふさわしい効率的で公平な社会保障制度の確立を図るとともに、障害者、寝たきり老人等恵まれない立場にある人々に対する福祉施策につきましても重点的に配慮していくことを編成の基本方針としたものであります。

このような方針のもとに、各方面の御理解と御協力を得ながら、幸い、医療、年金等につきましても制度の改革案を提出することができ、また、厳しい財政事情のもとであっても、障害者等の福祉

対策を初め、保健医療対策等につきましても施策の推進に必要な予算措置を講ずることができました。

この機会に、各位の御支援に対し衷心より感謝申し上げますとともに、責任の重大さに、思いを新たに国民の健康と福祉を守る厚生行政の進展に一層の努力を傾注する決意を表明する次第であります。

以下、昭和五十九年度予算に関連します主要な施策につきまして申し上げます。

第一に、本格的な高齢化社会の進展のもとで、社会保障制度が国民生活の基盤として将来にわたって有効に機能するように、制度の改革を行うことといたしております。この観点から、医療保険につきましても、医療費適正化対策の推進、保険給付の見直し、医療保険の再編合理化による負担の公平化を内容とする改正を行うこととしたし、年金制度につきましても、基礎年金の導入による制度の再編成、給付と負担の公平化、婦人の年金権の確立などを内容とする制度の改正を行うことといたしております。

なお、拠出年金の年金額を特例的に実施時期を繰り上げて引き上げるとともに、福祉年金及び戦没者等遺族年金等につきましても、同趣旨の改善を図ることといたしております。

第二に、障害者、寝たきり老人等恵まれない立場にある人々を支えるための福祉対策につきましても、きめ細かく配慮を加え、その拡充、強化を図ることといたしております。具体的には、特別障害者手当の創設、身体障害者の範囲拡大、家庭療育員の増員、痴呆性老人対策の推進等各種の福祉対策の拡充強化を図るほか、生活扶助基準の引き上げ、社会福祉施設の運営の改善等を行うことといたし、これに伴い児童扶養資金の創設を行うことといたしております。

第三に、国民の保健医療を確保するための施策について、重点的に充実強化を図ることとしたしております。特に、四十歳からの健康づくりを目

指す老人保健事業及び対がん十カ年総合戦略に基づくがん対策を強力に推進するほか、保健所の自主的運営を促進するための補助制度の改正、母子保健対策、難病対策、救急医療対策等の充実を図ることといたしております。

以上のほか、生活環境施設の整備、原爆被爆者、戦争犠牲者等のための対策、医薬品、食品等の安全対策、血液・麻薬・覚せい剤対策、環境衛生関係営業の振興、国際医療・福祉協力等につきましても、引き続きその推進を図ることといたしております。

以下、厚生省所管一般会計予算、特別会計予算及び政府関係機関予算の概要を御説明申し上げます。委員各位のお手元に資料を配付いたしておりますので、お許しを得て説明を省略させていただきます。

何とぞ、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(石本茂君) 以上で所信及び予算の説明聴取は終わりました。本件に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(石本茂君) 先般、当委員会が行いました社会保障制度等に関する調査及び労働問題に関する調査のための委員派遣について、派遣委員の報告を聴取いたします。佐々木満君。

○佐々木満君 去る一月三十一日、二月一日の両日、石本委員長、金丸委員、永久委員、中西委員、山中委員、藤井委員と私佐々木の七名は、障害者、老人、児童等の福祉に関する実情調査のため、静岡県へ行ってまいりました。

以下、調査の概要について御報告申し上げます。

まず、福祉に対する県の基本的考え方について急遽に到来する高齢化社会に適切に対応するため、県政のあるべき目標として、高齢化社会への考え方と基本的方向を明らかにし、当面昭和六十五年までの十年間を、二十一世紀の本格的な高齢化社会を迎えるまでの準備期間として位置づけ、生活、健康、福祉、生きがいの各分野における条件整備に努めているとのことでありました。また、地域の実情に応じた高齢化社会対策推進の必要性から、本年度は、富士市、島田市、浜松市の三市をモデルに選定し、地域の現状分析を踏まえて、基本方向、施策の大綱、整備計画、地域行動計画を内容とするモデル計画を策定しているところであり、今後は、このモデル計画の成果を踏まえ、他市町村に対し積極的に高齢化社会対策を推進するよう指導していく考えとのことでありました。

特に、社会福祉部門につきましては、独立した基本計画として、昭和五十四年に社会福祉行政推進計画を策定し、その中で福祉意識の高揚と民間福祉活動の育成強化、在宅福祉対策の強化、社会福祉施設の整備、社会福祉推進体制の充実強化、国民健康保険制度の充実強化が打ち出されております。

社会福祉の中で大きな部分を占めております障害者対策については、昭和五十六年の国際障害者年の際、今後十年の長期展望に立った静岡県行動計画を策定し、障害者のライフサイクルに対応した総合的対策、総合的リハビリテーション体制の確立、福祉サービスの体系的整備が打ち出されております。

以下、現在実施されております個別の対策について、特徴のある諸点について簡単に触れたいと思います。

まず、医療の実態であります。

医療機関、医師等、医療関係者に見る指標は必ずしも全国に比し高くはありませんが、平均寿命は男女とも全国平均を超え、公衆衛生の水準を示す乳児死亡率も千人当たり六・一と全国平均の六・六より低く、さらに病床利用率なども低位にとどまっております。一人当たり老人医療費総額は低額であります。

老人保健事業は、まだスタートしたばかりで、活発に事業が推進されているところとそうでないところに差が見られ、保健婦未設置市町村もあ

り、今後の事業の一層の充実促進が期待されるところであります。

老人の処遇は、家庭や地域の中でできるだけ社会関係を維持しながら老人福祉を高めていくことが望まれるところであり、本県におきましてもきめ細かな諸施策が推進されております。特に、在宅対策では、家庭奉仕員の派遣事業を中核とした福祉サービスの充実配慮するとともに、県単独事業として、在宅老人リフレッシュ事業の名で、日常生活を営むのに支障のある老人を対象に、老人福祉施設に通所させ、機能訓練などの健康管理、相談、生活指導、入浴、食事サービスなどを行っており、寝たきりにさせない努力がなされております。

一方、施設対策としては、本年度、特別養護老人ホーム三カ所の整備を図り、一カ所については痴呆老人のみを対象とした老人ホームを予定していることとあります。

そのほか、県単独事業として、家庭奉仕員の資質の向上のため、県家庭奉仕員連絡協議会への団体助成、虚弱老人の一時入所、老人ホームに対する痴呆老人介護加算などの施策が行われております。

児童に対する福祉対策の現状は、最近の児童数の減少から保育所の充足率が下がってまいっており、本県でも公立八三・五％、私立九三・九％を示しており、現在、乳児保育、障害児保育の充実促進に努めていることとありますが、既婚婦人の職場進出に伴い、ニーズの多い乳児保育、延長保育促進対策について、国に対し一層の充実を図りたいとの要望がされております。

本県の単独事業として特記すべきものとして、子ども農園設置事業があります。児童に土と親しむ機会を与え、農作業を通じて生産する喜び、働くことのとうとさを体験させようとするもので、休耕田を利用し、老人クラブのお手伝いも願い、現在五十単位の子ども会で行われており、大変好評に事業の運営がなされていることとあります。

心身障害者対策では、五十二年度から県下の「手をつなぐ親の会」等が行う小規模授産事業に対し、運営費及び建設費を助成し、企業の就業になじまない者に対しきめ細かな対策が行われている点であります。この事業は、現在四十一カ所で実施されておりますが、将来は少なくとも県下七十五の全市町村で一カ所程度実施することを目標にしていることとあります。

次に、視察いたしました諸施設について述べます。

まず、県総合社会福祉会館の概要に触れます。この会館は、今日の社会福祉が公的施策だけでなく、県民の潜在的活力と社会連帯のきずなによる地域ぐるみの福祉活動の推進が重要な課題となつていくとの認識に立つて、社会福祉及び婦人活動の充実を図るために、国際障害者年の記念事業の一環として五十六年に着工、五十八年三月完成を見たものであります。

会館の主な機能といたしましては、地域の福祉活動の中核的役割を担っており、市民間社会福祉関係団体の活動拠点となるほか、身体障害者福祉センターや心身障害者相談センターが設けられており、さらに各種の研修や県下の婦人団体の活動の場としての機能などを多目的に備えておりまして、全国的にも余り類のない総合福祉会館であります。館内には、従来各地に点在しておりました各民間社会福祉関係団体の事務局がそろって入居しており、お互いの連絡も容易で、従来にも増して協力の実を上げ得る体制になっているとの県当局の説明であります。また、ボランティアアビユーロや地元静岡市の福祉団体が入居しておりますので、地域に密着した民間福祉活動が一層活発になってきておるとも説明がございました。さらに、本館には体育館、点字図書館などが設けられておりますので、身体障害者の機能回復訓練やスポーツ、レクリエーション、教養、文化を高め、また、目の不自由な人々が書物に接する機会をふやすために、点訳や録音テープづくりなどのボランティア活動が一層促進されやすい体制に向け努

力していることとあります。なお、会館の受付、案内には、地域の婦人のボランティアが輪番で当たっておられました。

このように、この会館は、本県社会福祉の新しいシンボルとして、多くの県民に社会福祉への理解と協力を深める一つの大きな拠点としての役割を果たしているものであると県当局及び施設運営者からは報告がされております。

次に、社会福祉法人天竜厚生会について申し上げます。

天竜厚生会は、昭和二十五年、結核患者のアフターケア施設として発足いたしました。早期に当初の役割を終えましてからは、今日まで三十余年、地域社会のニーズに応じて、特に重度の障害者のための施設へと大きく歩みを変えてまいりました。現在では、各種の法体系に基づき保育所を別にして十二の施設を複合的に配置することにより、障害の種類と程度に応じた入所後の治療や訓練による機能回復あるいは状況の変化に応じた措置がえ等を行い、同時に障害者みずからの向上精神、生活意欲の増大を導き出すよう努めていることとであり、また、保護者にとつて、障害者が進行して程度が重くなつても別の施設へ移行できるという安心感を持つことができるような総合的な施設となつていくとの説明がありました。

運営面につきましても、系統立ったシステム化に努め、いかにして合理化、省力化を図って経費を節減し、その節約分をどのように処遇へ還元していくかに腐心されていることとでありました。今後の施設整備におきましても、障害者の重度化傾向の実態とニーズに即応して整備充実を図り、総合施設としての長所を十分發揮していきたいとの意向が施設運営者から示されております。

また、総合的施設であることから、職員、定員等について弾力的運用を認められたいとの要望もありました。さらに、天竜厚生会が単に施設の運営ばかりでなく、研修センターを設け、福祉事業や施設に対する理解、認識を深めるためにも意欲的に取り組んでいることにも触れておきたいと思ひます。

研修センターでは、社会福祉事業従事者に対する基礎研修、職務遂行上必要な専門的知識や技術を習得する専門研修は、ボランティア、実習、見学など各種の機会を通して福祉施設参加を働きかけ、福祉事業や施設に対する理解、認識を高めるために役立てられていることとあります。

次に、視察いたしました五施設について若干触れたいと思ひます。

特別養護老人ホーム翠松苑では、施設運営者から循環器系統の内部障害により寝たきりの状態にある老人と老人性精神病に近い症状の人たちとを分けて、障害に応じた適切な処遇、援助が実施できるようにしたいとの要望がありました。

身体障害者療護施設浜名寮では、現行制度上この施設は年齢の幅が十八歳から六十歳と広く、本施設でも十七歳から六十五歳となっており、介護、指導の上でも問題があることから、少しでも指導の効果が上がった者は他の施設への移行を図る等、より細分化した体系を要望されております。

重度身体障害者更生援護施設北学苑は、療護施設、授産施設の中間的性格を持ち合わせています。施設は訓練の場と生活の場という両機能を有するために、生活の場として安心して暮らすことができるように配慮するとともに、生活する障害者が個々の機能を最大限に活用して、日常生活動作を確立されるように図り、さらに機能回復訓練、教科学習、社会適応訓練等の実施により障害者を克服し、社会的人間として必要な知識及び技術を身につけさせていくことと担当者の方針が示されております。

身体障害者授産施設天竜ワークキャンプは、脳性小児麻痺、脳血管障害等の原因により、障害等級一級から三級の障害を負い、重度、中度の身体障害者であるため、作業能力を有しながらも生産活動等における社会参加ができない人たちにに対し、設備、作業器具などの改善により作業能力を開発し、将来の社会参加を目指して訓練が行われ

ております。

最後に、身体障害者天竜福祉工場は、ガス機器の部品組み立てを主な作業として稼働しておりますが、提携企業側からは、従業員の定着率が高く、ある程度高度な仕事もマスターし、不良率も少ないと高く評価されております。これは、従業員一人一人が同じ障害者の職場を確保し、今後の福祉工場を全国的にも成功させていきたいという努力のあらわれであるとの説明がなされたところであります。

以上で報告を終わりますが、県当局から提出されました要望事項の会議録末尾掲載方を委員長においてお取り計らいくださいようお願い申し上げます。御報告を終わります。

○委員長(石本茂君) 以上で派遣委員の報告は終了いたしました。

なお、佐々木君の報告中にありました要望事項につきましては、これを本日の会議録の末尾に掲載したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(石本茂君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時三十四分散会

〔参照〕

昭和五十九年度厚生省所管一般会計、特別会計及び政府関係機関予算についての説明

昭和五十九年度厚生省所管一般会計、特別会計及び政府関係機関予算の概要について御説明申し上げます。

昭和五十九年度厚生省所管一般会計予算の総額は九兆二千四百九十一億円余でありまして、これを昭和五十八年度当初予算額九兆六千六百十四億円余と比較いたしますと一千八百七十六億円の増額、二・一％の増加率となっております。国の一般会

計予算総額に対し、十八・三％の割合を占めております。

御承知のとおり、我が国財政を取り巻く環境には異例に厳しいものがあり、昭和五十九年度国の予算におきましては、制度の根本にまで踏み込んだ改革を行うなど、経費の徹底した削減合理化に努め、特に一般歳出については、全体として前年度同額以下に圧縮することを基本方針として編成されたものであります。

厚生省予算につきましても、徹底した歳出内容の見直し、合理化を行う一方、高齢化社会にあふらしい効率的で公平な社会保障制度の確立を図るとともに、障害者、ねたきり老人等恵まれない立場にある人々に対する福祉施策につきましても重点的に配慮していくことを編成の基本方針としたものであります。

このような方針の下に、各方面の御理解と御協力を得ながら、幸い、医療・年金等につきましても制度の改革案を提出することができ、また、厳しい財政事情の下であっても、障害者等の福祉対策をはじめ、保健医療対策等につきましても施策の推進に必要な予算措置を講ずることができました。

この機会に、各位の御支援に対し、衷心より感謝申し上げますとともに、責任の重大さに思いを新たに国民の健康と福祉を守る厚生行政の進展に一層の努力を傾注する決意を表明する次第であります。

以下、昭和五十九年度予算に関連します主要な施策につきましても申し上げます。

第一に、本格的な高齢化社会の進展の下で、社会保障制度が国民生活の基盤として将来にわたって有効に機能するよう、制度の改革を行うこととしております。この観点から、医療保険につきましても、医療費適正化対策の推進、保険給付の見直し、医療保険の再編合理化による負担の公平化を内容とする改正を行うこととしたし、年金制度につきましても、基礎年金の導入による制度の再編成、給付と負担の公平化、婦人の年金権の確立などを内容とする制度の改正を行うこととい

たしております。

なお、拠出年金の年金額を特例的に、実施時期を繰り上げて引き上げるとともに、福祉年金及び戦没者等遺族年金等につきましても、同趣旨の改善を図ることとしております。

第二に、障害者、ねたきり老人等恵まれない立場にある人々を支えるための福祉対策につきましても、きめ細かく配慮を加え、その拡充、強化を図ることとしたしております。具体的には、特別障害者手当の創設、身体障害者の範囲拡大、家庭奉仕員の増員、痴呆性老人対策の推進等各種の福祉対策の拡充強化を図るほか、生活扶助基準の引上げ、社会福祉施設の運営の改善等を行うこととしたし、また、児童扶養手当制度を福祉施策と位置づけ、これに伴い児童扶養資金の創設を行うこととしたしております。

第三に、国民の保健医療を確保するための施策について、重点的に充実強化を図ることとしております。特に、四十歳からの健康づくりを目指す老人保健事業及び「対がん十カ年総合戦略」に基づいたがん対策を強力に推進するほか、保健所の自主的運営を促進するための補助制度の改正、母子保健対策、難病対策、救急医療対策等の充実を図ることとしております。

以上のほか、生活環境施設の整備、原爆被爆者・戦争犠牲者のための対策、医薬品・食品等の安全対策、血液・麻薬・覚せい剤対策、環境衛生関係事業の振興、国際医療・福祉協力等につきましても、引き続きその推進を図ることとしております。

以下、主要な事項につきましても、予算の概要を御説明申し上げます。第一は、生活保護費であります。

生活扶助基準につきましても、一般国民の消費水準の動向等を考慮し、昭和五十八年度に比し二・九％引き上げることとしたほか、高齢者や傷病障害者等が大部分を占める少人数世帯の処遇改善、男女の消費実態に対応した男女差の縮小などの改善を行う一方、不正受給の一掃、医療扶助の適正

化等制度の厳正な運営を推進することとし、一兆一千三百九十四億円余を計上いたしておりますが、これは昭和五十八年度に比し五百三十六億円の増額となっております。

第二は、社会福祉費であります。

心身障害児・者の福祉につきましても、家庭や地域で生活しやすい条件を整備するため、障害者社会参加促進事業、在宅障害者デイサービス事業、補装具給付事業、日常生活用具給付事業、精神薄弱者通所支援事業等の充実を図るとともに、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げることとしたしております。

老人福祉につきましても、在宅のねたきり老人等に対する福祉サービスは拡充強化するため、家庭奉仕員の増員を行うとともに、デイサービス事業、生きがい対策等についても引き続き充実を図るほか、痴呆性老人対策を推進することとしております。

また、母子福祉につきましても、母子寡婦福祉貸付金の貸付原資の増額及び児童扶養資金の新設を行うとともに、児童扶養手当制度を福祉施策と位置づけ、給付額の二段階制、都道府県負担の導入等制度改正を実施することとしております。さらに、母子保健につきましても、妊婦・乳児健康診査の推進、神経芽細胞腫検査の実施等その充実を図ることとしております。

社会福祉施設につきましても、特別養護老人ホーム、心身障害児・者施設等需要の多い施設の整備、老朽施設の改築等を積極的に進めるとともに、特別養護老人ホームのうち痴呆性老人処遇技術研修指定施設、養護老人ホームに併設する小規模特別養護老人ホーム、身体障害者福祉ホームの整備等を行うこととしております。また、運営の改善につきましても、職員の勤務時間の短縮に必要な業務省力化等勤務条件改善費を計上するほか、入所者の処遇改善として一般生活費を引き上げることとしております。

以上のほか、児童館、母親クラブ等の児童健全育成対策の拡充、民間社会福祉活動の推進、地域

改善対策の実施等につきまして、それぞれ所要の措置を講ずることとしております。

以上申し上げました社会福祉費の総額は一兆九千九百九十一億円余でありまして、昭和五十八年度に比し八百七十七億円の増額となっております。

第三は、社会保険費であります。

まず、社会保険国庫負担金であります。政府管掌健康保険につきましては、従来にも増して医療費支出の適正化対策を推進するとともに、昭和五十九年七月から給付と負担の見直し、日雇労働者に対する健康保険制度の適用等の制度改正を実施することとし、国庫補助金繰入れ六千六百六十六億円余を、船員保険の疾病部門につきましては、二十七億円の国庫補助金繰入れをそれぞれ計上いたしております。昭和五十九年六月までの日雇労働者健康保険に対する国庫負担金五十四億円余を含め総額六千八百七十七億円余を計上いたしております。

次に、厚生年金保険及び船員保険年金国庫負担金につきましては、特例的に年金額を二%引き上げることとし、その実施時期を例年より繰り上げて昭和五十九年四月からといたしております。また、昭和五十九年八月から障害年金の事後重症制度の改善を行うほか、行革関連特例法に基づき、昭和五十九年度においても保険給付費国庫負担の一部を一時繰り延べすることといたしました結果、これらの経費として七千六百七十六億円余を計上いたしております。

次に、国民年金国庫負担金であります。拠出制国民年金につきましては、特例的に年金額を二%引き上げることとし、その実施時期を例年より繰り上げて昭和五十九年五月からといたしております。なお、一般会計から国民年金特別会計への繰入れの平準化を図るための特例措置を引き続き講ずることとしております。

また、福祉年金につきましては、特例的に昭和五十九年六月から年金額の改善を行うこととしております。これらの結果、国民年金特別会計への繰入れに必要な経費として一兆七千三百七十九億円余を計上いたしております。

国民健康保険助成費につきましては、総額一兆九千九百十八億円余を計上いたしております。国民健康保険につきましては、医療費支出の適正化対策を強力に推進するとともに、昭和五十九年七月から、退職者医療制度の創設、国庫補助の合理化等の制度改正を実施することとし、療養給付費等補助金一兆六千六百一十一億円余及び財政調整交付金二千九百五十五億円余等、所要の経費を計上いたしたところであります。

以上申し上げました社会保険費の総額は五兆二千六百三十七億円余でありまして、昭和五十八年度に比し四十五億円の増額となっております。

第四は、保健衛生対策費であります。

生涯を通じて健康づくりのための施策の一環として、特に本格的な高齢化社会の到来に対応し、壮年期からの健康の保持を図るための疾病予防、機能訓練等の保健事業を積極的・総合的に実施することといたしております。同時に、この事業を円滑に実施するために必要な保健所機能の強化、市町村保健センターの整備、市町村保健婦の増員、市町村栄養改善事業、婦人の健康づくり活動等の推進を図ることといたしております。なお、臨時行政調査会答申の趣旨を踏まえ、保健所の運営に関する経費につきまして、保健所の自主的な運営を促進するため、補助金方式から交付金方式へ移行することといたしております。また、医療金融公庫につきまして、昭和六十年一月を目途に社会福祉事業振興会と統合することとし、所要の経費を計上いたしております。

地域医療対策につきましては、救急医療体制の整備、へき地中核病院等を中心とするへき地医療体制の計画的整備を推進するほか、医療情報システムの整備強化等を行うことといたしております。

特定疾病対策につきましては、循環器病、がん、脳卒中、腎不全等に関する専門医療機関の整備を推進するとともに、小児医療に関する臨床的研究の充実等を行うことといたしております。

また、看護婦等医療従事者の養成確保につきま

しては、看護婦養成所の整備、夜間看護体制の強化に伴う処遇改善等を行うことといたしております。

原爆被爆者対策につきましては、医療特別手当等各種手当の引上げ等を行うこととし、所要の経費を計上いたしております。

以上のほか、精神衛生費につきまして精神障害回復者の社会復帰促進のための通院患者リハビリテーション事業の拡充を図ることとし、公的病院の助成、保健衛生・医療施設等の整備費などを含めて、保健衛生対策費は、総額四千六百四十九億円余でありまして、昭和五十八年度に比し四百七十七億円の増額となっております。

第五は、戦傷病者戦没者遺族等に対する援護費であります。

戦傷病者戦没者遺族等に対する遺族年金等につきまして、恩給の改正に準じて額を引き上げるとともに、併発死した者の遺族に対する遺族年金等の改善を行うことといたしております。また、戦傷病者等の妻に対する特別給付金として昭和五十四年に交付した国債の最終償還を終えた者に対して、引き続き二年償還の国債を特別給付金として支給することといたしております。

中国残留日本人孤児対策につきまして、訪日肉親調査等親族探しの促進及び中国帰国孤児定着促進センターの円滑な運営を図るなど、遺族及び留守家族等援護費として、総額一千四百四十四億円余を計上いたしております。これは昭和五十八年度に比し二十八億円の増額となっております。

第六は、環境衛生施設整備費であります。

水道施設整備費につきましては、簡易水道、水道水源開発施設、水道広域化施設の整備等を引き続き推進することとして九百九十九億円余を計上いたしております。

廃棄物処理施設整備費につきましては、第五次廃棄物処理施設整備計画に基づき整備を促進するとともに、引き続き広域廃棄物処理立処分場の整備を行うこととし、六百四十四億円余を計上いたしております。環境衛生施設整備費の総額は一千五百六

十四億円余であり、これは昭和五十八年度に比し九億円の減額となっております。

以上のほか、「対がん十カ年総合戦略」の積極的な推進を始めとして、心身障害発生予防及び小児慢性特定疾患治療の研究等難病対策を含め各種研究開発事業の拡充、国際医療・福祉協力の充実、戦没者の遺骨収集・慰霊巡拝の実施等につきましても所要の経費を計上いたしております。

以上、昭和五十九年度厚生省所管一般会計予算の概要を御説明申し上げます。

次に、昭和五十九年度厚生省所管特別会計について申し上げます。

第一に、厚生保険特別会計につきましては厚生年金国庫負担金につきましては、行革関連特例法の規定に基づき、現行法の規定により繰り入れるべき額の一部について引き続き一時減額を行い、一般会計から一兆四千六百八十五億円余を繰り入れることとし、各勘定の歳入、歳出予算を計上いたしております。

第二に、船員保険特別会計につきましては一般会計から四百七十六億円の繰入れを行い、歳入、歳出予算を計上いたしております。

第三に、国立病院特別会計につきましては一般会計から一千二百九十二億円の繰入れを行い、各勘定の歳入、歳出予算を計上いたしております。

第四に、あへん特別会計につきましては歳入、歳出とも十八億円の繰入れを計上しております。

第五に、国民年金特別会計につきましては国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れ額の当分の推移等を勘案し、一般会計から国民年金特別会計への繰入れの平準化を図るための特例措置を引き続き講ずることとし、一般会計から一兆七千三百七十九億円の繰入れを行い、各勘定の歳入、歳出予算を計上いたしております。

以上、昭和五十九年度厚生省所管特別会計の予算について申し上げます。

このほか、政府関係機関として、環境衛生金融公庫及び昭和五十九年十二月までの医療金融公庫の収入支出予算につきましては、予算書等により

まして御覧いただきたいと存じます。
何とぞ、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。
上げる次第であります。

昭和五十九年度労働省所管一般会計及び特別会計予算説明要旨

昭和五十九年度一般会計及び特別会計予算のうち労働省所管分については、その概要を御説明申し上げます。

労働省の一般会計の歳出予算額は、四千九百三億二千二百百万円で、これを前年度当初予算額四千九百五十億九千四百百万円と比較いたしますと、四十七億七千二百百万円の減額となっております。
次に労働保険特別会計について御説明申し上げます。

この会計は、「労災勘定」「雇用勘定」「徴収勘定」に区分されておりますので、勘定ごとに歳入歳出予算額を申し上げます。

労災勘定は、歳入歳出予算額とも一兆六千二百七十九億六千百万円で、これを前年度予算額一兆五千七百六十一億九千九百万円と比較いたしますと、五百十七億六千二百百万円の増加となっております。

雇用勘定は、歳入歳出予算額とも一兆九千五百六十億六百万円で、これを前年度予算額一兆八千三百六十四億五千九百万円と比較いたしますと、千二百九十五億四千七百万円の増加となっております。

徴収勘定は、歳入歳出予算額とも二兆四千二百十六億五千九百万円で、これを前年度予算額二兆三千四百六十三億四千八百百万円と比較いたしますと、七百五十三億千百万円の増加となっております。

最後に、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の石炭勘定のうち当省所管分としては、炭鉱離職者の援護対策等に必要経費として、百八十一億六千九百万円を計上しておりますが、この額は、前年度予算額百八十四億四千九百万円と比較いたしますと、二億八千万円の減額

となっております。

昭和五十九年度の予算につきましては、限られた財源の中で各種施策について優先順位の厳しい選択を行い、財源の重点配分を行うことにより、最近の雇用失業情勢にも十分配慮しつつ、きめ細かく、かつ、効率的な労働施策の実現を図ることといたしております。

次に、その主要な内容について概略御説明申し上げます。

第一は、高齢化社会の進展に対応した労働対策の推進に必要な経費であります。

高齢化社会の進展の中で、経済社会の活力を維持・発展させていくためには、高齢者に対し安定した雇用、就業機会を確保することが重要であります。

このため、「六〇歳定年の一般化」の早期実現に向けて、引き続き、取組みの遅れている企業に対する行政指導の推進に努めるとともに、高齢者職場改善資金の融資枠の拡大等各種相談援助措置の充実、活用により定年延長の推進に一層努力してまいります。

今後、高齢化の波は、六〇歳前半層に移行し、この年齢層の高齢者が大幅に増加するものと見込まれております。このため、五十九年度においては、特に六〇歳前半層の雇用対策に政策の重点を置き、短時間勤務を含む多様な形態による雇用延長を促進するための事業主に対する助成、短時間勤務による雇入れを促進するための事業主に対する助成、退職前事業主による定年退職者等の再就職のあつてを促進するための助成などの施策を講じるとともに、シルバー人材センターの拡充強化等この年齢層の多様な就業ニーズに対応した雇用就業対策の総合的な整備を図ることとしております。

さらに、中高年齢者については、その職業能力の開発向上を図ることが極めて重要であります。このため、生涯訓練の基本理念に立つて事業主等が行う中高年齢者等の教育訓練に対する生涯職業訓練促進給付金の活用や公共職業訓練施設におけ

る高年齢者向け職業訓練科の増設を図る等、中高年齢者の職業能力の開発向上の推進に努めてまいります。

これらに必要な経費として八百七十九億八千二百百万円を計上いたしております。

第二は、産業構造・就業構造の変化に対応した労働対策の推進に必要な経費であります。

現在、わが国産業界においては、マイクロ・エレクトロニクスを利用した技術革新が急速に進展しており、労働面においても、これらの変化に適切に対応することが重要な課題となっております。

マイクロ・エレクトロニクスを中心とした技術革新の雇用及び影響に対応するため、雇用職業総合研究所の研究体制等の強化を図るとともに部門別雇用安定労使協議の開催による労使その他の関係者の意志疎通の促進を図るなど積極的な対策を講ずることとしております。また、マイクロ・エレクトロニクス機器の普及に対応した職業訓練や安全衛生対策の充実にも努めてまいります。

今後、雇用の拡大の見込まれる第三次産業分野において適切な労働条件が確保され、安定した雇用の場が形成されることは極めて重要であります。このため、商業・サービス業等の事業主の団体を対象として、自主的労働条件改善モデル集団の指定と労働条件改善アドバイザーの設置等による指導援助を行うことにより、労働時間をはじめとする労働条件の自主的な改善を促進するなど産業社会の実態の変化に即応した的確な施策を推進してまいります。

さらに、パートタイムの雇用の安定、労働条件の確保等を目的とする総合対策を盛り込んだパートタイム労働対策要綱を策定し、これに基づいて労使に対する啓発指導に努めるとともに、パートバンク等を中心とした職業紹介体制の充実に努めてまいります。

これらに必要な経費として十一億七千三百百万円を計上いたしております。
第三は、雇用失業情勢に即応した雇用対策の推進に必要な経費であります。

最近の雇用失業情勢は、なお厳しさを残しているものの景気の回復を背景として改善の動きが出てきております。

労働省としては、こうした改善の動きを確実なものとするため、失業の予防、再就職の促進を図るとともに、業種・地域における失業の実態に即した雇用対策を機動的に進めてまいります。

また、雇用保険制度については、雇用失業構造の変化に対応して、失業者の再就職の促進を図るとともに、制度の不合理な面を是正し、将来にわたる制度の健全かつ機動的な運営を確保することとしており、今国会にそのための法律案を提出いたしました。

このほか、わが国の経済社会の著しい変化に対応して、労働力需給のミスマッチを防止するため、機動的な職業紹介を推進するとともに、雇用情報提供等の雇用サービス機能を強化することとしております。

これらに必要な経費として一兆三千九百六億七千七百万円を計上いたしております。
第四は、労働者の安全と健康を確保するための施策の推進に必要な経費であります。

働く人々の生命と健康を守り快適な作業環境を形成することは、労働行政の最重要課題であります。

五十九年度においては、産業安全研究所の爆発・火災研究施設の充実などにより、爆発・火災による重大災害の防止対策の確立を図るとともに、機械等の安全確保、建設業における労働災害防止のための施策の促進、じん肺、振動障害等の職業性疾病対策を進め労働災害の着実な減少を図ることとしております。

また、産業医科大学に大学院及び産業生態科学研究所を設置するなどにより、産業医学の振興を図ることとしております。
なお、不幸にして労働災害を被った方々やその遺族に対しては、適正・迅速な労災給付を行うとともに労災被災者の社会復帰の促進を図ることとしております。

これらに必要な経費として九千三百六十五億二千八百万円を計上いたしております。

第五は、経済社会の変化に対応した能力開発の推進に必要な経費であります。

産業構造の変化、産業技術の高度化等社会経済情勢の変化に伴い職業訓練の果たす役割はますます重要となつてきております。特に高齢化社会への移行のなかで勤労者が生涯を通じて職業能力の開発向上ができるよう、民間、公共一体となつた訓練体制の整備を図る必要があります。

このため、民間における能力開発を振興するため、第一で述べたように生涯職業訓練促進給付金の積極的活用を図るほか、中小企業事業主等の行う認定訓練に対する助成の充実、地域職業訓練センターの増設等を行うこととしております。また、技術の高度化、多様化に対応した公共職業訓練を推進するため、総合高等職業訓練校の職業訓練短期大学校、技能開発センターへの転換を推進するとともに、職業能力評価体制の整備と技能尊重意識の醸成を図ることとしております。

これらに必要な経費として六百七十九億五千八百万円を計上いたしております。

第六は、職業生活の充実と労働者福祉対策の推進に必要な経費であります。

労働者の福祉の増進を図るため、週休二日制の普及等労働時間短縮については、今後とも労使の自主的努力を基本に、経済動向、産業・企業の実情を踏まえ、その一層の推進に努めてまいります。また、労働者の貯蓄や持家などの資産形成を促進するため、勤労者財産形成持家個人融資制度をはじめとして勤労者財産形成促進制度の普及を図ることとしております。

このほか、最低賃金制度の推進、未払賃金立替払事業の充実等労働条件に関する施策を推進するとともに、中小企業退職金共済制度の普及促進、勤労青少年福祉対策の推進、勤労者のための福祉施設の整備等を行うこととしております。

これらに必要な経費として二百六十二億六千二百万円を計上しております。

第七は、雇用における男女の機会の均等及び待遇の平等の確保対策の推進に必要な経費であります。雇用における男女の機会の均等と待遇の平等については、婦人差別撤廃条約の批准に向け、国内法制等諸条件の整備に努めることが、昭和六〇年までの国内行動計画の後期重点目標の重点課題とされております。

このため、雇用における男女の機会と待遇の平等の促進のために必要な法制の整備が必要であると考へております。法制整備の内容については、現在、婦人少年問題審議会の建議を踏まえて、関係法案を今国会に提出する所存であります。

また、育児休業制度の普及を促進するため、特定職育児休業利用助成給付金等の拡充を図るほか、再就職型等女子の就業パターンの多様化に応じた施策を推進することとしております。

これらに必要な経費として十二億三千三百万円を計上いたしております。

第八は、障害者等特別の配慮を必要とする人々に対する施策の推進に必要な経費であります。心身障害者等の特別の配慮を必要とする人々に対して、雇用機会を確保するための雇用対策を積極的に推進するほか職業生活を援助するための施策の充実を図る必要があります。

このため、心身障害者対策については、身体障害者雇用率達成指導を強力に推進するほか、特に、就職の困難な重度障害者及び精神障害者については、重度障害者雇用企業の設置に対する融資制度の創設、地方公共団体の積極的参加の下に、民間の活力を生かした第三セクター方式による雇用企業の育成を図るなど雇用の改善を促進するため条件整備を図ることとしております。また、障害者の職業的自立を図るためには、その職業能力の開発向上等が重要であります。このため、障害者の一般の職業訓練校への入校の促進、入校者の障害の重度化に対応した身体障害者職業訓練校の整備を図るほか、治療から社会復帰までを一貫して行う総合リハビリテーション施設を設置計画を推進することとし、五十九年度においては、医療

部門の建設に着手することとしております。

このほか、建設労働者、季節・出張労働者、同和関係住民、炭鉱離職者、母子家庭の母等、インドシナ難民等のための雇用対策についてもそれぞれ充実を図るほか、中国引揚者についても特定求職者雇用開発助成金を適用することによりその雇用の促進を図ることとしております。

さらに、失業対策事業につきましては、今回、その運営について見直しを行ったところでありますが、今後とも事業の適正な運営に努めてまいり所存であります。

これらに必要な経費として千四百十九億七千三百万円を計上いたしております。

第九は、経済社会の変化の下での労使関係の安定の推進に必要な経費であります。

今後の経済社会情勢の大きな変化に対応するためには、労使が広い視野から自主的に話し合うことによつて、これまで形成されてきた良好な労使関係を維持、発展させ、問題の合理的、平和的解決を図る必要があります。

このため、今後とも産業労働懇話会等の場を通じて、政・労・使間の相互理解と信頼関係を一層深めることに努めるとともに、労使関係の実情に関する調査研究等を行い、これらの成果の普及を通じて、安定した労使関係の形成を促進することとしております。

これらに必要な経費として七億五千四百万円を計上いたしております。

第十は、変動する国際社会に即応する労働外交の推進に必要な経費であります。

近年、政治、経済、文化面での国際相互依存性が高まるに伴つて、労働問題も一層国際化の度合いを深めており、わが国のおかれた国際的地位にふさわしい労働外交を積極的に展開すべきと考えております。

開発途上国の経済社会開発に対する援助協力を進めるにあつては、特に人材育成への積極的協力が望まれております。このため、民間企業の行う海外職業訓練を援助するための施設として設置

された「海外職業訓練協力センター」の運営開始、国際技能開発計画の充実等、民間の活力を生かした海外技術協力を推進するとともに、国際機関の行うアジア、太平洋地域技能開発計画への協力等、開発途上国労働者の労働能力の開発その他多角的な技術協力の推進を図ることとしております。

また、先進工業国、開発途上国双方に我が国の安定した労使関係に対する関心が高まつており、他方、貿易摩擦が激化する背景として、わが国の労働事情に対する各国の正しい理解の必要性が指摘されております。このため、従来から行つてきた先進工業国の労働組合指導者の招聘に加え、米国の若手堅労働組合指導者の招聘制度を創設するとともに、開発途上国の労働問題に対するわが国労使による協力の促進等、労働関係者の交流を推進し相互理解の促進に努めてまいります。

これらに必要な経費として三十八億六千五百万円を計上いたしております。

以上のほか、総合的な労働政策の樹立と労働行政体制の整備及び一般行政事務費等に必要経費を計上いたしております。

以上、昭和五十九年度労働省所管一般会計及び特別会計の予算について概略御説明申し上げます。

要 望

静岡県

一 心身障害者小規模授産事業に対する国庫補助制度の創設について
在宅の心身障害者に対する福祉の充実を図るため、本県において心身障害者小規模授産事業を実施しているが、多大の費用を要する運営費等について国庫補助制度を創設されるよう要望する。

二 情緒障害児対策の充実について
情緒障害児については、児童相談所における面接指導や情緒障害児短期治療施設への収容で

対処しているが、情緒障害児が増加傾向にある、また、障害も複雑化しているため、多角的な情緒障害児対策を樹立されるよう要望する。

供しているところである。
しかしながら、シルバー人材センター等は、収益を目的としたため財政基盤が弱い中で、事業運営を補助金に頼っているのに加え、その会員は雇用関係のないため労働関係諸法規の適用がなく、不安定な立場におかれている実情にある。

三 乳児保育、障害児保育及び延長保育の促進について
既婚婦人の職場進出等に伴い無許可保育施設への入所児童が増加している反面、一部許可保育所においては定員割れの現象を生じている。このため、本県では助成制度を設け乳児保育障害児保育の促進に努めているが、国においても乳児保育、及び延長保育促進体制の樹立を図られるよう要望する。

よって、高齢化社会対策事業の一環としての本事業の重要性を十分認識し、次の事項について、早急に実現されるよう要望する。

四 老人精神衛生相談事業の充実について
痴呆老人を抱える家族の悩みを解消するため、保健所に老人精神衛生相談窓口をかいせつし、老人の精神衛生相談の充実を図るため、所要経費の予算措置の拡充を要望する。

記
一、シルバー人材センター等の事業の法制化を積極的な推進するとともに、就労に伴う安全の確保と補償制度の確立を図ること。
二、シルバー人材センター事業の国庫補助制度が昭和五十九年度で終了するが、昭和六〇年度以降においても継続すること。

五 市町村保健婦設置に対する国庫補助の拡充について
地域保健活動を積極的に推進するため、すべての市町村保健婦を国庫の補助対象とするとともに、活動経費の予算措置の拡充を要望する。

二月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、建設国保組合の改善に関する請願（第一号）
一、医療保険改悪反対に関する請願（第六号）
一、保育所制度の充実に関する請願（第七号）
一、医療保険制度の改正に関する請願（第一四号）

六 国立東静岡病院及び国立浜病院は、本県東部地域の中枢病院として、また国立療養所天竜病院は、へき地中核病院として、地域医療に貢献されているところであり、地域住民のこれらの病院に対する期待は大きいので、医療機能の充実強化をより一層図られるよう要望する。

一、保育所制度の充実に関する請願（第二号）
一、医療保険制度改正に関する請願（第二六号）
一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願（第二七号）
一、保育所制度の充実に関する請願（第二九号）
一、民間保育事業の振興に関する請願（第三一号）

七 シルバー人材センターについて
近年、我が国は人口の高齢化が急速に進みつつあり、昭和七〇年には六五歳以上の高齢者が全人口の一三・一パーセント以上にも達すると予測されている。

一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願（第三三号）（第三四号）
一、漢方薬の健康保険適用除外反対に関する請願（第三五号）
一、保育所制度の充実に関する請願（第三六号）

こうした中で、高齢者の生きがいの確立と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、シルバー人材センターや便利組合等が各地に設立され、会員の労働能力や経験を生かした就労の機会を組織的に把握して、高齢者に提

一、民間保育事業の振興に関する請願（第四一號）（第四二號）
一、保育所制度の充実に関する請願（第四四號）
一、民間保育事業の振興に関する請願（第四五號）
一、保育所制度の充実に関する請願（第四六號）
一、民間保育事業の振興に関する請願（第五〇號）
一、民間保育事業の振興に関する請願（第五一號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第五二號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第五三號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第五四號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第五五號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第五六號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第五七號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第五八號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第五九號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第六〇號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第六一號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第六二號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第六三號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第六四號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第六五號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第六六號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第六七號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第六八號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第六九號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第七〇號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第七一號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第七二號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第七三號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第七四號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第七五號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第七六號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第七七號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第七八號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第七九號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第八〇號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第八一號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第八二號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第八三號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第八四號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第八五號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第八六號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第八七號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第八八號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第八九號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第九〇號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第九一號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第九二號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第九三號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第九四號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第九五號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第九六號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第九七號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第九八號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第九九號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第一〇〇號）

一、障害者福祉法の制定に関する請願（第八六號）
一、保育内容の向上と施設運営の改善に関する請願（第八七號）
一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願（第八九號）（第九〇號）
一、保育所制度の充実に関する請願（第九一號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第九二號）
一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願（第九三號）
一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願（第九四號）
一、障害者福祉法の制定に関する請願（第九五號）
一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願（第九七號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第九八號）
一、障害者福祉法の制定に関する請願（第九九號）
一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願（第一〇〇號）
一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願（第一〇一號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第一〇二號）
一、障害者福祉法の制定に関する請願（第一〇三號）
一、民間保育事業の振興に関する請願（第一〇五號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第一〇六號）
一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願（第一〇七號）（第一〇八號）
一、障害者福祉法の制定に関する請願（第一〇九號）
一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願（第一一〇號）

一、障害者福祉法の制定に関する請願（第八六號）
一、保育内容の向上と施設運営の改善に関する請願（第八七號）
一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願（第八九號）（第九〇號）
一、保育所制度の充実に関する請願（第九一號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第九二號）
一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願（第九三號）
一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願（第九四號）
一、障害者福祉法の制定に関する請願（第九五號）
一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願（第九七號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第九八號）
一、障害者福祉法の制定に関する請願（第九九號）
一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願（第一〇〇號）
一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願（第一〇一號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第一〇二號）
一、障害者福祉法の制定に関する請願（第一〇三號）
一、民間保育事業の振興に関する請願（第一〇五號）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第一〇六號）
一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願（第一〇七號）（第一〇八號）
一、障害者福祉法の制定に関する請願（第一〇九號）
一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願（第一一〇號）

一、学童保育に対する国庫負担の制度化に関する請願（第一一三三号）

一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願（第一一五五号）

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第一一六六号）

一、障害者福祉法の制定に関する請願（第一一七号）

一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願（第一一八号）（第一一九号）

一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願（第一二〇号）

一、障害者福祉法の制定に関する請願（第一二一号）（第一二二号）

一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願（第一二三号）（第一二四号）

一、障害者福祉法の制定に関する請願（第一二五号）

一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願（第一二六号）

一、保育所制度の充実に関する請願（第一二七号）

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第一二八号）

第一号 昭和五十八年十二月二十六日受理
建設国保組合の改善に関する請願

請願者 島根県出雲市大津町三〇六 山本 美恵子外二千三百七十一名

紹介議員 竹田 四郎君

建設労働者・職人は建設国保組合を設立してから今日まで、毎年大幅な保険料引上げを行ってきたが、健康教育・医療費通知の実施・レセプト点検の強化などむだな医療費の節減のため積極的な運営努力を続けてきたが、昭和五十九年度予算編成にあたって、政府が制度の見直しのもとに医療保険、特に、国民健康保険の国庫補助の削減方針を打ち出していることに大きな危惧を抱いている。また、住宅不況による仕事不足・収入の減少で、

保険料などの滞納が続出しており、その対策についても真剣に取り組んでいる。このような状況下で、更に厳しい財政条件が加われば、最悪の事態にもなりかねない。ついでに、これまで果たしてきた建設国保組合の役割・実績を正しく評価し、当面、昭和五十九年度予算編成にあたり、次の事項について措置されたい。

一、国民健康保険に対する国庫補助は現行水準を堅持すること。

二、建設国保組合に対する国庫補助は定率四十パーセントを堅持するとともに、臨時調整補助金は現行水準を維持すること。

三、事務費負担金の保険料肩代わりを行わず、最低、現行水準を確保すること。

四、所得調査の結果により国民健康保険組合に対する国庫補助制度の見直しを行うことにしているが、建設国保組合に対する補助の算定は、日雇健康保険より移行した経緯を踏まえ現行どおりとすること。

第六号 昭和五十九年一月六日受理
医療保険改悪反対に関する請願

請願者 茨城県筑波郡谷田町真瀬一、〇 八三〇二 高田順子外七百二十八名

紹介議員 高杉 勉忠君

中曽根内閣は、昭和五十九年度予算の編成にあたってマイナスイメージのシンボルを設け、防衛費については聖域化して膨張を認めながら、医療費については患者負担を一挙に増やして、支出の大幅削減を図ろうとしている。その内容は、健康保険本人十割給付の八割への引下げ、入院時給食費の自己負担化、ビタミン剤等の保険適用除外、国民健康保険への国庫補助の削減、結核・精神など公費医療の保険への肩代わりといったもので、これが実現されれば、我が国医療保障のかつてない後退となり、行政改革、財政再建の名のもとに行われるこうした改悪は、直ちに中小企業主やそこに働く労働者に大きな打撃となる。

医療費増高の付けを安易に患者に転嫁するのではなく、薬漬け、検査漬け、といわれるような医療荒廃の状態を改め、医療費のむだ使いをなくすことが先決である。そして予防や健康管理を重視し、家庭医療機能の強化と医療費支払方式の是正など予防、治療、リハビリテーションを一貫した医療政策の充実を目指すなかで、格差、不公平のない医療保険の制度を確立すべきである。ついでに、だれでも安心して受けられる医療を実現するため、次の事項について実現を図られたい。

一、政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、共済組合など被用者保険の本人十割給付の八割への引下げ、入院時給食費の患者負担の導入、ビタミン剤・漢方薬等の保険適用除外の措置をやめること。

二、国民健康保険医療費の国庫補助の削減をやめること。

三、結核・精神病等公費医療制度の保険への肩代わりをやめること。

第七号 昭和五十九年一月七日受理
保育所制度の充実に関する請願（三通）

請願者 東京都文京区小日向四ノ一ノ六社会福祉法人東京都社会福祉協議会 内 八坂昭道外一万三千四百四十三名

紹介議員 山東 昭子君

一、措置費を改善すること。
二、週四十四時間勤務体制を確立すること。
三、社会保険料事業主負担金を改善すること。
四、管理費、一般生活費を増額すること。
五、民間施設給与等改善費の配分を適正化すること。
六、定員九十一人以上の施設において非常勤保育者を常勤化すること。
七、特別保育対策を拡充すること。
八、乳児保育対策を充実すること。
九、障害児保育費を充実すること。
十、延長保育、夜間保育対策を充実すること。

三、最低基準を改定すること。
四、地域児童福祉推進費を新設すること。
五、保育所保育料の現状維持を図ること。

第一〇号 昭和五十九年一月十日受理
保育所制度の充実に関する請願（二通）

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三〇四社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会 堀籠功外四千五百七十五名

紹介議員 星 長治君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一四号 昭和五十九年一月十一日受理
医療保険制度の改正に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議会内 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

近年我が国の医療費は、疾病構造の変化、人口の高齢化、医学技術の進歩等によって年々増加の一途をたどっており、医療費の適正化が急務とされている一方で、保健予防の重要性が叫ばれ、早期発見、早期治療、高度医療の充実等医療制度の充実が望まれている。厚生省が昭和五十九年度概算要求に際し、厳しい財政事情に対応して打ち出した医療費抑制構想は、地方公共団体や国民の負担増につながるものであり、かつ、現行の医療保険制度を揺るがすものである。よって、医療保険制度の改正については、今後とも真に国民医療を守る立場から、次の事項について慎重に検討されたい。
一、患者に負担増を求める改正をしないこと。
二、高額療養費の自己負担限度額の引上げをしないこと。
三、医療の治療に医療標準を設け、学術を無視し、制限診療を強要しないこと。

四、高額所得者の保険適用除外をやめること。
五、国民健康保険に係る国庫補助率の引下げをしないこと。
六、各保険制度間の財政調整を図るとともに、各種保険制度の一本化の実現に努めること。
七、結核、精神等医療費に係る現行制度を維持すること。

第二一号 昭和五十九年一月十三日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 福島県いわき市好間町小谷作ラミ
カド六八ノ一 佐藤康子外二千百十九名

紹介議員 佐藤榮佐久君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二六号 昭和五十九年一月十七日受理
医療保険制度改正に関する請願
請願者 熊本県鹿本郡植木町滴水四九六
小村学

紹介議員 田代由紀男君
我が国の医療保険は、全国民が安心して医療が受けられる制度として運営され、先進諸国と比較しても遜色のない制度である。国においては、医療費の適正化、給付と負担の公平化を図る等として、中長期的観点に立つての制度の在り方の見直しをすすめているが、その内容は国民に負担増を求めるものであり、国民生活に与える影響は多大である。よって、制度の改正については、慎重を期されたい。

第二七号 昭和五十九年一月十九日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 神戸市灘区赤坂通二ノ二ノ三 曾
我部二郎外一万四千六十二名

紹介議員 坂山 映子君
現在、毎日の食べ物うち、外食と加工食品が食費の七十五パーセントも占め、食品添加物の一日一人当たり摂取総量は約十グラムにもなったとい

われている。しかし、既に発がん性が確認され、いつたんは禁止を官報に告示した酸化防止剤BHAの禁止施行を延期し、国際標準化の名のもとに新規の食品添加物を一挙に大量指定した。このような食品衛生行政の後退は、貿易の自由化、非関税障壁の撤廃などを求める内外の政治的な圧力によるものである。特に、米国外からの強い要求におされて、今までは以上大量の新規食品添加物を指定しようとしており、消費者・国民の食生活の安全性や食糧輸入に対する不安は増大している。また、食品公害の根絶やその患者救済に対する法制度の不備についても指摘しているところである。加工食品はますます増える傾向にあり食品添加物の指定数を増やすことは、それらによる複合作用を増大させ、国民の健康を危うくするものである。現在の指定食品添加物の再点検と、総量規制を行うことが消費者国民の願いである。昭和四十七年の国会の食品添加物の使用は極力これを制限するとの附帯決議を尊重し、食品衛生行政の充実・強化を図るべきである。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、食品添加物の新規指定を行わないこと。
二、発がん物質BHAの使用禁止告示を直ちに施行すること。
三、昭和四十七年の国会の附帯決議を尊重し、食品衛生行政の一層の充実を図ること。

第二九号 昭和五十九年一月二十三日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 岡山市新保四一七ノ一 近藤連外
千四百九名

紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三〇号 昭和五十九年一月二十三日受理
保育所制度の充実に関する請願(二通)
請願者 石川県金沢市尾張町二ノ一六ノ八
六 砂走孝順外九千三百九名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三一号 昭和五十九年一月二十三日受理
民間保育事業の振興に関する請願(一通)
請願者 京都府向日市物集女北ノ口六五ノ
二 津田達司外二万二千三百三名

紹介議員 植木 光教君
一、保護者負担を軽減すること。
二、十人きざみの保育単価を設定すること。
三、事務職員を全民間保育所に配置すること。
四、乳児特別対策の対象階層を全廃すること。
五、業務省力化等勤務条件改善を完全実施すること。
六、定員割れ対策を樹立すること。

理由
(一)保育料は、市町村長によつて定められているが、しかし、そのもとになるものは、国の保育所徴収基準額によるとされている。徴収基準額は、保育所にかかる経費に保育単価の年々の増額に伴つて値上げされ、いわゆるリンク制がとられていて、これによつて、保育所にかかる経費の五十パーセント以上が保護者負担となつていているのが現状である。一方、徴収に対する階層区分は、保護者の所得税課税額に応じて決められているので、昭和五十二年以来の減税施策がなされたため、階層が漸次上に移り、負担は二重に重くなつてきている。保育料の負担増に耐えかねて退所を余儀なくされるケースも増えており、これを防止するうえから昭和三十年代に実行された国の援護率を七十パーセントに引き戻すよう要望するものである。また、国の徴収基準額の軽減化と併せて、徴収基準額決定方式の再検討を強く望むものである。(二)現行の保育単価は、園児三十人きざみの定員別に設定され、中間の定員では、不足額が生ずる仕組みになつていて、乳幼児人口の変動等によつて地域の実情に見合った定員の設定及び定員変更をしたくともきめ細かな設定ができず、経営の不安定の一因ともなつていて、定員定額制が実施されれば、この問題は解消されるが、その早

急な実現が難しい現状では、改善の方法として十人きざみの保育単価の実施を強く望むものである。(三)現在、六十人以上の保育所には、非常勤事務職員が配置されている。事務職員は、単に事務処理をするだけでなく、地域にひらく保育所としての機能するための仕事も可能である。また、保育所への行政指導の強化は日々の書類作成にあつては、大規模施設も小規模の施設も同じであるので、六十人未満の施設にも事務職員の配置と、その常勤化の方向で施策を考へよう強く要望するものである。(四)乳児の保育にあつては保母定数が三対一となる乳児保育特別対策は(対策外は保母定数六対一)、乳児の保護者の徴収基準額D5階層までしか対象になつていないが、保母定数六対一で乳児保育をすることは、子どもにとつても、保母にとつても過酷な保育条件である。対象階層を全廃し、乳児保育の保母定数を子ども三人に保母一人となるよう早急な施策の実施を要望するものである。(五)業務省力化等勤務条件改善の主な中身は四十四時間勤務体制の実施である。これについては、年次計画で予算化されているが、その歩みは遅々たるもので、昭和五十六年三月に廃止された労働時間の特例も実施できないでいるので、早急な予算措置を強く望むものである。(六)出生児減、措置基準の引締め、保育料の高額化等は、地域によつて非常に深刻な定員割れを生じている。これは、民間保育所の経営難を引き起こし、保母を解雇せざるをえない状況に追い込まれると同時に、乳幼児の保育される権利を奪うことにもつながる。また、入所基準の見直しの検討も要望するものである。

第三三号 昭和五十九年一月二十四日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 兵庫県芦屋市楠町一〇ノ二六 前
川八重子外一万二千五百十四名

紹介議員 矢原 秀男君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三四号 昭和五十九年一月二十四日受理
食品添加物の規制緩和反対等に関する請願
請願者 長野市南町六八七ノ二長野県農協婦人協議会内 加々見敦子外三千四百八十八名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三五号 昭和五十九年一月二十四日受理
漢方薬の健康保険適用除外反対に関する請願
請願者 京都市左京区岩倉長谷町二三〇ノ七二 田中茂外六百七十五名

紹介議員 植木 光教君
東洋医学（漢方薬・鍼灸）は、二千年以上の歴史をもち、日本、中国、東南アジアの人々の健康に役だつてきた。しかし、明治政府は早急な西洋医学の普及と富国強兵政策のため漢方を捨て去つた。昭和二十年の敗戦後、ペニシリンをはじめ抗生物質が急速に発展して伝染性・細菌性の病気を克服することができた反面、神経痛、リウマチ、更年期障害、成人病、その他の難病がこれに代わつて増えてきた。米國やヨーロッパでも東洋の医学に西洋医学にない利点を発見して重大な関心を寄せてきたため、遅ればせながらも我が國も保険を適用して（ごくわずかな種類である）一般大衆の医療にも使えるようにした。ところが最近、純経済的事情のみから再び大衆から漢方医学を取り上げ、同時に感冒薬やビタミン剤や、腰痛、肩こりの湿布剤も保険から除くことにし、個人で金を払うようにしようとしている。大衆のものになりつつあるこれらの医療を金がかかりすぎるといふ理由で、十年で再び取り上げようとしているが、一般大衆の東洋医学に対する要求は強く、四十パーセントくらいは医療機関が漢方薬を投与してその要求にこたえている現在、厚生省の考へていることは逆行も甚だしい。ついでに、漢方薬を健康保険から除外しないようにされたい。

第三六号 昭和五十九年一月二十四日受理

保育所制度の充実に関する請願
請願者 山口県熊毛郡田布施町 出井真有外五千六十三名

紹介議員 松岡清寿男君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三七号 昭和五十九年一月二十四日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会内 石田環外一万二千二百五十五名

紹介議員 山内 一郎君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四〇号 昭和五十九年一月二十六日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 岐阜市古市場一〇六ノ四 西垣安之外五千七百二十九名

紹介議員 杉山 令嬢君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四一号 昭和五十九年一月二十六日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会内 今井秀雄外二千三百七十名

紹介議員 岩崎 純三君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四二号 昭和五十九年一月二十六日受理
民間保育事業の振興に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市平松本町六六三 今井秀雄外五千九百九十五名

紹介議員 岩崎 純三君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第四三号 昭和五十九年一月二十六日受理

民間保育事業の振興に関する請願
請願者 長崎市茂見町三ノ二四長崎県保育団体連合会内 柏木昇外五千六百三十三名

紹介議員 宮島 淳君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第四四号 昭和五十九年一月二十七日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会内 廣川芳雄外六千七百七十四名

紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四五号 昭和五十九年一月二十七日受理
民間保育事業の振興に関する請願
請願者 神戸市灘区篠原南町五ノ三ノ一五 橋本功外八千九百九十九名

紹介議員 石井 一二君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第四六号 昭和五十九年一月二十八日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 岐阜県養老郡養老町栗笠七四 伊東博外五千七百二十八名

紹介議員 藤井 孝男君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四八号 昭和五十九年一月一日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 茨城県那珂市八幡町五ノ一四 堀川秀雄外六千五百六十四名

紹介議員 曾根田都夫君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四九号 昭和五十九年一月一日受理
保育所制度の充実に関する請願（八通）
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会内 星月量之外一万八千七百二十九名

紹介議員 藤田 正明君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第五〇号 昭和五十九年二月一日受理
民間保育事業の振興に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市住吉町一五ノ二〇 磐井君枝外七千四百九十九名

紹介議員 森山 眞弓君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第五二号 昭和五十九年二月二日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 埼玉県越谷市下間久里五八三ノ八 西山茂春外三千三百六十名

紹介議員 中野 鉄造君
この十年余の間に、我が國の腎臓病・腎不全の医学的社会的対策は着実に前進してきた。検査はほぼ各分野で実施され、かつては死を意味した腎不全も、人工透析療法、腎臓移植手術の普及と進歩により多くの尊い生命が救われるようになった。同時に、年間六、七千人ずつ増え続ける透析患者は既に五万人を超え、医療保険財政にとつても、患者の治療や雇用にとつても重大な影響をもたらしている。腎不全患者をこれ以上増やさないためにも、腎臓病の予防、治療、研究、患者の生活保障、社会復帰などを含む腎疾患総合対策確立の重要性、緊急性は強まっている。ついでに、腎疾患総合対策を早急に確立するため、次の事項について実現を図られたい。

- 一、国立佐倉病院・腎移植センターを、腎臓病の予防、治療、研究、管理、情報収集などを行う総合腎センターに拡充すること。また、各地方腎移植センターも、腎センターの機能を果たせること。
- 二、国立医療機関に人工腎臓の整備、拡充を図るとともに、透析施設の地域偏在を解消し、へ

制度を確立し、また、精神薄弱者などに対する
職制制度の拡充を図ること。社会福祉施設の措
置費を引き上げ、施設入所にあたつては、障害
の種別を超えて入所できるようにすること。更
に、リハビリテーションセンターを各市に必ず
設置し、医療、生活、労働、教育の各分野にお
ける障害者の要求にこたえられるものに充実す
ること。

五、安心して暮らせる所得保障の充実を図るこ
と。障害者が自立して生活できるよう障害年
金、障害福祉年金の給付水準を引き上げ、無年
金障害者をなくするとともに、介護を必要とする
重度障害者に介護者を頼めるだけの福祉手当・
介護手当を増額すること。

六、福祉施策の実施に必要な費用は、国と地方自
治体で負担することを原則にすること。施設の
徴収金(利用料)の引上げ、ホームヘルパー派
遣制度の有料化など、現行の制度はもとより、
新たな福祉施策の実施にあつても、障害者・
家族に費用の負担強化をさせないこと。

第七七号 昭和五十九年二月七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 千葉県木更津市中央一ノ九ノ一〇
紹介議員 村田幸外八百九十八名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第七八号 昭和五十九年二月七日受理
障害者福祉法の制定に関する請願
請願者 福岡県糸島郡前原町上新町六組六
五六ノ六 井出友春外千八百十八名
紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第七九号 昭和五十九年二月七日受理
社会福祉・社会保険の拡充に関する請願
請願者 福島市仁井田西下川原一 横山静
子外四百九十九名

紹介議員 糸久八重子君

社会保障、社会福祉予算は年々切り下げられ、昭
和五十八年度は〇・六パーセント増という、実質
的にはマイナス予算となつていて、保育料や福祉
施設の利用料の値上げ、老人や障害者のための
ホームヘルパーの有料化など、福祉の後退が著し
まり、労働者、国民の暮らしも実質賃金の低下をはじ
め、公共料金の引上げや実質増税のもとでますます
苦しく、生活破綻や家庭崩壊が広まっています。
特に子ども、老人、障害者など社会的に弱い立場
の者の暮らしへのしわ寄せは重大である。昭和五
十九年度予算において、政府はマイナス十パーセ
ントの削減を決定し、一方で軍事費や財界の
ための予算は別枠扱いにしようとしている。つい
ては、日本の平和とすべての国民の暮らしを守る
ため、社会保障、社会福祉予算を大幅に増額し、
次の事項について実現を図らねばならない。

一、社会福祉を拡充し、子ども・老人・障害者の
豊かな暮らしと社会福祉労働者の労働条件改善
のための社会福祉予算を大幅に増やすこと。
二、大幅増員で利用者のより良い処遇と社会福
祉労働者の労働時間短縮、週四十四時間労働
を確立し、健康で働ける労働条件を保障する
こと。

三、措置費・人件費財源を大幅に引き上げ、実
態に見合う賃金財源保障を行うこと。
四、最低基準の抜本的改正をすすめ、国民の福
祉要求にこたえる福祉施設の増設と改修を行
い、保育所・老人保護施設など福祉施設の縮
小・統廃合を行わないこと。

五、生活保護の引締めをやめ、生活保護基準を
大幅に引き上げること。

二、ホームヘルパーなど福祉の有料化に反対し、
保育所・老人・障害者施設の利用者負担(保育
料・徴収金)を軽減し、だれもが安心して福祉
サービスを受けられるようにすること。

三、年金・医療制度の改悪に反対し、国民の負担
を軽減し、だれもが安心して暮らせるよう社会
保障制度を拡充すること。

第八〇号 昭和五十九年二月七日受理
保育内容の向上と施設運営の改善に関する請願
請願者 大阪府門真市中町一ノ一門真市職
員労働組合内 大下憲二外千二百
十八名

紹介議員 糸久八重子君
子どもは、将来の日本を担う国の宝であり、子ど
もたちのように、その社会の状況、その国の政
治の姿勢がうかがわれるともいわれる。児童福祉
法も国及び地方公共団体は、児童の保護者とも
に、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負
うことを基本姿勢としている。ところが、心身と
もに子どもたちの成長がゆがんできていることが
憂慮され、保育園、幼稚園、学童保育の充実が切
望されているにもかかわらず、その公的責任があ
いまいにされるようになっている。軍事費の突出に押
しつぶされるように、福祉・保育の切捨てが横行
されてきている。ついては、法の基本姿勢に立ち
かえり、次の事項について実現を図らねばない。

一、希望するすべての子どもがいつでも入れるよ
うに、入所措置基準を緩和し、措置費(運営費)
を定員払い制にすること。
二、保育料の徴収基準を引き下げ、第二子以降の
保育料減免を全階層に適用すること。
三、産休あけ保育をすすめるために、乳児保育特
別対策の改善を図り、階層区分を撤廃すること。
四、延長保育特別対策は、八時間を超えて保育を
必要とする乳幼児を対象とし、措置費加算を増
額すること。また、延長保育料の撤廃を行うこ
と。

五、より良い保育をすすめるために、保育の受持
定数の改善、職業病の予防と補償、週四十四時
間体制の早期実現、賃金の引上げ等保育所に働
く者の条件を改善すること。
六、保育所の給食費、教材費、暖房費などを大幅
に増額すること。

七、無(未)認可保育所の子どもに国庫助成を行う
こと。
八、へき地、季節保育所、病院内保育施設への補
助の増額を行うこと。また、入院患児(長期療
養児)保育に国庫助成を行うこと。
九、学童保育の制度確立を図り、当面、都市児童
健全育成事業については、実態に即して改善及
び拡充すること。

第八一号 昭和五十九年二月七日受理
障害者福祉法の制定に関する請願
請願者 福岡市博多区諸岡三ノ一一ノ九
田中五十男外九十九名
紹介議員 美濃部亮吉君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第八二号 昭和五十九年二月七日受理
民間保育事業の振興に関する請願
請願者 京都市上京区九太町通智恵光院西
入社団法人京都市保育園連盟内
木原克美外一万八千八百七十七名
紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第八三号 昭和五十九年二月七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 京都市伏見区下鳥羽北ノ口町一四
木田堀利外千五百十名
紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第八四号 昭和五十九年二月七日受理
食品添加物の規制緩和反対等に関する請願
請願者 兵庫県西宮市天道町一七ノ一三ノ
一〇一 宮野輝昭外五千八百八十八名
紹介議員 伏見 康治君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第八五号 昭和五十九年二月七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都江東区辰巳一ノ一〇ノ七三
ノ二〇七 宮田マサ子外三千八百
二十二名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第八六号 昭和五十九年二月七日受理
障害者福祉法の制定に関する請願

請願者 東京都新宿区西新宿五ノ八ノ六市
川ビル内 矢島せい子外千四百五
十名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第八七号 昭和五十九年二月七日受理
保育内容の向上と施設運営の改善に関する請願

請願者 大阪府吹田市高城町二六ノ六こば
と保育園内 大西あき子外九百九
十九名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第八九号 昭和五十九年二月七日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 横浜市旭区上白根町一ノ二ノ七〇
六 鈴木博子外二百九名

紹介議員 服部 信吾君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第九〇号 昭和五十九年二月七日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 香川県綾歌郡国分寺町一、三三二
滝本正信外九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第九一号 昭和五十九年二月七日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 茨城県水戸市元吉田町二、二七三
ノ一〇 福田喜美子外五千七百四
名

紹介議員 岩上 二郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第九二号 昭和五十九年二月七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 香川県仲多度郡多度津町本通一ノ
四ノ二五 神原敏美外九百五十二
名

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第九三号 昭和五十九年二月八日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 佐賀県神埼郡三田川町吉田一、八
〇二ノ二四 松本庄太郎外四百八
十九名

紹介議員 久保田真苗君

七・九人に一人が病氣(昭和五十七年国民健康調
査)というように、国民の健康破壊は史上最悪の
状態になつており、予防給付を含めた公的医療保
険の充実改善が強く望まれている。ところが政府
は、昭和五十九年度の予算編成では四年連続軍事
費を突出させ、一方で医療保険制度の根幹を切り
崩す大改悪案を示し、昭和五十九年七月からの実
施を意図していた。その内容は、健康保険本人十
割給付の八割への削減、入院時給食費の一日六百
円の自己負担、ビタミン剤等の薬の保険適用除外
など、患者負担を大幅に増やし国庫負担を削減す
るものであり、また、診療に對して医療標準とい
う枠を新設し、保険医療に大幅な診療制限を行
い、それを超えるものはすべて自己負担にするこ
として、更に、高額所得者を保険から外し、国
民皆保険制度を切り崩すものとなつてゐる。その
うえ政府は、国公立病院をはじめすべての医療機
関と病床を大幅に削減し、医療供給の面からも国

民の医療の機会を狭めようとしてゐる。こうした
改悪が実施されれば、家計からの医療費支出は大
幅に増え、治る病氣も治らなくなり、金の切れ目
が命の切れ目となるのは必至である。ついでに、
国民が安心して医療が受けられるようにし、公的
医療保険制度を守り、充実させるため、次の事項
について実現を図らねばならない。

一、政府が健康保険及び組合健康保険、共
済組合など被用者保険の本人十割給付の引下げ
をやめ、予防、保健給付等の充実改善を図るこ
と。

二、治療費である入院時給食費の患者負担の導入
をやめること。

三、ビタミン剤、健胃剤、感冒薬、漢方薬等の薬
劑の保険適用除外をやめること。

四、国民健康保険医療費の国庫補助の削減をやめ
ること。

五、結核、精神等公費医療制度の保険への肩代わ
り、給食費患者負担をやめ、全額無料の公費医
療制度を確立すること。

第九四号 昭和五十九年二月八日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 青森県むつ市金曲一ノ一四ノ三
山本榮子外七百九十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第九五号 昭和五十九年二月八日受理
障害者福祉法の制定に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市武庫之荘八ノ三二ノ
二〇二 吉岡大吉外九十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第九七号 昭和五十九年二月八日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 福岡市城南区堤二ノ一五ノ六 大
石美代子外三百九十九名

紹介議員 中野 鉄造君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第九八号 昭和五十九年二月八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都墨田区東向島六ノ六一ノ九
阿部純子外三千九百六十五名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第九九号 昭和五十九年二月八日受理
障害者福祉法の制定に関する請願(五通)

請願者 東京都足立区平野一ノ四ノ二ノ四
〇七 石島福三郎外九百一十一名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第一〇〇号 昭和五十九年二月八日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願(三通)

請願者 福島県白河市年貢町三九 大崎浩
外千四百九十四名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第一〇一号 昭和五十九年二月八日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷岩崎町一四九 堀
井保外二百九名

紹介議員 刈田 貞子君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一〇二号 昭和五十九年二月八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 静岡県浜名郡雄踏町宇布見四、八
五四 渥美和夫外四千九百九十九
名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一〇三三 昭和五十九年二月八日受理
障害者福祉法の制定に関する請願
請願者 福岡市南区野田目八三八ノ二 長
峰悦子外八十九名
紹介議員 美濃部亮吉君
この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第一〇五五 昭和五十九年二月八日受理
民間保育事業の振興に関する請願
請願者 京都府宇治市木幡花柳八 伊藤義
明外三千三百八十五名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第一〇六六 昭和五十九年二月八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 福島県須賀川市小倉天ヶ岡二〇
渡辺節子外五千九百九十二名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一〇七七 昭和五十九年二月八日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 香川県綾歌郡国分寺町柏原四一 県
住Kノ五ノ二 山下美幸外四十九
名
紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一〇八八 昭和五十九年二月八日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 福岡市南区横手二ノ二八ノ一〇
江里口俊治外九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一〇九号 昭和五十九年二月八日受理
障害者福祉法の制定に関する請願
請願者 兵庫県伊丹市鈴原町一ノ三〇ノ三
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

紹介議員 岩本幸子外九十九名
この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第一一〇号 昭和五十九年二月八日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願(二通)
請願者 東京都日野市旭が丘六ノ八ノ三二
木村典夫外五百五十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第一一二三 昭和五十九年二月八日受理
学童保育に対する国庫負担の制度化に関する請願
請願者 大阪府高槻市西町四七ノ七 山口
雅之外三百九十九名
紹介議員 片山 基市君
高槻市は、高度経済成長政策による人口の都市集
中の結果、昭和四十年から昭和五十年までの十年
間に二・五倍(二十万人増)という全国でも有数
の人口急増をみ、現在では三十四万人の人口を有
しているが、この急激な人口増は、教育現場や市
民生活、市の財政など、あらゆる面で様々なひず
みをもたらしている。我々は、子どもたちの教育
環境と市民生活を守るために、特に教育と福祉の
問題を中心として、その改善を求めてきたが、基
本的には、ほとんど改善されないうまま今日に至つ
ている。ついでには、緊急に改善が必要な課題とし
て、学童保育に対する公的責任を明確にし、施設
及び運営についての国庫負担を制度化された
い。

第一一五五 昭和五十九年二月九日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 香川県高松市浜ノ町六〇ノ七五ノ
二〇六 齊藤和雄外四十九名
紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一一六六 昭和五十九年二月九日受理
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 東京都立川市栄町五ノ二一公社三
三六 佐藤章外五千八百八十九名
紹介議員 藤井 恒男君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一一七号 昭和五十九年二月九日受理
障害者福祉法の制定に関する請願
請願者 福岡県春日市須玖九八五ノ三 佐
治まり子外九十九名
紹介議員 美濃部亮吉君
この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第一一八号 昭和五十九年二月九日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 岩手県花巻市高木二〇ノ二五ノ
六 川村富孝外四百九十八名
紹介議員 久保田真由君
この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第一一九九 昭和五十九年二月九日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 静岡県伊豆市二 佐塚昌江外四
百九十四名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第二二〇号 昭和五十九年二月九日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 千葉県船橋市海神二ノ一七ノ三
宮本光代外七十九名
紹介議員 飯田 忠雄君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二二二号 昭和五十九年二月九日受理
障害者福祉法の制定に関する請願
請願者 兵庫県姫路市広畑区小坂八二ノ二
四 大森清士外九十九名
紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二二三号 昭和五十九年二月九日受理
障害者福祉法の制定に関する請願
請願者 神戸市垂水区陸ノ町二ノ三二 馬
場靖男外九十九名
紹介議員 高桑 栄松君
この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二二三号 昭和五十九年二月九日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 大阪府池田市伏見台一ノ三九ノ一
三 川田美義外三千八十三名
紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二二四号 昭和五十九年二月九日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 福岡県飯塚市下三緒東ヶ丘九 溝
口咲子外九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二二五号 昭和五十九年二月九日受理
障害者福祉法の制定に関する請願
請願者 山形県村山市橋岡新町一ノ八ノ一
伊藤大蔵外九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二二六号 昭和五十九年二月九日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 埼玉県浦和市南元宿四九ノ一 小
山田洋子外百二十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第二二七号 昭和五十九年二月九日受理
保育所制度の充実に関する請願

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一三九号 昭和五十九年二月十日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 東京都新宿区信濃町二二ノ一 本
保土喜子外百名
紹介議員 中山 千夏君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一四〇号 昭和五十九年二月十日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 大分市古国府花園一六ノ一 小野
幸子外十三名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一四一号 昭和五十九年二月十三日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 埼玉県浦和市領家六ノ二四ノ三
菊池陽子外一万七百七十五名
紹介議員 鈴木 一弘君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一四二号 昭和五十九年二月十三日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市白浜町六ノ二四
近藤信子外九十九名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一四三号 昭和五十九年二月十三日受理
障害者福祉法の制定に関する請願
請願者 岡山県倉敷市中島二、四〇七 中
島保外二百十九名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第一四五号 昭和五十九年二月十三日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願(二通)
請願者 札幌市北区北三十八条西二丁目
小嶋源七外九百九十三名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第一四六号 昭和五十九年二月十三日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 宮城県古川市飯川要害六五六 加
藤昭夫外四百八十四名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第一四七号 昭和五十九年二月十三日受理
身体障害者福祉法の改正にあたり中途失聴者・難
聴者に対する法的措置と福祉施策の確立に関
する請願
請願者 東京都世田谷区接上水四ノ一七ノ
七 坂本昌美外七百三十七名
紹介議員 前島英三郎君
中途失聴者・難聴者は、戦争、事故、薬害、騒
音、突発性などの原因により人生の中途で聴力を
なくした者であり、多くが現代社会の病理の犠牲
者といつてよい。しかるに、現行の身体障害者福
祉法には、ろうあ者の言葉はあるが中途失聴者・
難聴者の言葉は見当たらない。こうした法的未認
知の状況から中途失聴者・難聴者は福祉施策の面
でも置き忘れられ、多くの困難を味わつてきた。
こうした状態が、実質的に補聴器を必要とする両
耳聴力損失四十デシベル以上五十九デシベルま
での者を身体障害者から除外するといった現実をそ
ぐわない規定を残してきた一因と考えられる。つ

第一四四号 昭和五十九年二月十三日受理
この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

いては、身体障害者福祉法の改正にあたり、中途
失聴者・難聴者の法的措置を明確にし、福祉
施策を確立するため、次の事項について実現を図
られた。
一、新しい身体障害者福祉法に次の事項を盛り込
むこと。
1 中途失聴者・難聴者を条文の中で正当に位
置づけること。
2 中途失聴者・難聴者のため、要約筆記者派
遣の制度化、公的集会場への磁気テープ・
オーバードプロジェクターなど集団補聴
装置設置の義務づけ等を含んだ総合リハビリ
テーション体系を盛り込むこと。
3 現行法第三十条の二のろろあ者更生施設の
条文のろろあ者を聴覚障害者と改め、中途失
聴者・難聴者も対象とすること。
4 現行法第四十条の別表の二の1両耳聴力損失
六十デシベル以上を四十デシベル以上と改め
ること。
5 現行身体障害者等級表で、聴覚障害者の該
当等級の二級より六級を一級より五級に格上
げし、両耳聴力損失四十デシベル以上五十九
デシベル以下を新たに六級とすること。
二、身体障害者雇用促進法を強制法とし、すべて
の聴覚障害者が能力にふさわしい職業につける
ようにすること。

第一四八号 昭和五十九年二月十三日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 兵庫県宝塚市小浜二ノ五ノ四〇
後水流純一外五千十二名
紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一四九号 昭和五十九年二月十三日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 名古屋市中区池上三ノ一〇七ノ
六 清水義寛外千八百七十二名
紹介議員 高桑 栄松君

第一五〇号 昭和五十九年二月十三日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 埼玉県志木市上岡二ノ七ノ四五
一 適愛子外一万二千四百二十八名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一五一号 昭和五十九年二月十三日受理
民間保育事業の振興に関する請願
請願者 名古屋市中区天塚町一ノ二八 西
村正義外七千三百六十七名
紹介議員 井上 計君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第一五二号 昭和五十九年二月十三日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 埼玉県久喜市古久喜八三 安田美
津枝外五千九百九十九名
紹介議員 関口 恵造君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一五三号 昭和五十九年二月十三日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会内 吉田武人外六
千六百五十六名
紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一五四号 昭和五十九年二月十三日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会内 大橋政治外六
千三百六十五名
紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一五五号 昭和五十九年二月十三日受理
身体障害者福祉法の改正にあたり中途失聴者・難聴者に対する法的措置の確立に関する請願
請願者 茨城県東茨城郡常北町石塚七二
片根榮子外二百五十五名
紹介議員 曾根田都夫君

この請願の趣旨は、第一四七号と同じである。

第一五六号 昭和五十九年二月十三日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 京都市中京区夷川通烏丸東入西九
軒町二九一せいきよう会館京都消
費者団体連絡協議会内 伊吹良太
郎外五千名
紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一五八号 昭和五十九年二月十四日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 千葉県市川市中国分四ノ三ノ一四
荒井利子外九名
紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一五九号 昭和五十九年二月十四日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 千葉県流山市野々下五ノ一、〇〇
四ノ一 安藤次子外三百二十九名
紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一六三三号 昭和五十九年二月十四日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 京都市右京区嵯峨新宮町七ノ一
金子護外九千九百九十九名
紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一六四号 昭和五十九年二月十四日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 埼玉県朝霞市溝沼七ノ一ノ一二
石井房子外四千七百五十五名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一六五号 昭和五十九年二月十四日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 千葉県船橋市前原西六ノ四九ノ二
〇四 丸山芳高外三千三百九十七名
紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一六六号 昭和五十九年二月十四日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 富山県新湊市庄川本町一〇ノ一〇
紺谷一三外二千四百四十名
紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第一六七号 昭和五十九年二月十四日受理
身体障害者福祉法の改正にあたり中途失聴者・難聴者に対する法的措置の確立に関する請願
請願者 千葉県船橋市芝山三ノ三〇ノ一四
ノ四〇一 外山徳子外七百十五名
紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一四七号と同じである。

第一六八号 昭和五十九年二月十四日受理
身体障害者福祉法の改正にあたり中途失聴者・難聴者に対する法的措置の確立に関する請願
請願者 岡山県小田郡矢掛町西川面二、四
二七 妹尾文人外三十九名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一四七号と同じである。

第一六九号 昭和五十九年二月十四日受理
身体障害者福祉法の改正にあたり中途失聴者・難聴者に対する法的措置の確立に関する請願
請願者 滋賀県草津市志那町九六九 里川
清浩外百九十九名
紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第一四七号と同じである。

第一七〇号 昭和五十九年二月十四日受理
障害者福祉法の制定に関する請願
請願者 東京都足立区西新井二ノ二〇ノ一
一 田中武司外八百九名
紹介議員 美濃部亮吉君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第一七一号 昭和五十九年二月十四日受理
食品添加物の使用規制強化に関する請願
請願者 千葉県松戸市松台八二ノ九宮原莊
大久保ヒロ子外二千四百四十名
紹介議員 糸久八重子君

現在、日々の食べ物のうち、外食と加工食品が食費の七十五パーセントも占めるなかで、食品添加物の一人一日当たり摂取量は約十グラムにもなつたといわれる。しかし、既に日本の公式研究機関と食品衛生調査会で発がん性が確認され、いつたんは禁止を官報にまで告示した酸化防止剤BHAの禁止施行が、米国など外国の見解との調整を理由に、実施が延期された。また、食料品の輸入手続の簡素化を図るという第二次臨時行政調査会の方針に基づいて、国際基準にあわせるという理由で、米国政府などからの要請による十一品目の食品添加物を一挙に許可し、十四品目については使用範囲を拡大した。食品添加物や農薬の複合毒性が心配されているなかで、安全性が十分に確認されないまま使用品目が増やされ、日本の公式研究機関で判定された発がん物質が、外国で許可さ

れているからという理由で禁止されないというところは、食品添加物の使用は極力制限するという昭和四十七年の国会決議の重大な違反である。このような最近の食品添加物行政の異常なまでの変化は、農産物・食料品の輸入自由化、拡大を図ろうとする内外の政治的圧力によるものであり、特に、米国からは、更に百品目以上の使用を認めよう要求されている。こうしたなかで、政府は、米の作付制限を続け、既に食糧(穀物)自給率が三十パーセントをきろうとしている状況にあるにもかかわらず、牛肉・オレンジをはじめとする農産物の輸入自由化の要求におされて、食糧の外国依存を強め、食生活を、質・量両面から不安にさせている。ついで、我々とその子ども、更に子孫にまで及ぶ食生活の安全のため、食生活の安全を侵してまで食料品の輸入を増大させようとする食品添加物の使用基準緩和をやめ、使用規制を強化されたい。

第一七四号 昭和五十九年二月十四日受理
民間保育事業の振興に関する請願
請願者 名古屋瑞穂区雁道町二ノ一七
市村了法外八千五百二十二名
紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第三一七号と同じである。

第一七五号 昭和五十九年二月十四日受理
民間保育事業の振興に関する請願
請願者 三重県松阪市松ヶ島町九四六 高島順応外二万四千九十七名
紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第三一七号と同じである。

第一七六号 昭和五十九年二月十四日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会内 高島順応外一
万二千二百十七名

紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七七号 昭和五十九年二月十四日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 三重県三重郡川越町南福崎一九〇
ノ一 牧本正明外四千三百二十六名

紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一七八号 昭和五十九年二月十四日受理
障害者対策に関する長期計画具体化等促進に関する請願
請願者 東京都豊島区目白三ノ一ノ二六日
本身体障害者団体連合会内 灘尾 弘吉

紹介議員 田中 正巳君
一、国際障害者年推進本部長たる内閣総理大臣に提出された障害者対策に関する長期計画の具体化促進を図ること。
二、昨年、厚生省が障害者生活保障専門家会議及び身体障害者福祉基本問題検討委員会から受けた報告書の具体化促進を図ること。
三、障害者対策に関する長期計画及び専門家会議等報告書の具体化にあたる各省庁等関係諸機関は、種別障害者の実態とニーズにこたえられるよう、中央・地方両面障害者対策協議会、身体障害者福祉審議会等、関係審議会へ諮問、調整するほか、関係の障害者団体と接触のうえ、その意見を積極的に採用すること。

理由
障害者に対する福祉諸対策は、少しずつ進展してきたが、現実の社会経済生活においては、障害者の努力も及ばず、押し流されようとしている。例えば、障害福祉年金があつても障害者がその障害ゆえに負わされている負担や損失は補いきれず、また、生業や雇用につきましても、障害者は敬遠され、身体障害者雇用促進法があつても重度障

害者は全く雇用されないという実態であつて、これらについての法、行政の方策は十分であるとはいえない。国際障害者年にあつて国際連合が決議したテーマである障害者の社会への完全参加と平等、それに付随する長期計画要綱、そして総理府におかれた国際障害者年特別委員会から推進本部長たる内閣総理大臣に提出された障害者対策に関する長期計画の概略は、当を得たものである。また、厚生省はその長期計画の提言に基づき、障害者生活保障専門家会議報告書を発表。そのなかで障害福祉年金と抛出制による障害年金を統合し、格差の是正を図ろうとしている。同じく身体障害者基本問題検討委員会の報告書、これらが単に概念に終わることなく、これを現実即し、かつ将来的展望に立つて一日も早く具体化するよう望むものである。そして、これらの具体化にあつては障害者種別の実態とニーズに対応するよう細心の配慮と請願の主旨に沿つた方法で促進するよう、できる限り長期計画に対し年次計画をたて、それを着実に具体化するよう望むものである。(資料添付)

害者は全く雇用されないという実態であつて、これらについての法、行政の方策は十分であるとはいえない。国際障害者年にあつて国際連合が決議したテーマである障害者の社会への完全参加と平等、それに付随する長期計画要綱、そして総理府におかれた国際障害者年特別委員会から推進本部長たる内閣総理大臣に提出された障害者対策に関する長期計画の概略は、当を得たものである。また、厚生省はその長期計画の提言に基づき、障害者生活保障専門家会議報告書を発表。そのなかで障害福祉年金と抛出制による障害年金を統合し、格差の是正を図ろうとしている。同じく身体障害者基本問題検討委員会の報告書、これらが単に概念に終わることなく、これを現実即し、かつ将来的展望に立つて一日も早く具体化するよう望むものである。そして、これらの具体化にあつては障害者種別の実態とニーズに対応するよう細心の配慮と請願の主旨に沿つた方法で促進するよう、できる限り長期計画に対し年次計画をたて、それを着実に具体化するよう望むものである。(資料添付)

第一七九号 昭和五十九年二月十四日受理
障害者対策に関する長期計画具体化等促進に関する請願
請願者 東京都新宿区高田馬場一ノ一〇ノ三三三社会福祉法人日本盲人会連合内 村谷昌弘

紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第一八〇号 昭和五十九年二月十五日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 千葉県市川市中區分四ノ二ノ一九小竹竹夫外九名

紹介議員 齋藤 十朗君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一八一号 昭和五十九年二月十五日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 東京都中野区中央五ノ一ノ一七和田寿昭外二千三百四十三名

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 東京都中野区中央五ノ一ノ一七和田寿昭外二千三百四十三名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一八二号 昭和五十九年二月十五日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 東京都立川市曙町二ノ三三ノ一四中野三子外二百九名

紹介議員 刈田 貞子君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一八三号 昭和五十九年二月十五日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 埼玉県坂戸市伊豆の山町一ノ一三ノ二〇五 早川節子外一万一千百三十四名

紹介議員 瀧谷 英行君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一八四号 昭和五十九年二月十五日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 埼玉県入間郡鶴ヶ島町鶴ヶ丘八〇一 堀尾好恵外八千六百三十三名

請願者 島根県松江市石橋町三ノ七六ノ三浅野桃代外七百十六名
紹介議員 成相 善十君
この請願の趣旨は、第一四七号と同じである。

第一八九号 昭和五十九年二月十六日受理
身体障害者福祉法の改正にあたり中途失聴者・難聴者に対する法的措置の確立に関する請願
請願者 岡山県小田郡矢掛町小田五、八四〇ノ四 大友毅外四十九名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一四七号と同じである。

第一九〇号 昭和五十九年二月十六日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 埼玉県大宮市指扇二、八五六ノ一八二 小林静外九千八百四十九名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一九一号 昭和五十九年二月十六日受理
障害者福祉法の制定に関する請願(二通)
請願者 東京都足立区保木間五ノ一八ノ一 二 古知宗義外八十二名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一九四号 昭和五十九年二月十六日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願(四通)

請願者 埼玉県和光市諏訪原団地二ノ六ノ

一〇七 齊藤正子外二千五百十七

名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

三月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、身体障害者福祉法の改正にあたり中途失聴

者・難聴者に対する法的位置づけと福祉施策

の確立に関する請願(第一九八号)

一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

(第一九九号)(第二〇一号)

一、障害者福祉法の制定に関する請願(第二〇

二号)(第二〇三号)

一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

(第二〇四号)(第二〇五号)

一、障害者福祉法の制定に関する請願(第二〇

六号)

一、保育内容の向上と施設運営の改善に関する

請願(第二一〇号)

一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

(第二一二号)(第二一三三号)(第二一六号)

(第二二七号)(第二二八号)(第二三三三三)

一、障害者福祉法の制定に関する請願(第二三

三三三)(第二二四号)

一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

(第二二五号)(第二二六号)

一、身体障害者福祉法の改正にあたり中途失聴

者・難聴者に対する法的位置づけと福祉施策

の確立に関する請願(第二二七号)

一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

(第二三二二号)

一、使用済み乾電池の処理に関する請願(第二

三五五号)

一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

(第二四二二号)(第二四二二二)

一、障害者福祉法の制定に関する請願(第二四

三三三)

一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

(第二四四四号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

(第二四五五号)

一、保育所制度の充実に関する請願(第二五〇

号)

一、民間保育事業の振興に関する請願(第二五

一五号)

一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

(第二五三三三)(第二五三三三)

(第二五六六号)

一、障害者福祉法の制定に関する請願(第二六

七号)

一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

(第二六八八号)(第二六八九号)

一、民間保育事業の振興に関する請願(第二七

二二二)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

(第二七三三三)

一、退職者の医療制度早期実現等に関する請願

(第二七七七号)

一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

(第二七八八号)(第二八五五号)

一、民間保育事業の振興に関する請願(第二八

六六六)

一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

(第二八七七号)(第二八八八号)

一、健康保険改正反対、国民健康保険給付率の

改善に関する請願(第二八九九号)(第二九〇

号)(第二九三三三)

一、保育所制度の充実に関する請願(第二九四

号)

第一九八号 昭和五十九年二月十七日受理

身体障害者福祉法の改正にあたり中途失聴者・難

聴者に対する法的位置づけと福祉施策の確立に関

する請願

請願者 岡山県小田郡矢掛町宇内柳原五五

五ノ一 有安茂外三十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一四七号と同じである。

第一九九号 昭和五十九年二月十七日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 福島県白河市天神町二六白河地区

生活協同組合理事長 橋本武夫外

六千十名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二〇一号 昭和五十九年二月十七日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 福岡市城南区別府六ノ六ノ二二

長峰純治外九十九名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二〇二号 昭和五十九年二月十七日受理

障害者福祉法の制定に関する請願

請願者 兵庫県美方郡美方町貫田二〇八

田村正明外九十九名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二〇三三 昭和五十九年二月十七日受理

障害者福祉法の制定に関する請願

請願者 東京都足立区西伊興町五一ノ一八

藤波ひろ子外二十三名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二〇四号 昭和五十九年二月十七日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 青森県南津軽郡大鰐町大鰐前田五

五 八木橋つや外四十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第九三三三と同じである。

第二〇五号 昭和五十九年二月十七日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 秋田県大曲市栄町一一ノ二四 安

田悦子外九十九名

紹介議員 柏谷 照美君

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 岡山県玉野市田井四ノ二二ノ一

長谷井美子外百名

紹介議員 杉山 令隆君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二二〇号 昭和五十九年二月十七日受理

保育内容の向上と施設運営の改善に関する請願

請願者 静岡県浜松市住吉一ノ四三ノ二六

山田隆雄外九百九十八名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第二二二二 昭和五十九年二月十八日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 千葉県柏市増尾一、〇五八ノ一九

島本三代外九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二二三三 昭和五十九年二月十八日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 香川県高松市御蔵町一、〇〇六ノ

三 池下進外四十九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二二四四 昭和五十九年二月十八日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 香川県高松市御蔵町一、〇〇六ノ

三 池下進外四十九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二二五五 昭和五十九年二月十八日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 香川県高松市御蔵町一、〇〇六ノ

三 池下進外四十九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二二六六 昭和五十九年二月十八日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 香川県高松市御蔵町一、〇〇六ノ

三 池下進外四十九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二二七七 昭和五十九年二月十八日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 香川県高松市御蔵町一、〇〇六ノ

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二二六号 昭和五十九年二月二十日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 千葉市園生町園生団地六ノ四〇二

矢地勇外九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二二七号 昭和五十九年二月二十日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区岡本一ノ二九ノ五

河合正男外八十九名

紹介議員 刈田 貞子君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二二八号 昭和五十九年二月二十日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 大阪府豊中市南桜塚二ノ一〇

藤巻節子外二百五十八名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二二三号 昭和五十九年二月二十日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 岐阜県中津川市えびす町七ノ一四

鈴木惇子外八十八名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二二三号 昭和五十九年二月二十日受理

障害者福祉法の制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区千歳台二ノ三ノ六

横田直三外五十二名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二二四号 昭和五十九年二月二十日受理

障害者福祉法の制定に関する請願

第七部 社会労働委員会会議録第三号 昭和五十九年三月二十七日【参議院】

請願者 東京都大田区東糀谷六ノ八七ノ三

紹介議員 三〇 東海林正雄外三十四名

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二二五号 昭和五十九年二月二十日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 秋田市八橋大畑一ノ六ノ一三

川ひとみ外三十八名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第二二六号 昭和五十九年二月二十日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 長崎県諫早市中尾町七ノ二二

田美恵子外百五十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第二二七号 昭和五十九年二月二十日受理

身体障害者福祉法の改正にあたり中途失聴者・難聴者に対する法的措置づけと福祉施策の確立に関する請願（四通）

請願者 沖縄県那覇市宇栄原三一五ノ一

国吉次郎外四十名

紹介議員 大城 眞順君

この請願の趣旨は、第一四七号と同じである。

第二二二号 昭和五十九年二月二十一日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 千葉市園生町九八ノ一七

鈴木 千恵外九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二三五号 昭和五十九年二月二十一日受理

使用済み乾電池の処理に関する請願

請願者 東京都立川市若葉町一ノ一三ノ二

けやき台団地一七ノ三〇三 桜井 三春外九十九名

紹介議員 刈田 貞子君

日本主婦同盟は、家庭の主婦の立場から国民の健康、子孫の健全な繁栄に重大な影響を与える環境問題に最大の関心をもち、ごみの分別収集及び減量推進、資源化と最終処理問題の意識啓発と具体的な活動を進めてきた。そのなかで、特に乾電池は、その利用が近年急速に増大し、使用後の処理について環境汚染の原因となるのではないかと

いう危言をもっているが、その処理には地方自治体も困窮し、一般ごみの中からそれを手選別して地方自治体で保管せざるを得ない状況が増えている。また、可燃物として焼却される使用済み乾電池について水銀による大気汚染が、東京都公害研究所の調査結果の発表で裏付けられたことは、地方自治体で使用済み乾電池の処理に一層困難をきたすものと予想される。こうした状況のなかで、乾電池工業会は水銀電池の回収を小売店に徹底することを発表した。この回収箱の設置は従来から行われていたものをあらためて公表したにすぎず、需要が増えているアルカリ乾電池に対しては、なら回収処置がとられていない。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、業界に対しては使用済みアルカリ乾電池に関しても責任をもつて回収するよう指導すること。

二、水銀を含む使用済み乾電池を有害廃棄物に指定すること。

三、地方自治体では、現在有害物質として別途回収したものの、その処理に困窮しているが、これに對し国は責任をもつて最終処理法を早急に指導すること。

第二四一号 昭和五十九年二月二十一日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市上生田七五ノ四

菅野博子外九百六十五名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二四四号 昭和五十九年二月二十一日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 横浜市鶴見区岸谷二ノ一三ノ二五

松下徹外九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第二四五号 昭和五十九年二月二十一日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都葛飾区細田五ノ一五ノ三

李榮子外三千七百五十九名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二五〇号 昭和五十九年二月二十一日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 宮崎県東諸郡国富町木脇一、二

四二 川崎昭義外四千四百二十八名

紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二五一号 昭和五十九年二月二十一日受理

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

民間保育事業の振興に関する請願

請願者 宮崎県東諸郡国富町木脇一、二

紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第二五二号 昭和五十九年二月二十二日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 千葉市小中台町八三〇ノ六ノ四〇

二 伊藤眞澄外九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二五三三号 昭和五十九年二月二十二日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 埼玉県川越市六軒町一ノ二〇九

黒澤政子外十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二五四四号 昭和五十九年二月二十二日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 鹿児島県日置郡伊集院町麦生田七

六八ノ四九 森一義外三千五百四

十五名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二六六号 昭和五十九年二月二十二日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 千葉市高浜六ノ五ノ一一 工藤亜

夫外九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二六七七号 昭和五十九年二月二十二日受理

障害者福祉法の制定に関する請願

請願者 東京都立川市羽衣町一ノ二〇ノ一

五 山崎生子外二十一名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二六八号 昭和五十九年二月二十二日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 青森県弘前市新町九七 八木沢憲

司外百四十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第二六九号 昭和五十九年二月二十二日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 青森県五所川原市末広町一ノ一二

五 金沢麻智子外六十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第二七二二号 昭和五十九年二月二十二日受理

民間保育事業の振興に関する請願

請願者 秋田県湯沢市柳町二ノ四ノ三七六

名 済会湯沢保育所内 岸登外九百五

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第二七三三号 昭和五十九年二月二十二日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 秋田市土崎港南一ノ九ノ四〇 武

藤慶次外二千三百六十六名

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二七七七号 昭和五十九年二月二十三日受理

退職者の医療制度早期実現等に関する請願

請願者 東京都中野区若宮二ノ五〇ノ六

神保厚子外一万三千百十四名

紹介議員 藤井 恒男君

急速に高齢化社会に向かっている我が国において、高齢者の福祉を向上させることは急務であ

り、その基本は、高齢者を落ちこぼれにすること

なく、経済的にも精神的にも充実させることであ

る。そのためには、生活できる年金の給付水準、

再び活躍できる雇用の強化及び高齢になつても健

康を維持できる保健・医療政策の三つが、相互に

密接な連携を保ちつつ推進されることが極めて重

要である。ついては、その一環として次の事項に

ついて実現を図らねばならない。

一、退職者医療制度（退職後から老人保健法の

七十歳までの間の医療費三割自己負担の解消）

を早急に実現すること。

二、付添看護・差額ベット・歯科診療等のいわゆ

る保険外負担の解消を早急に解決すること。ま

た、医療費支払方法を根本的に見直すこと。

三、高額療養費の自己負担限度額（五万一千円）を

急激な家計負担を避けるために軽減すること。

四、高齢者の生活の安定と生きがいをもつたため

に、希望によつては最低六十五歳までの労働の

延長と、あわせて職業分野の開拓など積極的に

再雇用の促進を図ること。

五、在宅寝たきり老人のために、家庭奉仕員（ホー

ムヘルパー）の充足と有料制度の見直しと、あ

わせて訪問看護制度の一層の充実を図ること。

また、寝たきり老人をつくらないために、リハ

ビリ機能回復訓練を直ちに受けられる施設・セ

ンターを速やかに設置すること。

第二七八号 昭和五十九年二月二十三日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 千葉市国生町一、二〇〇 小田原

増男外九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二八五号 昭和五十九年二月二十三日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 千葉県習志野市藤崎四ノ八ノ五二

福地昭外九十五名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二八六号 昭和五十九年二月二十三日受理

民間保育事業の振興に関する請願

請願者 大阪府港区港南三ノ一六ノ六 近

藤道外四千二百四十五名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第二八七号 昭和五十九年二月二十三日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 青森県十和田市本金崎三〇五ノ一

一 坂田由美子外四十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第二八八号 昭和五十九年二月二十三日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 富山県大町二区四二ノ六 高見英

江外九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第二八九号 昭和五十九年二月二十三日受理

健康保険改正反対、国民健康保険給付率の改善に

関する請願

請願者 北九州市八幡西区光明一ノ七ノ一

五 諸岡昭三郎外百名

紹介議員 久保 亘君

健康保険の改正は、初期診療と医療を受ける機会

を制限することにより国民の命と健康を国の財政

問題とひきかえにすることであり、社会保障制度

を根本から改悪しているが、今回の改正

の二が中小企業に關係しているが、今回の改正

は、中小企業に働く従業員（パートタイマーを含

む）及びその家族に大きな負担と不安を強いるも

のであり、働く意欲と健康を著しく阻害するばか

りか実質賃金の切下げであり、中小企業経営者に

とつてもその打撃は甚大である。また、憲法第二

十五条にも反するものである。健康保険の赤字の原因は不合理な業務にあり、ここにこそメスを入れるべきで給付制度の改悪は本末転倒である。健康保険の改悪を直ちに撤回するとともに、医療の不平等の一つである国民健康保険給付率を現行政府管掌健康保険の給付率に近づけるようにすべきである。ついでには次の事項について実現を図られたい。

一、被用者保険の加入者本人の給付率について、現行十割をくずさないこと。

二、入院時の食事代の一部やビタミン剤、総合感胃薬、医師の証明のある漢方薬などを保険給付の対象外とし患者負担とすることは絶対にやめること。

三、国民健康保険に対する国庫負担の助成率を引き上げ、給付率を加入者本人九割、家族八割とすること。

四、高額医療費の自己負担限度額を引き上げないこと。

五、退職者医療制度の新設にあつては、現行の健康保険制度の改悪によらず、国が責任をもつて行うこと。

第二九〇号 昭和五十九年二月二十三日受理
健康保険改正反対、国民健康保険給付率の改善に関する請願

請願者 大阪市住吉区帝塚山西一ノ一一ノBノ五〇三 山野晃外三百二十名
紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第二八九号と同じである。

第二九三号 昭和五十九年二月二十三日受理
健康保険改正反対、国民健康保険給付率の改善に関する請願

請願者 京都市西京区桂池尻町五〇ノ一八
曾和登外四百八十一名
紹介議員 山田耕三郎君
この請願の趣旨は、第二八九号と同じである。

第二九四号 昭和五十九年二月二十三日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会内 岸登外二千四百九十四名
紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

三月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、林業労働法案(目黒今朝次郎君外一名発議)
一、公衆浴場法の一部を改正する法律案(永久八重子君外五名発議)

一、戦時災害援護法案(片山基市君外五名発議)

林業労働法案
林業労働法

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 林業労働計画(第三条・第六条)
第三章 林業労働者及び林業事業体の登録等
第一節 林業労働者及び林業事業体の登録等
(第七條・第十二條)
第二節 常用労働者証明書の交付(第十三條・第十五條)
第三節 林業事業体登録簿(第十六條・第十七條)
第四章 林業労働者の雇用(第十八條・第二十六條)
第五章 雇用促進事業団の業務(第二十七條・第五十三條)
第六章 振動障害の予防等(第五十四條・第六十三條)
第七章 雑則(第六十四條・第八十條)
第八章 罰則(第八十一條・第八十六條)
附則
第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、森林の有する諸機能の発揮のために欠くことのできない役割を担っている林業労働者が雇用状態、労働条件等につき他の労働者に比較して低位にある実情にかんがみ、林業労働者の雇用の安定、労働条件の改善、安全衛生の確保、福祉の増進等に関する施策を講じ、もつて林業労働者の地位の向上を図るとともに、林業に必要な労働力を確保することにより山村地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 林業 森林において行う次に掲げる事業をいう。
イ 立木竹の伐採及び搬出の事業
ロ 造林又は育林の事業
ハ 造林のための種苗の採取又は育成の事業
ニ 林道の整備の事業
ホ 森林の土地の保全又は保安施設の整備の事業

ヘ イからホまでの事業に附帯する事業
二 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができるときをいう。
三 林業事業体 林業労働者を雇用して林業を行う者をいう。
四 林業労働者 林業の業務に従事する労働者をいう。
五 常用労働者 同一の林業事業体に常時雇用される林業労働者をいう。
六 専業労働者 常用労働者以外の林業労働者で、一年間に通常九十日以上雇用され林業の業務に従事するものをいう。
七 兼業労働者 常用労働者及び専業労働者以外の林業労働者で、時季を定めて一年間に通常三十日以上雇用され林業の業務に従事するものをいう。

第二章 林業労働計画
(全国林業労働計画)

第三条 労働大臣は、林業労働者の雇用の安定、労働条件の改善、安全及び衛生の確保並びに福祉の増進に関し基本となるべき事項について、五年ごとに、十五年を一期とする全国林業労働計画を策定しなければならない。

2 全国林業労働計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 林業労働者の雇用の動向に関する事項
二 林業労働者の雇用の安定を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項
三 林業労働者の労働条件の改善を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項
四 林業労働者の安全及び衛生の確保を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

五 林業労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項
3 労働大臣は、全国林業労働計画を策定する場合に、あらかじめ、農林水産大臣と協議するとともに、中央職業安定審議会及び中央労働基準審議会並びに都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 労働大臣は、全国林業労働計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表するとともに、その計画を農林水産大臣及び都道府県知事に通知しなければならない。

5 労働大臣は、労働力の需要供給の状況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、全国林業労働計画を変更することができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(都道府県林業労働計画)
第四条 都道府県知事は、全国林業労働計画に即して、毎年、当該都道府県の区域内の市町村の長が策定した市町村林業労働計画に基づいて、都道府県林業労働計画を策定しなければならない。

二五

- 2 都道府県林業労働計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 当該都道府県の区域における林業の事業の量
 - 二 当該都道府県における林業労働者の雇用の安定に関する措置に関する事項
 - 三 当該都道府県における林業労働者の福祉の増進に関する措置に関する事項
- 3 都道府県知事は、都道府県林業労働計画を策定する場合には、あらかじめ、地方職業安定審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、都道府県林業労働計画を策定するには、労働大臣の承認を受けなければならない。
- 5 都道府県知事は、都道府県林業労働計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長及び関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、労働力の需要供給の状況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、都道府県林業労働計画を変更することができる。
- 7 第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。
- (市町村林業労働計画)
第五条 政令で定める面積以上の森林がその区域に存在する市町村の長は、毎年、林業労働者の雇用の安定及び福祉の増進に關し必要な事項について、市町村林業労働計画を策定しなければならない。
- 2 市町村林業労働計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 当該市町村の区域における林業の事業の量
 - 二 当該市町村における林業労働者の雇用の安定に関する措置に関する事項
 - 三 当該市町村における林業労働者の福祉の増進に関する措置に関する事項
- 3 前項各号に掲げる事項を定めるに当たつて

は、山村経済の発展のための林業の振興及び林業労働者の雇用の開発について配慮しなければならない。

- 4 市町村長は、市町村林業労働計画を策定する場合に、あらかじめ、当該市町村に關係を有する森林所有者の代表者、林業事業体の代表者、林業労働者の代表者、公共職業安定所長、労働基準監督署長及び市町村長が必要と認める者をもつて構成する協議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市町村長は、市町村林業労働計画を策定したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 6 都道府県知事は、市町村長が策定した市町村林業労働計画について必要な調整をすることができる。
- 7 市町村長は、都道府県知事により調整を受けた市町村林業労働計画を公表するとともに、関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 8 市町村長は、労働力の需要供給の状況等の著しい変動があつたため必要と認めるときは、市町村林業労働計画を変更することができる。
- 9 第四項から第七項までの規定は、前項の場合に準用する。
- (林業に係る他の計画との調整)
第六条 この章に定める林業労働計画は、林業労働者の雇用の安定に資するように、林業に係る他の計画と調整がなされたものでなければならない。

る林業労働者(常用労働者を除く)につき、専業労働者及び兼業労働者別に、その氏名、その者が主として従事することを希望する労働省令で定める業務の種類、兼業労働者にあつては林業の業務に従事することを希望する時季その他労働省令で定める事項を、林業労働者登録簿に登録する。

- 2 前項の規定による登録(以下「林業労働者の登録」という。)を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、登録の申請をしなければならない。
- 第八条 林業労働者の登録は、毎年三月三十一日(登録の日が四月一日以降の日であるときは、翌年の三月三十一日)までにその更新を受けなければ、その効力を失う。
- (登録の拒否)
第九条 公共職業安定所長は、第七条第二項の規定により申請をした者(以下この条において「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、林業労働者の登録をしないことができる。
 - 一 その者が主として従事することを希望する業務に従事するために必要な能力を有しないことが明らかなる者
 - 二 現に林業労働者の登録を受けている者
 - 三 第十一条第一項各号のいずれかに該当することにより登録を取り消され、その取消の日から一年を経過していない者
- 2 公共職業安定所長は、前項第一号の規定による登録の拒否をしようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聴いて定める基準によらなければならない。
- 3 公共職業安定所長は、第一項第一号の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、理由を付してその旨を申請者に通知しなければならない。

(林業労働者登録証明書及び林業労働者手帳)
第十条 公共職業安定所長は、林業労働者の登録をしたときは、その登録した林業労働者(以下「登録林業労働者」という。)に林業労働者登録証明書及び林業労働者手帳を交付する。

- 2 登録林業労働者は、林業の業務に従事するときは、林業労働者登録証明書を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 3 登録林業労働者は、林業労働者登録証明書及び林業労働者手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (登録の取消)
第十一条 公共職業安定所長は、登録林業労働者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を取り消すことができる。
 - 一 正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する林業の業務に就くことをしばしば拒んだとき
 - 二 前条第二項の規定に違反して、林業労働者登録証明書の携帯をしばしば怠つたとき
 - 三 前条第三項の規定に違反したとき
 - 四 第二十二条第一項の規定に違反して、公共職業安定所への出頭をしばしば怠つたとき
 - 五 偽りその他不正の行為により林業労働者の登録を受けたとき
 - 六 偽りその他不正の行為により雇用保障手当の支給を受け、又は受けようとしたとき
- 2 公共職業安定所長は、前項の規定による登録の取消をしようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聴いて定める基準によらなければならない。
- 3 第九条第三項の規定は、第一項の規定により登録を取り消した場合に準用する。
- (労働省令への委任)
第十二条 この節に定めるもののほか、登録事項の変更、登録の更新、登録の取消し、登録の抹消その他林業労働者の登録に關し必要な事項は、労働省令で定める。
- 第二節 常用労働者証明書の交付
(常用労働者証明書の交付)
第十三条 林業事業体は、その雇用する労働者を

常用労働者として使用しようとするときは、労働省令で定めるところにより、その者の氏名、その者が主として従事する業務その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならぬ。

2 公共職業安定所長は、前項の規定による届出をした林業事業体に対し、その届出に係る常用労働者の常用労働者証明書を交付する。

第十四条 林業事業体は、前条第二項の規定により常用労働者証明書の交付を受けたときは、当該常用労働者証明書を係る常用労働者に当該常用労働者証明書を交付しなければならない。

2 常用労働者は、林業の業務に従事するときは、常用労働者証明書を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 常用労働者は、常用労働者証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(労働省令への委任)

第十五条 この節に定めるもののほか、常用労働者証明書の交付、再交付、返納その他常用労働者証明書に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第三節 林業事業体登録簿

(林業事業体登録簿)

第十六条 林業事業体は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に対し、その事業内容を明らかにする事項を届け出なければならない。

第十七条 公共職業安定所長は、前条の届出があつたときは、労働省令で定めるところにより、当該届出に係る事項につき、林業事業体登録簿を作成し、林業労働者の閲覧に供するものとする。

第四章 林業労働者の雇用

(林業労働者の雇用)

第十八条 林業事業体は、林業の業務を行う場所を管轄する公共職業安定所の紹介を受けて林業の業務に使用するために雇入れた者でなければ

ば、林業労働者(常用労働者を除く。以下この章(第二十四条を除く。)において同じ。)として林業の業務に使用してはならない。ただし、公共職業安定所に林業労働者に係る求人の申込みをしたにもかかわらず適格な求職者がいないためにその紹介を受けることができないとき、その他公共職業安定所の紹介によつては林業労働者を雇入れることができないことについて労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。

2 林業事業体は、前項ただし書の規定に該当する場合において、同項本文に規定する者以外の者を林業労働者として林業の業務に使用するときは、労働省令で定めるところにより、当該林業労働者の雇用期間その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

第十九条 林業事業体は、その雇用する林業労働者をその者に係る求人の申込みの内容及び雇用期間又は前条第二項の規定により届け出た雇用期間(これらの雇用期間について次条の規定による指示があつたときは、その指示された期間)を超えて引き続き雇用しようとするときは、その引き続き雇用しようとする期間を明示して、公共職業安定所長の承認を受けなければならない。当該承認に係る期間を超えて更に引き続き雇用しようとするときも、同様とする。

(雇用期間に関する指示)

第二十条 公共職業安定所長は、登録林業労働者の需要供給を調整するために必要があると認めるときは、林業事業体が雇入れ、又は引き続き雇用しようとする林業労働者の雇用期間の短縮を指示することができる。

(林業労働者の紹介)

第二十一条 公共職業安定所は、林業事業体の申し込んだ林業労働者に係る求人に対して求職者を紹介するときは、まず登録林業労働者を紹介するものとし、登録林業労働者以外の林業労働

者は、登録林業労働者によつてはその求人を充足することができない場合において紹介するものとする。

(登録林業労働者の出頭等)

第二十二条 登録林業労働者は、公共職業安定所長が林業の業務に紹介を行うため指示した場合に、公共職業安定所に出頭しなければならない。ただし、疾病、負傷その他労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。

2 公共職業安定所長は、登録林業労働者が前項の規定により出頭したときは、林業労働者手帳の提出を求め、その者に対する林業の業務への紹介に関する事項その他労働省令で定める事項を記載した上、その者に当該林業労働者手帳を返還するものとする。

(紹介停止)

第二十三条 公共職業安定所長は、林業労働者に係る求人の申込みをした林業事業体が、正当な理由がなくその求人について公共職業安定所の紹介した登録林業労働者を雇入れなかつたときは、一月以内の期間を定め、その期間、その求人の申込みをした林業事業体に対し、林業労働者の紹介を行わないことができる。

第二十四条 公共職業安定所長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該林業事業体に紹介する林業労働者の福祉を害するおそれがあると認めるときは、六月を超えない範囲内で労働省令で定める期間、当該林業事業体に対し、林業労働者の紹介を行わないことができる。

一 林業事業体の雇用する林業労働者の労働条件が法令に違反するとき。

二 林業事業体が偽りの求人条件により林業労働者を雇用したとき。

(実施の基準)

第二十五条 第十九条の規定による承認、第二十条の規定による指示、第二十一条の規定による林業労働者の紹介又は第二十三条若しくは前条の規定による紹介停止は、労働大臣が中央職業

安定審議会の意見を聴いて定める基準によつてしなければならない。

(労働省令への委任)

第二十六条 この章に定めるもののほか、第十九条の規定による承認、第二十条若しくは第二十一条の規定による指示又は第二十一条の規定による林業労働者の紹介に関し必要な手続は、労働省令で定める。

第五章 雇用促進事業団の業務

(業務の範囲)

第二十七条 雇用促進事業団(以下この章において「事業団」という。)は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)第十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 登録林業労働者に対して雇用保障手当を支給すること。

二 林業労働者に対して健康診断を行うこと。

三 納付金の徴収を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(雇用保障手当の支給)

第二十八条 事業団は、次の各号に掲げる登録林業労働者に対して、当該各号に定める額の雇用保障手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。

一 第七条第一項の規定による登録を受けた専業労働者(以下この条において「登録専業労働者」という。)のうち、その年の四月一日から翌年三月三十一日までの期間において林業の業務に就いた日数(以下この条において「本年度就業日数」という。)が九十日未満である者で前年四月一日からその年の三月三十一日までの期間において登録林業労働者として林業の業務に就いた日数(以下この条において「前年度就業日数」という。)が三十日以上九十日以下であるもの、雇用保障手当日額に九十日から本年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額

二 登録専業労働者のうち、本年度就業日数が

九十日未満である者で前年度就業日数が九十日を超えるもの、雇用保障手当日額に九十日から本年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額と雇用保障手当日額の百分の八十に前年度就業日数から九十日を差し引いた日数を乗じて得た額を合算した額

三 登録事業労働者のうち、本年度就業日数が九十日以上である者で前年度就業日数が本年度就業日数を超えるもの、雇用保障手当日額の百分の八十に前年度就業日数から本年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額

四 第七条第一項の規定による登録を受けた事業労働者で前年度就業日数が本年度就業日数を超えるもの、雇用保障手当日額の百分の八十に前年度就業日数（本年度就業可能日数が前年度就業日数より少ないときは、本年度就業可能日数）から本年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額

2 前項に規定する雇用保障手当日額は、本年度就業日数及びその各日につき支払を受け、又は受けるべき賃金の日額を基礎として労働省令で定めるところにより事業団が決定する額とする。

3 労働大臣は、前項の規定に基づいて労働省令を制定し、又は改正する場合においては、雇用保障手当日額が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三章第四節の規定によつて支給される日雇労働者給付金の日額を下回らないようにするとともに、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

4 第一項第四号に規定する本年度就業可能日数は、第七条第一項の規定により兼業労働者が登録を受けた林業の業務に従事することを希望する時季につき、労働省令で定めるところにより事業団が就業が可能であると決定する日数とする。

5 四月一日から翌年三月三十一日までの期間に林業労働者の登録を受けていない日がある場合における手当の支給についての特例、手当の支

給の手續その他手当の支給に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（支給制限）

第二十九条 登録林業労働者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する林業の業務に就くことを拒んだときは、事業団は、当該業務に係る就業すべき日数に応じて労働省令で定めるところにより手当の額の全部又は一部を支給しないことができる。

第三十条 偽りその他不正の行為によつて手当の支給を受けた者があるときは、事業団は、その支給を受けた者に支給した手当の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができ、また、その手当の支給がその者を雇用し、又は雇用していた林業事業体の偽りの報告又は証明によつてものであるときは、その林業事業体に支給を受けた者と連帯して手当の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

2 第四十条の規定は、前項の規定により返還すべきこととなつた金額の納付を怠つた場合に準用する。

（健康診断）

第三十一条 事業団は、登録林業労働者に対し、一年以内ごとに一回（チェーンソー又は刈払機を使用する登録林業労働者にあつては、六月以内ごとに一回、定期に、労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行うものとする。

2 事業団は、チェーンソー又は刈払機を使用する常用労働者及び登録林業労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断（以下「特殊健康診断」という。）を行うものとする。

3 前項の特殊健康診断は、第一項の健康診断に併せて行うことができる。

第三十二条 事業団は、チェーンソー又は刈払機を使用する常用労働者及び登録林業労働者が振動障害の症状を訴えたときは、労働省令で定め

るところにより、当該林業労働者に対し、速やかに、特殊健康診断を行うものとする。

（納付金）

第三十三条 事業団は、第二十七条第一号及び第二号の業務に要する費用に充てるため、同条第三号の納付金を徴収する。

2 前項の納付金は、政令で定める面積以上の森林の森林所有者、林業事業体及び登録林業労働者が負担する。ただし、第二十七条第二号の業務に要する費用に充てるための納付金は、林業事業体のみが負担する。

3 森林所有者が負担すべき納付金の額は、当該森林所有者がその所有する立木を売り渡したとき（森林の土地の権原とともに売り渡したときを除く）の立木の売渡価格（当該森林所有者がその所有する立木を売り渡すことなく伐採したときは、伐採時の山元における立木価格）に千分の十五を超えない範囲内で労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。

4 林業事業体が負担すべき納付金の額は、各月につき、第二十七条第一号の業務に要する費用に充てるための納付金として第一号に掲げる額と第二十七条第二号の業務に要する費用に充てるための納付金として第二号に掲げる額を合算した額とする。

一 林業事業体が林業の業務に使用するために雇用した登録林業労働者に支払う賃金の各月における総額に千分の三十を超えない範囲内で労働大臣が定める率を乗じて得た額

二 五十円以内で労働大臣が定める金額に林業事業体が林業の業務に使用するために雇用した林業労働者の各月における労働省令で定める方法により算出した延数を乗じて得た額

6 労働大臣は、前三項の金額及び率を定めようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

7 労働大臣は、第三項から第五項までの金額及び率を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

（納付金の納付）

第三十四条 森林所有者は、納付金を納付する義務を負う。

2 森林所有者は、納付金を、立木を売り渡した日（当該森林所有者がその所有する立木を売り渡すことなく伐採したときは、伐採した日）から三月以内に納付しなければならない。

第三十五条 林業事業体は、その雇用した登録林業労働者の負担する納付金及び自己の負担する納付金を納付する義務を負う。

2 林業事業体は、その月に賃金を支払つた登録林業労働者の負担する納付金及び自己の負担するその月分の納付金を、翌末日までに納付しなければならない。

（賃金からの納付金控除等）

第三十六条 林業事業体は、登録林業労働者に賃金を支払う都度、その者の負担すべき納付金の額に相当する額を、その者に支払う賃金から控除することができる。この場合においては、林業事業体は、登録林業労働者にその旨を告げなければならない。

2 林業事業体は、林業の業務に使用するために登録林業労働者を雇用したときは、林業労働者手帳の提出を求め、労働省令で定めるところにより、その者に支払う賃金に関する事項を記載した上、その者に当該林業労働者手帳を返還しなければならない。

（納付金の還付等）

第三十七条 事業団は、森林所有者又は林業事業体が納付した納付金の額がその納付すべき納付金の額を超えたことを知つたときは、労働省令で定めるところにより、その超える額を、その森林所有者又は林業事業体に還付し、又はその

納付金が納付された日の属する月の翌月から起算して六月を超えない期間において納付されるべき納付金若しくは未納の納付金に、これを充当することができる。

(追徴金)

第三十八条 事業団は、森林所有者又は林業事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額の追徴金を徴収することができる。

一 森林所有者又は林業事業体が、偽りその他不正の行為により、その納付すべき納付金を納付せず、又はその納付すべき納付金の額に満たない額の納付金を納付したとき、その納付しなかつた額に百分の二十五を乗じて得た額

二 前号に掲げる場合のほか、納期限の日から起算して十四日を経過した日までに、森林所有者又は林業事業体がその納付すべき納付金を納付せず、又はその日までに納付した納付金の額がその納付すべき納付金の額に満たないとき、その納付しなかつた額に百分の十を乗じて得た額

(繰上徴収)

第三十九条 森林所有者又は林業事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、事業団は、納期限前においても、納付金を徴収することができる。

一 国税、地方税その他の公課の滞納により滞納処分を受けるとき。

二 強制執行を受けるとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

五 競売の開始があつたとき。

六 法人である森林所有者又は林業事業体が解散したとき。

七 登録林業労働者が使用される事業所を廃止したとき。

(納付金等の督促及び滞納処分)

第四十条 納付金その他この章の規定による徴収金を滞納する者があるときは、事業団は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条の規定により納付金を徴収するときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をするときは、事業団は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合(前条各号のいずれかに該当する納付義務者に対して督促状を発する場合を除く)において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者又は前条各号(第三号を除く)のいずれかに該当した者により納期を繰り上げて納入の告知を受けた者が、その指定の期限までに納付金その他この章の規定による徴収金を納付しないときは、市町村(特別区のある地においては特別区。以下同じ)は、事業団の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合においては、事業団は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を市町村に交付しなければならない。

4 市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分に着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、事業団は、労働大臣の認可を受けて、国税滞納処分例により、その処分をすることができる。

(延滞金)

第四十一条 事業団は、前条第一項の規定により督促をしたときは、納付金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、労働省令で定める場合は、この限りでない。

(先取特権の順位)

第四十二条 納付金その他この章の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(納付金事務組合)

第四十三条 林業事業体の団体(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。以下同じ)は、その構成員である林業事業体の委託を受けて、納付金その他この章の規定による徴収金の納付に関する事項(以下「納付金事務」という)を処理することができる。

2 林業事業体の団体は、前項に規定する業務を行おうとするときは、労働大臣の許可を受けなければならない。

3 前項の認可を受けた林業事業体の団体(以下「納付金事務組合」という)は、第一項に規定する業務を廃止しようとするときは、その旨を労働大臣及び事業団に届け出なければならない。

4 労働大臣は、納付金事務組合がこの法律の規定に違反したとき、又はその行すべき納付金事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第二項の認可を取り消すことができる。

5 労働大臣は、第二項の認可をしたとき、又はこれを取り消したときは、その旨を事業団に通知しなければならない。

第四十四条 納付金事務組合が処理する納付金事務について、事業団が当該林業事業体に対してすべき納付金の納入の告知その他の通知は、納付金事務組合に対してするものとする。

第四十五条 第四十三条第一項の委託に基づき、林業事業体が納付金その他この章の規定による徴収金の納付のため、金銭を納付金事務組合に交付したときは、納付金事務組合は、その交付を受けた金額の限度において、事業団に対してこれらの納付の責めに任ずるものとする。

2 第三十八条又は第四十一条の規定により、事業団が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について納付金事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度において、当該納付金事務組合は、事業団に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

3 事業団は、前二項の規定により納付金事務組合が納付すべき納付金その他この章の規定による徴収金については、当該納付金事務組合に対する第四十条第三項又は第四項の規定による処分によつてもなお徴収すべき残余がある場合に限る。その残余の額を当該林業事業体から徴収することができる。

第四十六条 納付金事務組合は、労働省令で定めるところにより、その処理する納付金事務に関する事項を記載した帳簿を事務所に備え付けなければならない。

(時効)
第四十七条 手当の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び納付金その他この章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 事業団が労働省令で定めるところによつてする納付金その他この章の規定による徴収金の納入の告知又は第四十条第一項の規定(第三十条第二項において準用する場合を含む)による督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

(譲渡等の禁止)
第四十八条 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(区分経理)
第四十九条 事業団は、第二十七条に規定する業務(以下「林業労働者福祉業務」という)に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の会計を設けて行わなければならない。

(国の補助)

第五十条 国は、事業団に対し、第二十七条第一号の業務に要する費用の三分の一に相当する金額を補助する。

2 国は、政令で定めるところにより、事業団に対し、第二十七条第二号の業務に要する費用の

一部に相当する金額を補助する。

(監督)

第五十一条 労働大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、事業団に対し、林業労働者福祉業務に関して監督上必要な命令をすることが出来る。

(準用)

第五十二条 雇用促進事業団法第十九条の二の規定は第二十七条第三号の業務のうち納付金の出納に関する業務について、同法第二十条及び第三十七条第一項(同法第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。)の規定は林業労働者福祉業務について準用する。

(雇用促進事業団法の特例等)

第五十三条 雇用促進事業団法第二十二條第二項及び第二十四條第三項の規定は、林業労働者福祉業務及び第四十九條の規定による特別の会計については、適用しない。

2 前条において準用する雇用促進事業団法第十九条の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三條及び第三十九條の規定の適用については同法第十九條の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関と、前条において準用する同法第十九條の二第一項又は第二十条第一項の規定は、同法第四十条第一号の規定の適用については同法の規定と、林業労働者福祉業務は、同法第四十条第三号の規定の適用については同法第十九條に規定する業務と、第五十一条の規定による労働大臣の命令は、同法第四十条第五号の規定の適用については同法第三十二條第二項の規定による労働大臣の命令とみなす。

第六章 振動障害の予防等

(林業事業体の責務)

第五十四条 林業事業体は、林業労働者の振動障害を予防するため、事業に必要な数の低振動のチェーンソー及び刈払機の備付け、適当な休息時間の確保、チェーンソー又は刈払機を使用する作業とそれ以外の作業との適当な組合せ、高

年齢者、女子等によるチェーンソー又は刈払機の使用についての適当な配慮その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(出来高払制の禁止)

第五十五条 林業事業体は、チェーンソー又は刈払機を使用する作業に林業労働者を出来高払制で使用してはならない。

(チェーンソー等の操作時間等)

第五十六条 林業労働者の振動障害を予防するため、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)に基づく労働省令でチェーンソー及び刈払機の操作時間、使用方法その他必要な事項を定めるものとする。

(健康診断の受診義務等)

第五十七条 林業労働者は、第三十一条第一項及び第二項の規定により雇用促進事業団が行う健康診断を受けなければならない。ただし、雇用促進事業団の指定した医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師の行うこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を雇用促進事業団に提出したときは、この限りでない。

2 林業事業体は、その雇用する林業労働者が第三十一条第一項及び第二項の規定により雇用促進事業団が行う健康診断を受けることについて適切な配慮をしなければならない。

(通知)

第五十八条 雇用促進事業団は、第三十一条第一項及び第二項並びに第三十二条の健康診断を行ったときは、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、その結果を当該健康診断を受けた林業労働者を雇用する林業事業体に通知しなければならない。前条第一項ただし書に規定する書面を受け取つたときも、同様とする。

(適切な措置)

第五十九条 林業事業体は、第三十一条第一項及び第二項、第三十二条並びに第五十七条第一項ただし書の健康診断の結果、振動障害の予防そ

の他林業労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、当該林業労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮その他適切な措置を講じなければならない。

(国の援助)

第六十条 国は、林業労働者の振動障害を予防するため、低振動のチェーンソー及び刈払機の導入その他につき必要な援助に努めるものとする。

(療養施設等)

第六十一条 国は、振動障害にかかった林業労働者(次項において「振動障害者」という。)の円滑な社会復帰を促進するため、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、振動障害者の福祉を増進するため、振動障害者の療養生活の援護、振動障害者が必要とする資金の貸付けその他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(雇用の安定)

第六十二条 国は、振動障害の症状が軽快しチェーンソー又は刈払機を使用する作業以外の作業ができるようになった林業労働者の雇用の安定のための措置を講ずる林業事業体に対し、必要な助成及び援助を行うよう努めなければならない。

(職業訓練)

第六十三条 国は、振動障害の症状が軽快した林業労働者が職業を転換することを希望するものに対する職業訓練等について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第七章 雑則

(林業事業体の努力義務)

第六十四条 林業事業体及びその団体は、常用労働者の雇用の促進、林業労働者の労働条件の向上、職業訓練の実施、福祉施設の整備その他林業労働者の雇用を安定させるために必要な措置

を講ずることにより、林業労働者の福祉の増進を図るよう努めなければならない。

2 林業事業体及びその団体は、すべての林業労働者が労働者災害補償保険制度、雇用保険制度、健康保険制度及び厚生年金保険制度の適用を受けることとなるように、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(林業事業体の団体)

第六十五条 林業事業体は、林業労働者の雇用の安定、労働条件の改善及び福祉の増進につき、林業事業体の指導及び連絡を目的とする林業事業体の団体を組織するよう努めなければならない。

(労働条件の基準の協議)

第六十六条 林業事業体の団体は、登録林業労働者の労働条件の基準について、当該登録に係る公共職業安定所の管轄区域内に、登録林業労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、登録林業労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては登録林業労働者の過半数を代表する者と協議しなければならない。

(労働保険制度等の検討)

第六十七条 政府は、林業労働者の特殊な雇用形態等を考慮して、労働者災害補償保険制度、雇用保険制度、健康保険制度及び厚生年金保険制度について検討を加え、その結果に基づき、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。

(健康診断に関する秘密の保持)

第六十八条 第三十一条第一項及び第二項並びに第三十二条の健康診断の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た林業労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

(都道府県知事の権限)

第六十九条 都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に関し、公共職業安定所の業務の連絡統一に関する業務をつかさどり、所部の職員及び公共職業安定所長を指揮監督

督する。

(報告の徴収等)

第七十条 公共職業安定所長は、この法律を施行するために必要な限度において、労働省令で定めるところにより、林業事業体若しくは林業労働者に対し、常用労働者証明書の交付、林業労働者の登録その他の事項について報告を求め、又はその職員に、林業事業体の事務所に立ち入り、林業労働者の雇用関係その他の事項について関係者に対して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七十一条 雇用促進事業団は、雇用保障手当の支給及び納付金の徴収に必要の限度において、労働省令で定めるところにより、森林所有者、林業事業体、納付金事務組合若しくは納付金事務組合であった林業事業体の団体又は登録林業労働者に対し、立木の売渡し、登録林業労働者の雇用の状況、賃金その他の事項について報告を求めることができる。

第七十二条 労働大臣は、納付金事務の適正な処理を確保するために必要があると認めるときは、納付金事務組合に対し、納付金事務の処理の状況その他の事項について報告を求め、又はその職員に、納付金事務組合の事務所に立ち入り、関係者に対して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

2 第七十条第二項の規定は、前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第七十三条 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長と

する)は、公共職業安定所又は林業労働者の登録を受けようとする者に対し、当該市町村の条例で定めるところにより、その登録に係る林業労働者の戸籍に関して無料で証明を行うことができる。

(雇用保障手当の支給等に関する不服申立て)

第七十四条 雇用保障手当の支給に関する処分又は第三十条第一項の規定による処分不服がある者は、雇用保障審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求又は再審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

3 第一項の審査請求又は再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く。)及び第五節の規定を適用しない。

(徴収金の徴収に関する不服申立て)

第七十五条 納付金その他の法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分について不服がある者は、労働大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(不服理由の制限)

第七十六条 林業労働者の登録に関する処分が確定したときは、その処分についての不服をその処分に基づく雇用保障手当の支給又は納付金その他の法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分についての不服の理由とすることができない。

(不服申立てと訴訟との関係)

第七十七条 林業労働者の登録に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する都道府県知事の裁決を、雇用保障手当の支給に関する処分又は第三十条第一項の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を、納付金その他の法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分の取消しの訴えは、当該

処分についての審査請求に対する労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(連絡及び協力)

第七十八条 公共職業安定所及び雇用促進事業団は、この法律の目的を達成するため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

(職権の委任)

第七十九条 この法律に規定する労働大臣の職権で政令で定めるものは、都道府県知事が行う。(適用除外)

第八十条 第三章第二節及び第三節の規定は、国及び地方公共団体については適用しない。

第八章 罰則

第八十一条 林業事業体が第五十五条の規定に違反したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十二条 森林所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。

二 第七十一条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をしたとき。

2 林業事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一項又は第十九条の規定に違反したとき。

一 第四十五条第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。

二 第四十六条の規定に違反して帳簿を備え付けず、又は帳簿に納付金事務に関する事項を記載せず、若しくは偽りの事項を記載したとき。

三 第一項第二号に該当するとき。

四 第七十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

4 第六十八条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十三条 林業事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項又は第十八条第二項の規定に違反したとき。

二 第七十条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十四条 林業事業体が第十四条第一項の規定に違反したときは、五万円以下の罰金に処する。

2 林業労働者その他の関係者が、次の各号のいずれかに該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

一 第十条第三項の規定に違反して、林業労働者登録証明書を他人に譲渡し、又は貸与したとき。

二 前条第二号に該当するとき。

三 第七十二条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨

げ、若しくは忌避したとき。

第八十五条 法人（法人でない納付金事務組合を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない納付金事務組合を処罰する場合においては、その代表者又は代理人が訴訟行為につきその納付金事務組合を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十六条 登録林業労働者が第八十二条第一項第二号に該当するときは、十万円以下の過料に処する。

2 登録林業労働者が第十條第二項の規定に違反したとき、又は常用労働者が第十四條第二項若しくは第三項の規定に違反したときは、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 第十八條の規定の施行の際現に林業事業体に雇用され林業の業務に従事している者は、当該林業事業体に引き続き雇用される限り、当該林業事業体が公共職業安定所の紹介を受けて雇い入れた者とみなす。

（労働基準法の一部改正）

第三条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八條第六号中「農林の事業」を「農業の事業」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二 森林の竹木の植栽、保育、管理又は伐採の事業その他林業の事業

第九十八條第二項中「労働災害防止団体法

（昭和三十九年法律第百十八号）の下に「及び林業労働法（昭和五十九年法律第 号）」を加える。

（職業安定法の一部改正）

第四條 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）」の下に「林業労働法（昭和五十九年法律第 号）」を、「地方職業安定審議会は」の下に「林業労働法の施行に関する重要事項その他」を加える。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第五條 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「第六十五條第一項」の下に「及び林業労働法（昭和五十九年法律第 号）」第七十四條第一項を加える。

第七條第二項中「第六十五條第一項」の下に「及び林業労働法第七十四條第一項」を加える。

第二十五條第二項中「第六十五條第一項の規定による再審査請求の事件及び」を「第六十五條第一項及び林業労働法第七十四條第一項の規定による再審査請求の事件並びに」に改める。

（所得税法の一部改正）

第六條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七十四條第二項中第十六号を第十七号とし、第六号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 林業労働法（昭和五十九年法律第 号）の規定により登録林業労働者として負担する納付金

（印紙税法の一部改正）

第七條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

（厚生省設置法の一部改正）

害による負傷、疾病、障害及び死亡に関する援

の規定により遺族給付金を受けることができる

よる給付（遺族に対する年金たる給付を含む。）

でこの法律による援護に相当する給付として政令で定めるものの支給事由に該当する場合においては、政令の定めるところにより、この法律による援護の全部又は一部を行わないことができる。

(政令委任)

第四条 遺族援護法に規定する日又は月の読替えその他特別援護法及び遺族援護法の例によることが困難と認められる場合における特例に関しては、この法律による援護の趣旨に照らして合理的の必要と判断される範囲内で、政令で必要な規定を設けることができる。

2 第一条第一項の規定に基づく政令の改正により新たに遺族給付金を受ける権利を有する者があることとなる場合においては、日の読替え等について、政令で必要な規定を設けることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特別援護法の一部改正)

第二条 特別援護法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「又は別表第一号表ノ三」を「若しくは別表第一号表ノ三に定める程度の障害又は旧恩給法施行令(大正十二年勅令第三百六十七号。恩給法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第五百四号)による改正前のものをいう。第三十一条第一項に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、「第一項第二号」を「同項第二号」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第一項中「(同条第二項の規定に該当する者にあつては、同条同項。以下この条において同じ。)」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(特別援護法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律による改正前の特別援護法第四条第二項の規定により交付された戦傷病者手帳は、この法律による改正後の特別援護法第四条第一項の規定により交付されたものとみなす。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第四条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法(昭和五十九年法律第六十八号)によりその例によるものとされる場合を含む。以下この項において同じ。」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「の外、左に」を「のほか、次に」に改め、同項第二号中「戦没者遺族」の下に「戦時災害傷病者、戦時災害死亡者遺族」を加える。

第五条第八号中「及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)」を「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)及び戦時災害援護法(昭和五十九年法律第六十八号)」に改める。

第六条第八十一号中「戦傷病者特別援護法」の下に「(戦時災害援護法によりその例によるものとされる場合を含む。)」を加え、同条第八十四号の次に次の一号を加える。

八十四の二 戦時災害援護法の定めるところにより、障害年金等を受ける権利を裁定し、及び障害年金の額を改定すること。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第六条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項中「更生医療の外」を「更生医療のほか」に、「第六十八号」を「第

百六十八号。戦時災害援護法(昭和五十九年法律第六十八号)によりその例によるものとされる場合を含む。第四項において同じ。」に改める。

(精神衛生法の一部改正)

第七条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第六項中「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法(昭和五十九年法律第六十八号)によりその例によるものとされる場合を含む。」に改める。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項中「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法(昭和五十九年法律第六十八号)によりその例によるものとされる場合を含む。第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第九条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「但し」を「ただし」に、「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法(昭和五十九年法律第六十八号)によりその例によるものとされる場合を含む。次条第二項において同じ。」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法(昭和五十九年法律第六十八号)によりその例によるものとされる場合を含む。」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第十一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「若しくは」を「基づく」に改め、同項第四号中「若しくは」を「基づいて」に改め、

同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 戦時災害援護法(昭和五十九年法律第六十八号)に基づく年金たる給付

第七条第二項第四号中「第五号」を「第五号の二」に改める。

(通算年金通則法の一部改正)

第十二条 通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「第二百二十七号」の下に「若しくは戦時災害援護法(昭和五十九年法律第六十八号)を加える。

(児童扶養手当法の一部改正)

第十三条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 戦時災害援護法(昭和五十九年法律第六十八号)に基づく年金たる給付

この法律施行に要する経費は、七十三億五千万円の見込みである。

三月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、健康保険改正反対、国民健康保険給付率の改善に関する請願(第二九八号)(第二九九号)(第三〇〇号)(第三〇一号)(第三〇二号)(第三〇三号)(第三〇四号)(第三〇五号)(第三〇六号)(第三〇七号)

一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願(第三一二号)

一、医療保険改正反対、充実改善に関する請願(第三一三三号)

一、健康保険本人の医療費一割負担導入反対等に関する請願(第三一九号)

一、健康保険改正反対、国民健康保険給付率の

二、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願（第三八三号）

品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 千葉市みつわ台五ノ二八ノ二 石

第三〇二号 昭和五十九年二月二十四日受理
健康保険改正反対、国民健康保険給付率の改善に
関する請願

第三〇七号 昭和五十九年二月二十四日受理
健康保険改正反対、国民健康保険給付率の改善に

関する諸願

請願者 愛知県瀬戸市塩草町一ノ一二四

紹介議員 山田 郁子君

この諸願の趣旨は、第二八九号と同じである。

第三二二号 昭和五十九年二月二十四日受理

食品添加物の規制緩和反対等に関する諸願

請願者 千葉市高洲二ノ一ノ二五〇二

広瀬子外九十九名

紹介議員 柏谷 照美君

この諸願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三二三号 昭和五十九年二月二十四日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する諸願

請願者 富山県高岡市戸出町三ノ一ノ八二

山下真知子外九十九名

紹介議員 柏谷 照美君

この諸願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第三一九号 昭和五十九年二月二十四日受理

健康保険本人の医療費一割負担導入反対等に関する諸願

請願者 横浜市西区宮崎町二五横浜市従業員労働組合内 上谷文代外四千五百名

紹介議員 山中 郁子君

人事院勧告陳述や実質増税、第二次臨時行政調査会の答申に基づく国民生活の切迫等によつて生活は苦しくなつてゐる。政府は、軍事費を削つて人事院勧告を完全実施し、教育・福祉関係予算を拡充するなど国民生活を守るべきである。ついで、次の事項について実現を図らねばならない。

一、健康保険本人の医療費一割負担導入をやめ、十割給付を維持すること。

二、年金のスライド制を堅持すること。

三、老人医療の無料化を復活し、福祉・医療を充実すること。

四、ごみ収集事業など国民生活へのサービスを拡充すること。

充すること。

第三二二号 昭和五十九年二月二十四日受理

健康保険改正反対、国民健康保険給付率の改善に関する諸願

請願者 大阪市大淀区豊崎四ノ二ノ一一一

七〇九 谷口修外三百名

紹介議員 坂山 映子君

この諸願の趣旨は、第二八九号と同じである。

第三二三号 昭和五十九年二月二十五日受理

パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制定促進に関する諸願

請願者 山梨県甲府市高畑町一ノ四ノ二六

窪田元之外九十九名

紹介議員 二宮 文造君

現在、パート労働者は、全国で四百六十六万人を超えるといわれ、しかも、その増加傾向は年々急速に伸びる一方である。既に公明党では、こうした状況を重視し、昨年十一月にパート労働法（短時間労働者保護法案）を策定した。その政策要項は、（一）パートの定義（二）パートの身分保障の確立（三）パート労働手帳の交付（四）社会保険の全面適用（五）解雇の制限（六）労働参加（七）パートの労働条件の向上（八）当面年収百万円まで無税とする課税最低限度額の引上げ（九）同一労働・同一賃金の原則導入（一〇）最低賃金の適用（一一）パートの優先権の付与（一二）国等の施策の充実（一三）パートの雇用確保（一四）雇入れ通知書の義務化（一五）職業安定所の役割強化（一六）職業訓練機関の活用（一七）その他の施策（一八）高齢化社会への対応策（一九）労使の人事管理の促進（二〇）などとなっている。ついで、パート労働法（短時間労働者保護法案）を可及的速やかに制定されたい。

第三二四号 昭和五十九年二月二十五日受理

パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制定促進に関する諸願（二通）

請願者 山梨県甲府市伊勢三ノ一ノ一五

依田正吉外七十九名

紹介議員 多田 省吾君

この諸願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三二七号 昭和五十九年二月二十五日受理

健康保険改正反対、国民健康保険給付率の改善に関する諸願

請願者 福岡県久留米市安武町住吉一、八

〇〇 中島善成外二百名

紹介議員 小野 明君

この諸願の趣旨は、第二八九号と同じである。

第三二八号 昭和五十九年二月二十七日受理

パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制定促進に関する諸願（二通）

請願者 山梨県甲府市武田三ノ七ノ七

石部美喜子外七十九名

紹介議員 多田 省吾君

この諸願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三二三号 昭和五十九年二月二十七日受理

パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制定促進に関する諸願

請願者 山梨県東八代郡一宮町中尾一九六

依田俊子外二千名

紹介議員 大川 清幸君

この諸願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三三三三号 昭和五十九年二月二十七日受理

児童扶養手当制度改悪反対等に関する諸願

請願者 東京都国立市西二ノ三ノ三二

石原みき子外三十名

紹介議員 馬場 富君

昭和五十九年度予算において、政府は歳出削減の観点から、実態調査もないままに、児童扶養手当制度の大幅な改正を行おうとしている。その内容は、本来の立法主旨である母子福祉年金の補完的機能としての所得保障から離れ、年金のレベルから大きく後退した支給期間の短縮、支給制限年次の引下げ、支給額の年収別二本立支給による減額、父親の年収による支給カット、地方自治体の二割負担といったもので、これらが実施されると生活維持の困難な母子家庭は壊滅的な打撃を受ける。離別、未婚であれ、死別であれ、同じ母子家庭に育つ児童を差別するのは納得できない。同時に社会的要因（サラ金・ギャンブル・企業による人格破壊・暴発等）で離婚せざるをえない母子の生活を困難にして不幸な結果を招くことになる。このような改悪案を許すわけにはいかない。次代を担う子どもを育てる母親が、健康を損なうことなく働いて十分生活できるあたりまえの社会の実現が先決で、児童扶養手当はそれまでの当然の保障といえる。ついで、どんな環境にあつても子どもたちは健やかに育てられるべきという観点から、次の事項について実現を図られたい。

一、支給期間の新設をやめ、児童の高校卒業まで支給すること。

二、所得制限を撤廃すること。

三、父親の収入による支給資格制限の新設をやめること。

四、地方自治体負担の導入をやめること。

五、未婚の母の児童を支給対象から外さないこと。

と。

第三三七号 昭和五十九年二月二十八日受理

パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制定促進に関する諸願（二通）

請願者 山梨県甲府市伊勢一ノ六ノ五

小口真知子外七十九名

紹介議員 多田 省吾君

この諸願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三三八号 昭和五十九年二月二十八日受理

パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制定促進に関する諸願

請願者 山梨県北都留郡上野原町上野原

一、二、三、四、長田文夫外九百九十九名

紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三三三九号 昭和五十九年二月二十八日受理
パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制定促進に関する請願
請願者 山梨県中巨摩郡白根町飯野三、七
二五ノ四 芦沢幸夫外九十九名
紹介議員 伏見 康治君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三四二二号 昭和五十九年二月二十八日受理
食品添加物の規制緩和反対等に関する請願
請願者 横浜市中区西柴一、二八ノ七 高
田恵美子外二百九名
紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第三四三三号 昭和五十九年二月二十八日受理
健康保険改正反対、国民健康保険給付率の改善に
関する請願
請願者 長野市南長池三五 左右田昭道
外三百五十六名
紹介議員 飛山 篤君
この請願の趣旨は、第二八九号と同じである。

第三四四四号 昭和五十九年二月二十八日受理
パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制
定促進に関する請願
請願者 山梨県韮崎市富士見ヶ丘二ノ四ノ
一五 大柴太幸外九百九十九名
紹介議員 刈田 貞子君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三四五五号 昭和五十九年二月二十八日受理
パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制
定促進に関する請願
請願者 山梨県中巨摩郡電王町篠原一、九
五一ノ四 名取利夫外九百三十九
名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三六一号 昭和五十九年二月二十八日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 静岡市小笠三ノ四ノ八静岡大学雄
藤寮 時田純外千二百七名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三六二二号 昭和五十九年二月二十八日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 東京都大田区南馬込四ノ一二ノ七
小宮光明外千二百七名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三六三三号 昭和五十九年二月二十八日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 山梨県甲府市高畑二ノ一二ノ一三
三枝長治外千二百七名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三六四四号 昭和五十九年二月二十八日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 山梨県甲府市屋形一ノ八ノ二八
有泉正外千二百七名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三六五五号 昭和五十九年二月二十八日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 山梨県甲府市青沼一ノ八ノ五 梅
津幸造外千二百七名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三六六号 昭和五十九年二月二十八日受理
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 山梨県甲府市高畑二ノ一〇ノ一五
望月恒夫外千二百七名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三六七七号 昭和五十九年二月二十八日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 長野県小諸市耳取七八七 山浦正
外千二百七名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三六八八号 昭和五十九年二月二十八日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 山梨県甲府市後屋町二六二ノ五
竹内敬雄外千二百七名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三六九九号 昭和五十九年二月二十八日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 東京都板橋区前野町一ノ二五ノ一
杉林タカ外千二百七名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三七〇〇号 昭和五十九年二月二十八日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 山梨県甲府市宝一ノ三三ノ二〇
三浦建一外千二百七名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三七一七号 昭和五十九年二月二十八日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 山梨県大野三六九 天野竹助外千
二百七名
紹介議員 宮本 顯治君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三七二二号 昭和五十九年二月二十八日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 静岡県浜松市有玉町一、八八五
ノ七 安井幸子外千二百七名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三七三三号 昭和五十九年二月二十八日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 山梨県中巨摩郡御形町上今井九六
一 築野仁朗外千二百七名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三七四四号 昭和五十九年二月二十八日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 山梨県甲府市伊勢二ノ一五ノ二三
大芝幸子外千二百七名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三七五五号 昭和五十九年二月二十八日受理
食品添加物の規制緩和反対等に関する請願
請願者 福岡県粕屋郡須恵町植木二六二ノ
一九 梅津和子外三百九十九名
紹介議員 桑名 義治君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第三七六六号 昭和五十九年二月二十八日受理
児童扶養手当制度改悪反対等に関する請願
請願者 東京都保谷市栄町一ノ一ノ二三
竹内尚代外十九名
紹介議員 桑名 義治君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三七七七号 昭和五十九年二月二十九日受理
パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制
定促進に関する請願
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

定促進に関する請願（二通）

請願者 山梨県甲府市後屋町六五三ノ四ノ

九七 永井清二外七十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三七八号 昭和五十九年二月二十九日受理

パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制定促進に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡敷島町中下条五九

五 井野松伸子外千九百九十九名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三七九号 昭和五十九年二月二十九日受理

健康保険改正反対、国民健康保険給付率の改善に関する請願

請願者 名古屋市中区瑞穂通五ノ二六

石井正雄外四百七十一名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第三八九号と同じである。

第三八三三号 昭和五十九年二月二十九日受理

医療保険の抜本改善反対、充実改善に関する請願

請願者 京都府城陽市富野西垣内五 福島

秀子外一万八千八百五十八名

紹介議員 神谷信之助君

七・九人に一人が病氣（昭和五十七年国民健康調査）というように、国民の健康破壊は史上最悪の状態になっており、予防給付を含めた公的医療保険の充実改善が強く望まれている。ところが政府は、昭和五十九年度の予算編成では四年連続軍事費を突出させ、一方で医療保険制度の根幹を切り崩す大改悪案を示し、昭和五十九年七月からの実施を意図していた。その内容は、健康保険本人十割給付の八割への削減、入院時給食費の一日六百元の自己負担、ビタミン剤等の薬の保険適用除外など、患者負担を大幅に増やし国庫負担を削減するものであり、また、診療に対して医療標準とい

う枠を新設し、保険医療に大幅な診療制限を行い、それを越えるものはすべて自己負担にするとして

いる。更に、高額所得者を保険から外し、国民皆

保険制度を切り崩すものとなっている。そのうえ

政府は、国公立病院をはじめすべての医療機関と

病床を大幅に削減し、医療供給の面からも国民の

医療の機会を狭めようとしている。こうした改悪

が実施されれば、家計からの医療費支出は大幅に

増え、治る病氣も治らなくなり、金の切れ目が命

の切れ目となるのは必至である。ついでに、国民

が安心して医療が受けられるようにし、公的医療

保険制度を守り、充実させるため、次の事項につ

いて実現を図りたい。

一、政府管掌健康保険及び組合管掌健康保険、共

済組合など被用者保険の本人十割給付の引下げ

をやめ、予防、保健給付等の充実改善を図るこ

と。

二、治療費である入院時給食費の患者負担の導入

をやめること。

三、ビタミン剤、健胃薬、感冒剤、漢方薬等の薬

剤の保険適用除外をやめること。

四、国民健康保険医療費の国庫補助の削減をやめ

ること。

五、日雇労働者健康保険を政府管掌健康保険に統

合する場合、累積赤字は棚上げし、政府管掌健

康保険の被保険者負担を増やさないこと。

六、高額療養費の自己負担限度額の引上げをや

め、引下げの方向に努力すること。

七、国民皆保険制度の切崩しに道をひらく高額所

得者の保険適用除外をやめること。

八、結核、精神等公費医療制度の保険への肩代わ

り、給食費患者負担をやめ、全額無料の公費医

療制度を確立すること。

第三八四号 昭和五十九年二月二十九日受理

食品添加物の規制緩和反対等に関する請願

請願者 香川県高松市高松町二、〇六二ノ

二五 後藤恭子外四十九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三八五号 昭和五十九年二月二十九日受理

パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制定促進に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡敷島町中下条一、

六〇九 三浦喜美子外千九百九十九

九名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三八六号 昭和五十九年二月二十九日受理

パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制定促進に関する請願

請願者 山梨県西八代郡市川大門町一丁目

増田英子外千八十名

紹介議員 服部 信吾君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三八九号 昭和五十九年二月二十九日受理

医療保険の抜本改善反対に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市浜東畑二ノ二六 高

島紀久夫外一万九千二百八十名

紹介議員 山中 郁子君

医療保険制度は、発足以来、いつでも、だれでも

安心して医療が受けられることを保障してきた。

それにより、病氣になつても治療することができ、

国民は安心して働き、生活しているのである。

ところが厚生省がすすめている医療保険の抜本的

な改悪は、国民に一方的に大幅な負担増を求める

とともに、医療保障の理念をまげ、社会保険の機

能がまひする内容になっている。ますます広がる

生活苦のもとで、国民の命と健康を脅かす医療保

険改悪を直ちに取りやめるべきである。ついで

は、次の事項について実現を図りたい。

一、健康保険の本人の医療費の原則無料を二割負

担にしないこと。

二、国民健康保険税（料）の引上げをもたらず国

民健康保険に対する補助金の引下げをやめる

こと。

三、入院時の食事代の一部患者負担をやめるこ

と。

四、ビタミン剤やかぜ薬、健胃薬などの保険から

の適用除外をやめること。

五、軽い医療と重い医療の切捨てをもたらず医療

標準の導入をやめること。

六、日雇労働者健康保険の廃止をやめること。

七、患者に重い負担をもたらず高額療養費の自己

負担限度額の引上げをやめること。

第三九〇号 昭和五十九年二月二十九日受理

国民医療と医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都小金井市前原町三ノ二九ノ

一二 小池彰子外三十九名

紹介議員 市川 正一君

国民医療と医療保険制度は重大な危機に直面して

いる。昭和五十九年度予算は軍事費の異常突出の

反面、集中的な予算削減の対象とされた医療保

険、医療制度の予算切捨てが六千二百億円という

戦後最悪のものとなり、社会保障は自立・自助で

と制度の中身にまでも大なたが振るわれ、軍事優

先の国策が国民の命を踏みにじるものであること

が明らかになった。また、健康保険の本人給付の

二割給付切下げや国民健康保険の補助金を実質四

十五パーセントから三十八・五パーセントに切り

下げるなど日本の医療制度の根幹を切り崩すもの

となっている。長引く不況のもとで長時間労働を

強いられ健康を破壊されている中小業者にとつて

この改悪は生存権の侵害といえる。ついでに、中

小業者の命と健康を守る医療制度の充実のため、

次の事項について実現を図りたい。

一、健康保険の本人給付二割切下げなど医療保険

の改悪をやめること。かぜ薬、ビタミン剤、健

胃薬などの保険適用除外をやめること。入院時

給食費の患者負担をやめること。

二、国民健康保険の国庫補助金の削減をやめて大

幅に引き上げるなど国民健康保険制度の拡充を

図ること。保険料(税)の値上げをやめ、営業不振などで保険料(税)や一部負担金の支払いが困難になった場合減免するよう措置すること。国民健康保険に傷病手当、出産手当を強制給付として実施すること。

三、年金の給付額の引下げ、保険料増額を内容とした基礎的年金制度の創設をやること。老齢福祉年金を月四万円に引き上げ、拠出制国民年金の支給要件を二十年とし六十歳から支給すること。五年、十年年金や加入期間の短い経過年金の廃止をやめ、給付額を引き上げること。

四、老人医療の無料制度を復活し、老人に対する医療差別をやめること。

第三九二号 昭和五十九年二月二十九日受理

国民医療と医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都中野区本町一ノ三三ノ一

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第三九二号 昭和五十九年二月二十九日受理

国民医療と医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都小金井市貫井南町四ノ二六

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第三九三号 昭和五十九年二月二十九日受理

国民医療と医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都小金井市貫井南町四ノ二六

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第三九四号 昭和五十九年二月二十九日受理

国民医療と医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都小金井市貫井南町四ノ三ノ

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第三九五号 昭和五十九年二月二十九日受理

国民医療と医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都小金井市貫井南町四ノ二一ノ

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第三九六号 昭和五十九年二月二十九日受理

国民医療と医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都小金井市東町一ノ三〇ノ八

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第三九七号 昭和五十九年二月二十九日受理

国民医療と医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都小金井市貫井南町四ノ二一ノ

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第三九八号 昭和五十九年二月二十九日受理

国民医療と医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都小金井市貫井南町四ノ二一ノ

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第三九九号 昭和五十九年二月二十九日受理

国民医療と医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都小金井市貫井南町四ノ二六

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第四〇〇号 昭和五十九年二月二十九日受理

国民医療と医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都小金井市貫井南町四ノ二一ノ

紹介議員 宮本 願治君

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第四〇一号 昭和五十九年二月二十九日受理

国民医療と医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都小金井市貫井南町四ノ二一ノ

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第四〇二号 昭和五十九年二月二十九日受理

国民医療と医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都小金井市貫井南町四ノ一四

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第四〇三号 昭和五十九年二月二十九日受理

国民医療と医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都小金井市貫井南町四ノ二五

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第四〇四号 昭和五十九年二月二十九日受理

社会福祉・社会保障の拡充に関する請願

請願者 東京都足立区東原一ノ一七ノ八

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四〇五号 昭和五十九年二月二十九日受理

社会福祉・社会保障の拡充に関する請願

請願者 東京都渋谷区本町二ノ二七ノ九若

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四〇六号 昭和五十九年二月二十九日受理

社会福祉・社会保障の拡充に関する請願

請願者 東京都足立区弘道二ノ二七ノ二

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四〇七号 昭和五十九年二月二十九日受理

社会福祉・社会保障の拡充に関する請願

請願者 東京都足立区青井六ノ四ノ一〇

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四〇八号 昭和五十九年二月二十九日受理

社会福祉・社会保障の拡充に関する請願

請願者 東京都足立区扇三ノ一八ノ一三ノ

紹介議員 近藤 忠孝君

第四〇九号 昭和五十九年二月二十九日受理
社会福祉・社会保障の拡充に関する請願
請願者 東京都足立区柳原二ノ四八ノ五
熱田弘子外二万七千四百六十名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四一〇号 昭和五十九年二月二十九日受理
社会福祉・社会保障の拡充に関する請願
請願者 東京都足立区日ノ出町一六ノ三
本間玲子外二万七千四百六十名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四一一号 昭和五十九年二月二十九日受理
社会福祉・社会保障の拡充に関する請願
請願者 東京都中野区中野六ノ三ノ一五
三神有子外二万七千四百六十名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四一二号 昭和五十九年二月二十九日受理
社会福祉・社会保障の拡充に関する請願
請願者 東京都練馬区桜台五ノ三六ノ一七
佐野好江外二万七千四百六十名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四一三号 昭和五十九年二月二十九日受理
社会福祉・社会保障の拡充に関する請願
請願者 山梨県北巨摩郡双葉町岩森一、七
二二 小田切百合子外二万七千四
百六十名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四一四号 昭和五十九年二月二十九日受理
社会福祉・社会保障の拡充に関する請願
請願者 東京都足立区千住東二ノ二〇ノ一

二ノ二二四 三枝道夫外二万七千
四百六十名
紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四一五号 昭和五十九年二月二十九日受理
社会福祉・社会保障の拡充に関する請願
請願者 東京都府中市小柳町六ノ一八ノ一
三 早川文男外二万七千四百六十
名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四一六号 昭和五十九年二月二十九日受理
社会福祉・社会保障の拡充に関する請願
請願者 東京都北区豊島四ノ一六ノ三四ノ
一四 坪井訓外二万七千四百六
十名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四一七号 昭和五十九年二月二十九日受理
社会福祉・社会保障の拡充に関する請願
請願者 千葉県野田市尾崎四二ノ一三
上條順子外二万七千四百六十名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四一八号 昭和五十九年三月一日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 千葉県園生町九八五ノ一〇 加藤
秀行外九名

紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四一九号 昭和五十九年三月一日受理
パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制
定促進に関する請願（二通）
請願者 山梨県甲府市国母八ノ五ノ三七

角野鈴子外七十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第四二〇号 昭和五十九年三月一日受理
パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制
定促進に関する請願
請願者 山梨県東八代郡中道町下向山四、
一〇一 長田朗外千九百九十九名

紹介議員 原田 立君
この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第四二二号 昭和五十九年三月一日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 秋田県能代市松美町一六ノ一一
佐藤英子外四十九名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第四二三号 昭和五十九年三月一日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 長崎県諫早市原口町二二ノ一
城島典子外九十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第四二三号 昭和五十九年三月一日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
請願者 兵庫県宝塚市川面六ノ一九ノ二三
竹内陽一外二千八百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第四二四号 昭和五十九年三月一日受理
パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制
定促進に関する請願
請願者 山梨県甲府市古府中町四、七七八
ノ一 釣船紀元外千九百九十九名

紹介議員 桑名 義治君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第四二五号 昭和五十九年三月一日受理
児童扶養手当制度改悪反対等に関する請願
請願者 東京都保谷市東町五ノ八ノ二〇
君塚規矩夫外四十四名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第四二六号 昭和五十九年三月一日受理
児童扶養手当制度改悪反対等に関する請願
請願者 千葉県浦安市美浜一六ノ二六〇
富山洋子外十九名

紹介議員 山田耕三郎君
この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第四二八号 昭和五十九年三月一日受理
パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制
定促進に関する請願
請願者 山梨県東山梨郡牧丘町倉科五、四
八一 古屋征夷外八百七十九名

紹介議員 馬場 富君
この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第四二九号 昭和五十九年三月一日受理
児童扶養手当制度改悪反対等に関する請願
請願者 東京都国立市富士見台一ノ一九ノ
一 吉良宏三外二十五名

紹介議員 刈田 貞子君
この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第四三〇号 昭和五十九年三月一日受理
児童扶養手当制度改悪反対等に関する請願
請願者 東京都清瀬市下清戸一ノ二二ノ
五六ノ五 船越香代子外十四名

紹介議員 中野 鉄造君
この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

の一級格づけに関する請願(第五五八号)(第五五九号)(第五六〇号)(第五六一号)(第五六二号)(第五六三号)(第五六四号)(第五六五号)

一、福祉手当の倍額引上げに関する請願(第五六六号)(第五六七号)(第五六八号)(第五六九号)(第五七〇号)(第五七一号)(第五七二号)(第五七三号)

一、食品添加物の規制緩和反対等に関する請願(第五七四号)(第五七五号)(第五七六号)

一、児童扶養手当制度改悪反対等に関する請願(第五七七号)

一、食品添加物の規制緩和反対等に関する請願(第五七八号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第五七九号)

一、パート労働法(短時間労働者保護法案)の早期制定促進に関する請願(第五八〇号)

一、障害者福祉法の制定に関する請願(第五八一号)

一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願(第五八二号)(第五八三号)(第五八四号)(第五八五号)(第五八六号)(第五八七号)(第五八八号)(第五八九号)(第五九〇号)(第五九一号)(第五九二号)(第五九三号)(第五九四号)(第五九五号)

一、食品添加物の規制緩和反対等に関する請願(第六一〇号)

一、パート労働法(短時間労働者保護法案)の早期制定促進に関する請願(第六一一号)

一、食品添加物の規制緩和反対等に関する請願(第六一二号)(第六一三号)

一、障害者の所得保障に係る年金統合等国民年金法改正促進に関する請願(第六二七号)(第六二八号)

一、社会福祉・社会保障の拡充に関する請願(第六二九号)

第四三三三号 昭和五十九年三月二日受理

パート労働法(短時間労働者保護法案)の早期制定促進に関する請願(二通)
請願者 山梨県甲府市伊勢三ノ四ノ二四
星野美枝子外七十九名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第四三四号 昭和五十九年三月二日受理

パート労働法(短時間労働者保護法案)の早期制定促進に関する請願
請願者 山梨県都留市大幡一、六四二 伊藤吉郎外千九百九十九名

紹介議員 飯田 忠雄君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第四四二二号 昭和五十九年三月二日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 青森県むつ市海老川町一ノ二三 橋本弘外九十九名

紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第九三三三号と同じである。

第四四三三三号 昭和五十九年三月二日受理

パート労働法(短時間労働者保護法案)の早期制定促進に関する請願
請願者 山梨市上神内川六〇一ノ四 甘田正三外九百九十九名

紹介議員 高桑 栄松君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第四四四四号 昭和五十九年三月二日受理

児童扶養手当制度改悪反対等に関する請願
請願者 東京都国立市東二ノ一三ノ五 室田清子外五十九名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第四四五五号 昭和五十九年三月二日受理

児童扶養手当制度改悪反対等に関する請願
請願者 東京都国立市東二ノ一三ノ五 室田清子外五十九名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

請願者 埼玉県熊谷市石原二、〇一九ノ一ノ二ノ五〇七 小川正子外二十六名

紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第四四六六号 昭和五十九年三月二日受理

児童扶養手当制度改悪反対等に関する請願
請願者 東京都大田区南千束三ノ二三ノ一二宮敬嗣外十九名

紹介議員 中山 千夏君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第四四七号 昭和五十九年三月二日受理

パート労働法(短時間労働者保護法案)の早期制定促進に関する請願
請願者 山梨県中巨摩郡敷島町中下条一、三六一 小林正治外七百四十名

紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第四五六六号 昭和五十九年三月二日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 鹿児島市冷水町二ノ一ノ一三 郡山ナミ子外五百九十九名

紹介議員 金丸 三郎君
この請願の趣旨は、第五二二二号と同じである。

第四五七号 昭和五十九年三月二日受理

身体障害者福祉法の改正にあたり中途失聴者・難聴者に対する法的位置づけと福祉施策の確立に関する請願
請願者 島根県松江市上乃木町一、四三一 神谷克己外七百三十九名

紹介議員 亀井 久興君
この請願の趣旨は、第一四七号と同じである。

第四五八号 昭和五十九年三月二日受理

老人福祉に関する請願
請願者 東京都中央区銀座四ノ一三ノ一八 医療ビル東京老人福祉会内 上田金蔵外五百二名

紹介議員 安井 謙君
我が国の経済は低成長時代を迎え、更に世界的な経済不況のなかで公共物価をはじめ諸物価は高騰し高齢者の生活を圧迫してきた。その影響は高齢者に容赦なくしわ寄せされて、老後不安と生活苦に一層拍車をかけ、老人は心ならずも国の福祉施策に頼らざるを得ない。しかるに近年盛り上がった老人福祉対策は、福祉切替予算で後退し、老人保健法の立法により老人医療無料が有料となり、高齢者の住みにくい世の中を具現する結果となった。今後、我が国は高齢者人口の増加により世界一の老人大国となるが、高齢者社会は国政上も大きな社会問題となつていく。ついでに、恒久的老人福祉対策として、次の事項について実現を図りたい。

- 一、老齢福祉年金月額三万円を実現すること。
 - 二、老人保健法による七十歳以上の医療費無料化を図ること。
 - 三、入院費中介護料、差額ベッド料、看護人、付添人等費用の無料化又は軽減を図ること。
 - 四、東京都老人医療制度(六十五歳から六十九歳まで)の一部負担金の無料化を図ること。
 - 五、老人福祉の充実を図るための老人クラブ助成金を増額すること。
 - 六、高齢者就労徹底と、寝たきり老人対策の充実及びホームヘルパー週三日以上の実現を図ること。
- 第四六一号 昭和五十九年三月二日受理
- 厚生行政をただし、国民医療の改善に関する請願
請願者 奈良県大和郡山小泉町一、〇八六ノ一〇三 小野塚一郎外三千二百三十一名
- 紹介議員 市川 正一君
国民の八人に一人は病氣というように、国民の健康状態は史上最悪になつていく。ところが、国民

の健康と医療を守る責任をもつ厚生省は、国民の願いに背いて、健康保険・共済組合などの本人の給付を八割に引き下げるのをはじめ、かぜ薬、ビタミン剤、はり薬等を保険給付から外し、一日六百元の入院給食代を患者に負担させ、また、高額所得者を医療保険から除外したり、国民健康保険の国庫補助を減らす等の医療保険の大改悪をし、更に医療標準を設定して、保険医療の内容を制限しようとした。このことは国民から医療を受ける権利を奪い、昭和三十六年に発足した国民皆保険制度を崩壊させ、憲法第二十五条で定められている国の責任を放棄するものである。不況が長引き、国民生活が悪化するなかで、国は、保健、医療、福祉の充実に最大の努力をすべきである。ついでには、国民医療の低下を防ぎ改善するため、次の事項について実現を図らねばならない。

一、健康保険、共済組合などの本人の給付率引下げ（八割）をやめ、十割給付を維持すること。
二、かぜ薬、ビタミン剤、胃薬、はり薬や歯科の入れ歯、入院の食事代を保険から外して患者負担にしないこと。また、治療内容を制限する医療標準をつくらないこと。

三、国民健康保険の国庫補助引下げをやめること。また、国と事業主の負担で退職者医療制度を創設すること。ただし、当面中小企業主の負担は国で肩代わりすること。

四、自治体で行っている老人医療費の助成事業に対し、国は規制干渉をやめ、老人医療費無料制度を復活すること。また、老人に医療差別を強いる医療取扱基準などを撤回すること。健康診査、健康相談などの保健・福祉事業を充実改善すること。

五、国民の健康を守り、医療内容を充実するため、診療報酬を医療従事者の技術料を中心に改善するとともに、医療、福祉への国庫負担を増やすこと。

第四六二号 昭和五十九年三月二日受理
厚生行政をただし、国民医療の改善に関する請願

請願者 大阪府貝塚市王子新田五八五 池田貞子外三千二百三十一名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第四六三号 昭和五十九年三月二日受理
厚生行政をただし、国民医療の改善に関する請願

請願者 大阪府泉佐野市湊三ノ八〇一五 里井節夫外三千二百三十一名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第四六四号 昭和五十九年三月二日受理
厚生行政をただし、国民医療の改善に関する請願

請願者 大阪市東住吉区公園南矢田一ノ二 一ノ一三ノ二〇六 鈴木良章外三千二百三十一名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第四六五号 昭和五十九年三月二日受理
厚生行政をただし、国民医療の改善に関する請願

請願者 大阪府豊中市宮山町四ノ六ノ一三 中野洋子外三千二百三十一名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第四六六号 昭和五十九年三月二日受理
厚生行政をただし、国民医療の改善に関する請願

請願者 大阪府阿倍野区美草園三ノ三ノ七 本田光則外三千二百三十一名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第四六七号 昭和五十九年三月二日受理
厚生行政をただし、国民医療の改善に関する請願

請願者 大阪府摂津市正雀二ノ一四ノ二三 前田直昭外三千二百三十一名
紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第四六八号 昭和五十九年三月二日受理
厚生行政をただし、国民医療の改善に関する請願

請願者 大阪府阿倍野区長池町六ノ四 橋村香外三千二百三十一名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第四六九号 昭和五十九年三月二日受理
厚生行政をただし、国民医療の改善に関する請願

請願者 大阪府箕面市如意谷三ノ八ノ三ノ五〇五 土居由美外三千二百三十一名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第四七〇号 昭和五十九年三月二日受理
厚生行政をただし、国民医療の改善に関する請願

請願者 大阪府生野区桃谷二ノ九ノ八 原省吾外三千二百三十一名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第四七一号 昭和五十九年三月二日受理
厚生行政をただし、国民医療の改善に関する請願

請願者 大阪府阿倍野区阪南町一ノ五二ノ六 村上勇次郎外三千二百三十一名
紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第四七二号 昭和五十九年三月二日受理
厚生行政をただし、国民医療の改善に関する請願

請願者 大阪府堺市小阪七〇一 西川文浩 外三千二百三十一名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第四七三号 昭和五十九年三月二日受理
厚生行政をただし、国民医療の改善に関する請願

請願者 大阪府堺市大豆塚町二丁七ノ五八 池田美和子外三千二百三十一名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第四七四号 昭和五十九年三月二日受理
厚生行政をただし、国民医療の改善に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市西難波町一ノ三二ノ一三 矢野隆章外三千二百四十一名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第四七五号 昭和五十九年三月二日受理
保育内容の向上と施設運営の改善に関する請願

請願者 横浜市港南区日野町五、八六七ノ一六 樋口幸子外一万六千十五名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四七六号 昭和五十九年三月二日受理
保育内容の向上と施設運営の改善に関する請願

請願者 横浜市戸塚区上飯田町一、九八八ノ三〇 宇高悟外一万六千三名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四七七号 昭和五十九年三月二日受理
保育内容の向上と施設運営の改善に関する請願

請願者 東京都港区芝一ノ一ノ八 菅田昌宏外一万六千三名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四七八号 昭和五十九年三月二日受理
保育内容の向上と施設運営の改善に関する請願

請願者 横浜市戸塚区上飯田町一、三三二

上飯田団地三九ノ一〇三 田村和子外一万六千三名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四七九号 昭和五十九年三月二日受理

保育内容の向上と施設運営の改善に関する請願

請願者 横浜市戸塚区上飯田町二、〇四四ノ八 秋田政代外一万六千三名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四八〇号 昭和五十九年三月二日受理

保育内容の向上と施設運営の改善に関する請願

請願者 横浜市戸塚区上飯田町一、三三三ノ三三ノ四〇四 石井寿子外一万六千三名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四八一号 昭和五十九年三月二日受理

保育内容の向上と施設運営の改善に関する請願

請願者 横浜市戸塚区和泉町三、九二六ノ四 榎本正次外一万六千三名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四八二号 昭和五十九年三月二日受理

保育内容の向上と施設運営の改善に関する請願

請願者 横浜市戸塚区上飯田町九三ノ一 ライオンズマンション一〇九大 林了二外一万六千三名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四八三号 昭和五十九年三月二日受理

保育内容の向上と施設運営の改善に関する請願

請願者 横浜市戸塚区上飯田町一、三三一上飯田団地二五ノ五〇三 山名整

外一万六千三名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四八四号 昭和五十九年三月二日受理

保育内容の向上と施設運営の改善に関する請願

請願者 横浜市戸塚区上飯田町一、〇三四ノ一 杉村太重外一万六千三名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四八五号 昭和五十九年三月二日受理

保育内容の向上と施設運営の改善に関する請願

請願者 横浜市戸塚区上飯田町一、三三三ノ二ノ一〇四 門戸一利外一万六千三名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四八六号 昭和五十九年三月二日受理

保育内容の向上と施設運営の改善に関する請願

請願者 横浜市戸塚区中田町一、二二〇秋山武治外一万六千三名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四八七号 昭和五十九年三月二日受理

保育内容の向上と施設運営の改善に関する請願

請願者 横浜市戸塚区和泉町三、七六三田中マサ子外一万六千三名

紹介議員 山中 都子君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四八八号 昭和五十九年三月二日受理

保育内容の向上と施設運営の改善に関する請願

請願者 横浜市戸塚区上飯田町一、一二四ノ一二 北村操外一万六千三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四九一号 昭和五十九年三月二日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市桑町一九ノ二二大 阪かわち市民生協内 小沢清外千四百名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第四九二号 昭和五十九年三月二日受理

パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制定促進に関する請願

請願者 山梨県韮崎市大草町西割三五四清水和子外九百九十九名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第四九三号 昭和五十九年三月三日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 千葉県鎌ヶ谷市西道野辺三ノ一八ノ二〇五 岡本誠二郎外九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第四九四号 昭和五十九年三月三日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 香川県高松市新田町乙二五ノ九九佐藤知江外四十九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第四九五号 昭和五十九年三月三日受理

パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制定促進に関する請願（二通）

請願者 山梨県甲府市中町一ノ一三 中根和夫外七十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第四九九号 昭和五十九年三月三日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 青森県下北郡大畑町中島八三ノ一石塚勇外九十九名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第五〇五号 昭和五十九年三月三日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 名古屋守山区大森井天洞大森台住宅二ノ五〇三 近藤奈緒外二千五百八十七名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第五〇六号 昭和五十九年三月五日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 千葉市加曾利町九六九ノ一五八木成子外九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第五〇七号 昭和五十九年三月五日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 香川県大川郡大内町水主四、六八二ノ二 大森理恵外四十九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第五〇八号 昭和五十九年三月五日受理

パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制定促進に関する請願（二通）

請願者 山梨県南都留郡河口湖町船津揚町八五二ノ二 細川成治外七十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第五〇九号 昭和五十九年三月五日受理
児童扶養手当制度改悪反対等に関する請願
請願者 東京都練馬区南大塚一ノ五一ノ一
七 豊哲男外十九名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第五一二号 昭和五十九年三月五日受理
食品添加物の規制緩和反対等に関する請願
請願者 埼玉県川越市寿町一ノ二、四三八
ノ三 中嶋寅雄外十八名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第五一三三号 昭和五十九年三月五日受理
食品添加物の規制緩和反対等に関する請願
請願者 埼玉県川越市南田島二、五〇三ノ
三二 関静子外十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第五一四四号 昭和五十九年三月五日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 東京都杉並区南荻窪二ノ一〇ノ九
市橋文男外四千六百五十二名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五二五号と同じである。

第五一五五号 昭和五十九年三月五日受理
障害者福祉法の制定に関する請願
請願者 岡山市海岸通二ノ一ノ三七ノ四
大銅節子外七百八十七名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第五一六六号 昭和五十九年三月五日受理
パート労働法(短時間労働者保護法案)の早期制
定促進に関する請願
請願者 山梨県甲府市塩部一ノ三ノ三ノ二

〇 川口美恵子外千九百九十九名
紹介議員 塩出 啓典君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第五一七号 昭和五十九年三月五日受理
児童扶養手当制度改悪反対等に関する請願
請願者 千葉県我孫子市中峠一、六〇四ノ
五九 西崎宣子外九十九名

紹介議員 坂山 映子君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第五一八八号 昭和五十九年三月五日受理
食品添加物の規制緩和反対等に関する請願
請願者 神戸市北区鈴蘭台西町五ノ一四ノ
一九 豊喜武治外一万三千七百三
十三名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第五一九九号 昭和五十九年三月五日受理
カイロプラクティック・療術師立法化阻止に關
する請願
請願者 兵庫県西宮市神明町二ノ五 植
村昭彦

紹介議員 安武 洋子君

一、カイロプラクティック(脊柱矯正の手法療
術)の身分法制定を意図した議員連盟が結成さ
れ、同法の制定に向けて、活発かつ積極的な行
動が開始されているようであるが、我々、あん
摩マッサージ指圧・はり・きゅうを業とする者
はこれに全面的に反対であるので、カイロプラ
クティックに関する法律を制定しないこと。
二、電気光線又は器具等を使用し治療業務をなす
療術は、現段階では医学的根拠もなく、厚生大
臣の諮問機関でも確たる調査結果が出されてい
ないので、議員立法等による療術の制度化はし
ないこと。

理由 (一)カイロプラクティックとは、手を用いて脊柱

に圧迫的衝撃、又は他動的運動を加える手法療術
であつて、あん摩マッサージ指圧及び柔道整復
等、既存の手法療術の一環であり、本来、あん摩
マッサージ指圧師・柔道整復師の業務範囲に属す
るものである。(二)あん摩マッサージ指圧師は、
師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律
第二百七十七号)の第十二条において、その独立業
務が禁止されている。(三)あん摩等中央審議会(厚
生大臣の諮問機関)では、あん摩マッサージ指圧
以外の手法療術を、あん摩等と別にその身分を定
めることのできる医学的根拠の有無、あん摩等と
の具体的な相違点の有無及びあん摩等と分離して
免許を認める必要の有無等の検討について、厚生
大臣の諮問を受け、昭和四十二年以来、専門の研
究プロジェクトを編成し、研究を続けているところ
であり、現在なお、その答申が出されていない
現状である。(四)あん摩マッサージ指圧・柔道整
復・はり・きゅう等、医師以外の者の医療類似行
為に関する身分をいくつもつくることは、医療行
政を複雑にするのみでなく、関係業者間の競合を
招く結果となることは必至であつて、国民の保健
衛生の向上を妨げることになる。(五)医師以外の医
業類似行為に関する身分及び教育は、一元化を図
ることがむしろ急務である。(六)財団法人厚生統計
協会発行の「衛生行政業務報告」によると、昭和
五十五年末における全国あん摩マッサージ指圧・
柔道整復・はり・きゅうの施術者数は、あわせて
十八万五千四百六十三人、人口十万人当たり百五
十八人となつてゐるのに対し、医師の数は十四万
八千五百八十八人、人口十万人当たり二百六・七
人となつてゐる。この数字が示すとおり、医師以
外の施術者は、供給が需要を大きく上回つてお
り、過当競争の結果は、視覚障害者に一方的にし
わ寄せされ、視覚障害者の生計が困窮に迫り込ま
れている。(七)国民の有病率は十パーセントで、そ
のうちの百分の八十三から八十四が医師による治療
を受けており、わずかに百分の二程度が医師以外の
施術者による治療を受けている。しかも医師以外
の施術者の数は、医師の数を三万六千八百八十三

人も上回つてゐる事実からみて、新しい療術(カ
イロプラクティック)を法制化する国家的要請は
全くなく、国民のニーズにこたえるものとは考え
られない。(一)簡易な電気光線療法は、あん摩
マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復等の補
助的手段であつて、これを独立業務とするものは
制度上からも容認できない。(二)器技師等届出によ
る認可制度は、業者の知識、技能を低下させ、治
療過誤多発の危険につながるもので絶対に賛成でき
ない。(三)現行法では、関連業務の免許取得により、
療術の新規開業を認めているので、新制度の制定
の必要はない。(四)昭和三十五年の最高裁判決以
来、療術業者は、公然と講習会を開いて無資格者
を養成し、療術法制化によつてすべてを合法化し
ようとしているがこのような行動は認めることは
できない。(五)我が国では、多数の盲人がその特質
を生かしてあん摩マッサージ指圧・はり・きゅう
業に従事し、社会参加の重責を果たしている。こ
の現実を無視して療術の立法化を強行すること
は、盲人の適職を奪い取るものとなり、盲人の自
立向上に支障をきたすことになる。

第五二四四号 昭和五十九年三月六日受理
食品添加物の規制緩和反対等に関する請願
請願者 千葉市新宿一ノ二三ノ八 鈴木恵
子外九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第五二五五号 昭和五十九年三月六日受理
食品添加物の規制緩和反対等に関する請願
請願者 香川県高松市官脇町一ノ一七ノ二
四 村尾マサエ外二十九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第五二六六号 昭和五十九年三月六日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
請願者 東京都渋谷区代々木二ノ五ノ五新

宿農協会館全国農業協同組合労働組合連合会内 後藤英雄外二万八千三百四十三名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第五二七号 昭和五十九年三月六日受理

パート労働法(短時間労働者保護法案)の早期制定促進に関する請願(二通)

請願者 山梨県南都留郡河口湖町船津三、六八五ノ一 谷田民代外七十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第五二九号 昭和五十九年三月六日受理

カイロプラクティック・療術師法立法化阻止に関する請願

請願者 神戸市垂水区陸ノ町六ノ九 平田 守

紹介議員 坂山 映子君

この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。

第五三〇号 昭和五十九年三月六日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願(三通)

請願者 広島県竹原市下野町二、九四五 太田緑外二万九千六百五十二名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第五三一号 昭和五十九年三月六日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 広島市西区高須四ノ一六〇ノ三一 井手之上優外三千九百八十二名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第五三二号 昭和五十九年三月六日受理

社会福祉・社会保障の拡充に関する請願

請願者 福岡市中央区高砂一ノ一ノ一七福

岡県幼児教育労働組合内 乙須淑子外千名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第五三三三号 昭和五十九年三月六日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願(三通)

請願者 佐賀県鳥栖市田代上町二六〇 佐々木弘子外千四百九十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第九三三三号と同じである。

第五三四四号 昭和五十九年三月六日受理

身体障害者福祉法の改正にあたり中途失職者・難聴者に対する法的位置づけと福祉施策の確立に関する請願

請願者 広島市中区国泰寺町二ノ二ノ一八 梅田弘明外八百七十一名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一四七号と同じである。

第五三五五号 昭和五十九年三月六日受理

退職者の医療制度早期実現等に関する請願

請願者 島根県松江市奥谷町二四〇ノ二 田中喜子外九千五百九十五名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第五三六六号 昭和五十九年三月六日受理

児童扶養手当制度改悪反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区上北沢三ノ九ノ五 一〇一 片桐育美外四十五名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第三三三三三号と同じである。

第五三七七号 昭和五十九年三月六日受理

国民医療と医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 新潟市曹川乙一八二ノ五五 島津

文雄外八十九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第五四四一号 昭和五十九年三月六日受理

児童扶養手当制度改悪反対等に関する請願

請願者 千葉県我孫子市湖北台七ノ五〇ノ四〇五 嶋山孝博外四百五十名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三三三三三三号と同じである。

第五四四二号 昭和五十九年三月六日受理

身体障害者福祉法の中に聴覚言語障害者情報文化センターの義務設置明記等に関する請願

請願者 東京都板橋区成増二ノ二五ノ一二 杉山日出夫外千五百名

紹介議員 関口 恵造君

聴覚言語障害者がその認識能力も含めて社会的コミュニケーションの障害者であることを考慮し、生涯的なりハビリテーション体系の整備のために、身体障害者福祉法のなかに、現存の視覚障害者の点字図書館と同等の聴覚言語障害者情報文化センターの義務設置を明記するとともにコミュニケーション保障に関する条文を規定されたい。

第五四四三三号 昭和五十九年三月六日受理

身体障害者福祉法の中に聴覚言語障害者情報文化センターの義務設置明記等に関する請願

請願者 福岡市早良区有田団地四ノ二〇四 須養秀一郎外千五百名

紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第五四二二二号と同じである。

第五四四四号 昭和五十九年三月六日受理

身体障害者福祉法の中に聴覚言語障害者情報文化センターの義務設置明記等に関する請願

請願者 横浜市鶴見区上末吉 竹島昭三郎 外千七百四十名

紹介議員 大浜 方榮君

この請願の趣旨は、第五四二二二二号と同じである。

第五四四四四号 昭和五十九年三月六日受理

身体障害者福祉法の中に聴覚言語障害者情報文化センターの義務設置明記等に関する請願

請願者 秋田市川尻若葉町三ノ九 岡本勝男外千五百三名

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第五四二二二二二号と同じである。

第五四四六六号 昭和五十九年三月六日受理

身体障害者福祉法の中に聴覚言語障害者情報文化センターの義務設置明記等に関する請願

請願者 三重県四日市市中町一ノ六三 三重県聴覚障害者団体連合会内 森伸外千五百名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第五四二二二二二二号と同じである。

第五四四七七号 昭和五十九年三月六日受理

身体障害者福祉法の中に聴覚言語障害者情報文化センターの義務設置明記等に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ九ノ四熊本聴覚障害者総合福祉センター財団法人 熊本県ろう者福祉協合理事長 松永朗外千五百名

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第五四二二二二二二二号と同じである。

第五四四八八号 昭和五十九年三月六日受理

身体障害者福祉法の中に聴覚言語障害者情報文化センターの義務設置明記等に関する請願

請願者 東京都中野区南台二ノ五一ノ七ノ七〇七 中野富美外千五百名

紹介議員 田中 正巳君

この請願の趣旨は、第五四二二二二二二二二二号と同じである。

第五四四九九号 昭和五十九年三月六日受理

身体障害者福祉法の中に聴覚言語障害者情報文化センターの義務設置明記等に関する請願

請願者 大阪府東区谷町五ノ二一ノ一大阪府谷町福祉センター大阪ろうあ会館社団法人大阪聴力障害者協会会長 梶野昭夫外千五百名

紹介議員 森下 泰君

この請願の趣旨は、第五四二号と同じである。

第五五〇号 昭和五十九年三月六日受理

障害福祉年金の拠出制障害年金を引上げに関する請願

請願者 東京都板橋区成増二ノ二五ノ一二名のぼの荘 杉山日出夫外千五百名

紹介議員 関口 恵造君

厚生大臣の私的諮問機関である障害者生活保障問題専門家会議は、昭和五十八年七月二十八日付の報告書で障害者対策の基本目標は、障害者の自立のための生活保障であることを明確にした。そして、その目標を実現するために、現在の拠出制の障害年金受給者と障害福祉年金受給者の給付格差を解消するよう意見を出している。ついで、昨今の障害者の厳しい生活実態を直視し、障害者の所得保障を確立するため、障害福祉年金給付水準を拠出制障害年金に引き上げられた。

第五五一号 昭和五十九年三月六日受理

障害福祉年金の拠出制障害年金を引上げに関する請願

請願者 福岡市早良区有田団地四ノ二〇四須見秀一郎外千五百名

紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第五五二号 昭和五十九年三月六日受理

障害福祉年金の拠出制障害年金を引上げに関する請願

請願者 横浜市鶴見区上末吉 竹島昭三郎

外千五百名

紹介議員 大浜 方栄君

この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第五五三三号 昭和五十九年三月六日受理

障害福祉年金の拠出制障害年金を引上げに関する請願

請願者 秋田市川尻若葉町三ノ九 岡本勝男外千六百八十名

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第五五四号 昭和五十九年三月六日受理

障害福祉年金の拠出制障害年金を引上げに関する請願

請願者 三重県四日市市中町一ノ六 三重県聴覚障害者団体連合会内 森伸外千五百名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第五五五号 昭和五十九年三月六日受理

障害福祉年金の拠出制障害年金を引上げに関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ九ノ四熊本聴覚障害者総合福祉センター財団法人熊本ろう者福祉協会理事長 松永朗外千五百名

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第五五六号 昭和五十九年三月六日受理

障害福祉年金の拠出制障害年金を引上げに関する請願

請願者 東京都中野区南台二ノ五一ノ七ノ七〇七 中野富美外千五百名

紹介議員 田中 正巳君

この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第五五七号 昭和五十九年三月六日受理

障害福祉年金の拠出制障害年金を引上げに関する請願

請願者 大阪府東区谷町五ノ二一ノ一大阪府谷町福祉センター大阪ろうあ会館社団法人大阪聴力障害者協会会長 梶野昭夫外千五百名

紹介議員 森下 泰君

この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第五五八号 昭和五十九年三月六日受理

身体障害者福祉法における聴覚言語障害者の一級格づけに関する請願

請願者 東京都板橋区成増二ノ二五ノ一二名のぼの荘 杉山日出夫外千五百名

紹介議員 関口 恵造君

聴覚言語障害者が、現在の障害等級の格づけにおいて、聴覚と言語の重複障害者でありながら二級に格づけされていることは正しい評価・認定とはいえない。聴覚と言語の重複障害者が社会生活を営むうえで直面する困難は、一級障害者とならかわらない。ついで、身体障害者福祉法の障害等級を再検討し、聴覚言語障害者の等級を最重度の一級に格づけされたい。

第五五九号 昭和五十九年三月六日受理

身体障害者福祉法における聴覚言語障害者の一級格づけに関する請願

請願者 福岡市早良区有田団地四ノ二〇四須見秀一郎外千五百名

紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第五六〇号 昭和五十九年三月六日受理

身体障害者福祉法における聴覚言語障害者の一級格づけに関する請願

請願者 横浜市鶴見区上末吉 竹島昭三郎外千五百七名

紹介議員 大浜 方栄君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第五六一号 昭和五十九年三月六日受理

身体障害者福祉法における聴覚言語障害者の一級格づけに関する請願

請願者 秋田市川尻若葉町三ノ九 岡本勝男外千五百二名

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第五六二号 昭和五十九年三月六日受理

身体障害者福祉法における聴覚言語障害者の一級格づけに関する請願

請願者 三重県四日市市中町一ノ六 三重県聴覚障害者団体連合会内 森伸外千五百名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第五六三三号 昭和五十九年三月六日受理

身体障害者福祉法における聴覚言語障害者の一級格づけに関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ九ノ四熊本聴覚障害者総合福祉センター財団法人熊本ろう者福祉協会理事長 松永朗外千五百名

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第五六四号 昭和五十九年三月六日受理

身体障害者福祉法における聴覚言語障害者の一級格づけに関する請願

請願者 東京都中野区南台二ノ五一ノ七ノ七〇七 中野富美外千五百名

紹介議員 田中 正巳君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第五六五号 昭和五十九年三月六日受理

身体障害者福祉法における聴覚言語障害者の一級格づけに関する請願

請願者

大阪府東区谷町五ノ二ノ一 大阪府谷町福祉センター大阪ろうあ会館社団法人大阪聴力障害者協会会長 榎野昭夫外千五百名

紹介議員

森下 泰君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第五五六号 昭和五十九年三月六日受理

福祉手当の倍額引上げに関する請願

請願者

東京都板橋区成増二ノ二五ノ一二 名のぼの荘 杉山日出夫外千五百名

紹介議員

関口 恵造君

現在、障害等級が二級に該当する聴覚言語障害者には福祉手当制度に基づき手当が給付されているが、その給付額は物価の上昇に見合う内容となっていない。障害者生活保障問題専門会議は、この実情に着目し、倍額引上げの意見を出している。その早期実現を図るとともに、聴覚言語障害者を最重度障害者として福祉手当の対象から外すべきではない。ついでには、現在支給されている福祉手当の倍額引上げを実現されたい。

第五六七号 昭和五十九年三月六日受理

福祉手当の倍額引上げに関する請願

請願者

福岡市早良区有田団地四ノ二〇四 須美秀一郎外千五百名

紹介議員

遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第五六八号 昭和五十九年三月六日受理

福祉手当の倍額引上げに関する請願

請願者

横浜市鶴見区上末吉 竹島昭三郎 外千五百名

紹介議員

大浜 方榮君

この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第五六九号 昭和五十九年三月六日受理

福祉手当の倍額引上げに関する請願

請願者

秋田市川尻若葉町三ノ九 岡本勝男外千五百名

紹介議員

佐々木 満君

この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第五七〇号 昭和五十九年三月六日受理

福祉手当の倍額引上げに関する請願

請願者

三重県四日市市中町一ノ六 三重県聴覚障害者団体連合会内 森伸外千五百名

紹介議員

斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第五七一号 昭和五十九年三月六日受理

福祉手当の倍額引上げに関する請願

請願者

熊本市水前寺六ノ九ノ四 熊本聴覚障害者総合福祉センター財団法人熊本県ろう者福祉協会理事長 松永朝外千五百名

紹介議員

田代由紀男君

この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第五七二号 昭和五十九年三月六日受理

福祉手当の倍額引上げに関する請願

請願者

東京都中野区南台二ノ五一ノ七ノ七〇七 中野富美外千五百名

紹介議員

田中 正巳君

この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第五七三号 昭和五十九年三月六日受理

福祉手当の倍額引上げに関する請願

請願者

大阪府東区谷町五ノ二ノ一 大阪府谷町福祉センター大阪ろうあ会館社団法人大阪聴力障害者協会会長 榎野昭夫外千五百名

紹介議員

森下 泰君

この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第五七五号 昭和五十九年三月七日受理

食品添加物の規制緩和反対等に関する請願

請願者

千葉県習志野市屋敷一ノ五ノ一ノ六 松下せつ子外九名

紹介議員

鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第五七六号 昭和五十九年三月七日受理

食品添加物の規制緩和反対等に関する請願

請願者

兵庫県三木市志染町東自由が丘一ノ五三八ノ三 秦正雄外千五百四十七名

紹介議員

本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第五七七号 昭和五十九年三月七日受理

児童扶養手当制度改悪反対等に関する請願

請願者

東京都北区王子五ノ二ノ二ノ四二 三 安藤道子外二百三十一名

紹介議員

藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第五七八号 昭和五十九年三月七日受理

食品添加物の規制緩和反対等に関する請願(三通)

請願者

広島市安佐北区高陽町真亀四八ノ一ノ三九ノ四〇四 中本順二外一万四千九百九十九名

紹介議員

浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第五七九号 昭和五十九年三月七日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(二通)

請願者

山梨県南都留郡山中湖村山一中一、〇九三 石井勉外五千六百四十三名

紹介議員

村上 正邦君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第五八〇号 昭和五十九年三月七日受理

パート労働法(短時間労働者保護法案)の早期制定促進に関する請願(二通)

請願者

山梨県南都留郡河口湖町船津三、五八一 杉浦トキ子外七十九名

紹介議員

多田 省吾君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第五八一号 昭和五十九年三月七日受理

障害者福祉法の制定に関する請願

請願者

佐賀市鍋島町木角 古川美代子外三万九千三百六十名

紹介議員

山中 郁子君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第五八二号 昭和五十九年三月七日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者

山梨県甲府市北新二ノ一三ノ二二 宮沢和彦外四千三百六十九名

紹介議員

市川 正一君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第五八三号 昭和五十九年三月七日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者

山梨県甲府市高畑一ノ二ノ九 小坂由美子外四千三百六十五名

紹介議員

上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第五八四号 昭和五十九年三月七日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者

山梨県甲府市東光寺二ノ二九ノ四 岩間喜代子外四千三百六十五名

紹介議員

小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第五八五号 昭和五十九年三月七日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、〇四〇 飯島

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第五八六号 昭和五十九年三月七日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 山梨県甲府市緑が丘二ノ一二ノ三

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第五八七号 昭和五十九年三月七日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 山梨県甲府市里吉一ノ一〇ノ二〇

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第五八八号 昭和五十九年三月七日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 山梨県都留市つる一ノ二ノ二二

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第五八九号 昭和五十九年三月七日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 山梨県東八代郡八代町米倉一〇七

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第五九〇号 昭和五十九年三月七日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 山梨県甲府市丸の内二ノ三六ノ一

一 秋山保太郎外四千三百六十五名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第五九一号 昭和五十九年三月七日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 山梨県大月市駒橋二ノ一ノ一八

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第五九二号 昭和五十九年三月七日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 山梨県東八代郡一宮町新巻三九一

紹介議員 宮本 願治君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第五九三号 昭和五十九年三月七日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 山梨県小原西五四三 廣瀬道男外

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第五九四号 昭和五十九年三月七日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 山梨県富士吉田市上吉田三、八六

二ノ一 山本きえ子外四千三百六十五名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第五九五号 昭和五十九年三月七日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 山梨県富士吉田市下吉田六六〇ノ

二 荒井みさ外四千三百六十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第六一〇号 昭和五十九年三月八日受理

食品添加物の規制緩和反対等に関する請願

請願者 千葉県市川市市川南三ノ三ノ二三

目時章子外九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第六一一号 昭和五十九年三月八日受理

パート労働法(短時間労働者保護法案)の早期制定

促進に関する請願(二通)

請願者 山梨県甲府市青沼二ノ一ノ一六

砂田秀外七十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第六一二号 昭和五十九年三月八日受理

食品添加物の規制緩和反対等に関する請願

請願者 広島市南区南段原町一三ノ七 山

内和子外四千二百五十五名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第六二三号 昭和五十九年三月八日受理

食品添加物の規制緩和反対等に関する請願

請願者 兵庫県川西市大和東五ノ九ノ一五

木田格外九百五十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第六二七号 昭和五十九年三月八日受理

障害者の所得保障に係る年金統合等国民年金法改正促進に関する請願

請願者 広島市南区比治山本町一ノ二ノ二社

会福祉法人広島県盲人協会会長

中村忠良

紹介議員 宮澤 弘君

障害者の所得保障に係る年金統合及び特別障害者

手当創設等を含む国民年金法等の一部を改正する

法律案は今国会において早期成立を図りたい。

理由

昨年七月、厚生省が公表した障害者生活保障問題

専門家会議の報告書では、障害福祉年金を、拠出

制による障害年金と同額とし、常時介護を要する

重度障害者に対して、これまでの福祉手当を倍額

とすることなどが提言され、年金の統合を機と

し、国民年金法の改正が用意された。国民年金法

は本来拠出制によるものとされ、法の施行前に発

生した障害者や施行後も二十歳未満に発生した障

害者は、その対象から除外され補完として障害福

祉年金が給付されている。国が保障する年金が、

法の施行の前後で、同等の障害者に格差が生じ、

また、低額な福祉年金は障害者の生計等の実態に

即していない。障害者はその障害がもとで、負わ

されている生計等経済的負担は国民一般に比べて

二倍、三倍を要し、生活苦を募らせている。厚生

省が今国会に提出した国民年金法等の一部を改正

する法律案が一日も早く成立し、予定されている

昭和六十一年四月からの実施を確実なものとする

必要がある。

第六二八号 昭和五十九年三月八日受理

障害者の所得保障に係る年金統合等国民年金法改正促進に関する請願

請願者 宮崎市大島町北ノ原一、〇三〇ノ

一 宮崎県視覚障害者団体連合会内

川崎正

紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第六二七号と同じである。

第六二九号 昭和五十九年三月八日受理

社会福祉・社会保障の拡充に関する請願

請願者 福岡県小都市三沢四、一九四ノ二

堤三男外九百九十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

三月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、食品添加物の規制緩和反対等に関する請願

- (第六二二号)
- 一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願 (第六三三号)
 - 一、パート労働法(短時間労働者保護法案)の早期制定促進に関する請願 (第六三八号)
 - 一、児童扶養手当制度改悪反対等に関する請願 (第六三九号)
 - 一、医療保険の大改悪反対等に関する請願 (第六四二号)(第六四三号)(第六四四号)(第六四五号)(第六四六号)(第六四七号)(第六四八号)(第六四九号)(第六五〇号)(第六五一号)(第六五二号)(第六五三号)(第六五四号)(第六五五号)
 - 一、老人医療の無料制度復活等に関する請願 (第六五六号)
 - 一、障害者の所得保障に係る年金統合等国民年金法改正促進に関する請願 (第六五七号)(第六五八号)(第六五九号)
 - 一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願 (第六六一号)
 - 一、パート労働法(短時間労働者保護法案)の早期制定促進に関する請願 (第六六二号)
 - 一、障害者の所得保障に係る年金統合等国民年金法改正促進に関する請願 (第六六三号)
 - 一、パート労働法(短時間労働者保護法案)の早期制定促進に関する請願 (第六六四号)(第六六五号)
 - 一、障害者福祉法の制定に関する請願 (第六七二号)
 - 一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願 (第六七三三号)
 - 一、医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願 (第六七六号)(第六七七号)(第六七八号)(第六七九号)(第六八〇号)(第六八一号)(第六八二号)(第六八三号)(第六八四号)(第六八五号)(第六八六号)(第六八七号)(第六八八号)(第六八九号)
 - 一、障害者の所得保障に係る年金統合等国民年金法改正促進に関する請願 (第六九〇号)(第六九一三)

- 六九一号)
- 一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願 (第六九三三号)
 - 一、医療保険抜本改悪反対に関する請願 (第六九六号)
 - 一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願 (第六九七号)(第六九八号)(第六九九号)
 - 一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願 (第七〇〇号)
 - 一、医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願 (第七〇一号)
 - 一、社会保障制度の改悪反対に関する請願 (第七〇四号)(第七〇五号)
 - 一、医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願 (第七〇六号)
 - 一、障害者の所得保障に係る年金統合等国民年金法改正促進に関する請願 (第七〇七号)
 - 一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願 (第七〇九号)(第七一〇号)(第七一一号)(第七一二号)(第七一三号)
 - 一、パート労働法(短時間労働者保護法案)の早期制定促進に関する請願 (第七一四号)
 - 一、医療保険の大改悪反対に関する請願 (第七三一号)
 - 一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願 (第七三二二号)(第七三三三号)(第七三四四号)(第七三五五号)(第七三六六号)(第七三七七号)
 - 一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願 (第七三七八号)(第七三九号)(第七四〇号)(第七四一三)
 - 一、パート労働法(短時間労働者保護法案)の早期制定促進に関する請願 (第七四二二号)
 - 一、国民医療と医療保険制度の改悪反対等に関する請願 (第七四三三号)
 - 一、医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願 (第七四四四号)
 - 一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願 (第七五三三)
 - 一、医療保険抜本改悪反対に関する請願 (第七五四四)

- 五四号)
- 一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願 (第七五五五号)(第七五六六号)(第七五七七号)(第七五八八号)(第七五九九号)(第七六〇〇号)
 - 一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願 (第七六一号)(第七六二二号)(第七六三三三)
 - 一、児童扶養手当制度改悪反対等に関する請願 (第七六四四号)
 - 一、社会保障制度の改悪反対に関する請願 (第七六五五号)(第七六六六号)
 - 一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願 (第七六八二二)
 - 一、医療保険の抜本改悪反対に関する請願 (第七六八三三)
 - 一、医療保険抜本改悪反対に関する請願 (第七六八四四)
 - 一、医療保険制度の改善に関する請願 (第七六八五五)
 - 一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願 (第七六八六六号)(第七六八七七号)(第七六八八八号)(第七六八九九号)(第七七〇〇号)
 - 一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願 (第七七九八八号)(第七七九九九)
 - 一、医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願 (第七八〇〇〇)
 - 一、重度障害者の無年金者救済に関する請願 (第七八〇二二)
 - 一、障害者の所得保障に係る年金統合等国民年金法改正促進に関する請願 (第七八〇三三)
 - 一、医療・年金の抜本改悪反対等に関する請願 (第七八〇四四号)(第七八〇五五号)(第七八〇六六号)(第七八〇七七号)(第七八〇八八号)(第七八〇九九号)(第七八一〇〇号)(第七八一一一号)(第七八一二二号)(第七八一三三)
 - 一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願 (第七九四四号)(第七九五五号)(第七九六六号)(第七九七七号)
 - 一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願 (第七九八八号)(第七九九九)
 - 一、医療保険制度の改善に関する請願 (第七九九三三)
 - 一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願 (第七九四四号)(第七九五五号)(第七九六六号)(第七九七七号)
 - 一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願 (第七九八八号)(第七九九九)
 - 一、医療保険制度の改善に関する請願 (第七九九三三)
 - 一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願 (第七九四四号)(第七九五五号)(第七九六六号)(第七九七七号)
 - 一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願 (第七九八八号)(第七九九九)
 - 一、医療保険制度の改善に関する請願 (第七九九三三)

- (第八一七号)
- 一、食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願 (第八三三三三)
 - 一、社会福祉・社会保障の拡充に関する請願 (第八三七七)
 - 一、医療保険改悪反対、充実改善に関する請願 (第八三八八)
 - 一、児童扶養手当制度改悪反対等に関する請願 (第八三九九)
 - 一、医療保険抜本改悪反対に関する請願 (第八四〇〇)
 - 一、社会保障制度の改悪反対に関する請願 (第八四一一)
 - 一、医療保険制度の改善に関する請願 (第八四二二)
- 第六三三三号 昭和五十九年三月九日受理
- 食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願
- 請願者 千葉県市川市市川南三ノ五ノ二〇 綿貫せい外九名
- 紹介議員 鶴岡 洋君
- この請願の趣旨は、第二七号と同じである。
- 第六三七七号 昭和五十九年三月九日受理
- 医療保険改悪反対、充実改善に関する請願
- 請願者 岩手県釜石市甲子町第二地割四八ノ九 平松和男外九十九名
- 紹介議員 柏谷 照美君
- この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。
- 第六三八八号 昭和五十九年三月九日受理
- パート労働法(短時間労働者保護法案)の早期制定促進に関する請願(二通)
- 請願者 山梨県富士吉田市下吉田六、六五〇 石田みつゝ外七十九名
- 紹介議員 多田 省吾君
- この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。
- 第六三三三号 昭和五十九年三月九日受理

児童扶養手当制度改悪反対等に関する請願

請願者 千葉県我孫子市湖北台一〇ノ一九

名 二〇 磯部ゆき江外六百五十二

紹介議員 山中 都子君
この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第六四二号 昭和五十九年三月九日受理

医療保険の大改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県洲本市本町五ノ一ノ九 神

田久雄外二千七百十三名

紹介議員 市川 正一君

長引く不況と国民生活の悪化・健康破壊が一層すすむなかで、厚生省の昭和五十九年度予算概算要求の内容は、国民の福祉や健康のための国庫支出を削減すると、健康保険本人の十割給付を八割に引き下げ、二割を自己負担にするという改悪案になつていた。このほか、入院時の給食代、薬剤の患者負担の増加を図り、保険治療を大幅に制限するものとしていた。また、国民健康保険に対する国庫負担の補助率を下げようとしているが、国民健康保険料(税)の大幅な値上げが続くなかで、引下げは、保険料(税)の引上げにつながるものである。更に、第二次臨時行政調査会の答申に基づいて国公立病院の合理化・人員削減が準備される一方、診療報酬の実質引下げをもたらす点数の合理化が行われた。このような改悪を許せば、一家の大黒柱の早期受診と早期治療が妨げられ、病気の遅れや重症化を招くことは必至であり、医療保険の根幹を切り崩す医療保険制度の根本改悪は許すことができない。ついては、国民・患者が安心して医療を受けられるよう、次の事項について実現を図りたい。

一、国民・患者の自己負担を増やす医療保険の大改悪をしないこと。

1 健康保険本人の八割給付への切下げをしないこと。

2 感冒薬・ビタミン剤・健胃剤の患者負担をしないこと。

3 入院時の食事代一日六百円の患者負担をしないこと。

二、国民健康保険料(税)の引上げにつながる国民健康保険の国庫補助の削減をしないこと。
三、まともな医療を保障する診療報酬の引上げを実現すること。
四、国公立病院の合理化・人員削減をしないこと。
五、軍費を削って福祉・医療を充実すること。

第六四三号 昭和五十九年三月九日受理

医療保険の大改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県小野市三和町一、一〇四ノ三 酒井進外二千七百十二名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六四四号 昭和五十九年三月九日受理

医療保険の大改悪反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区霞ヶ丘五ノ五ノ一三 三好広之外二千七百十二名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六四五号 昭和五十九年三月九日受理

医療保険の大改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県加西市玉丘町四三六 清水正己外二千七百十二名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六四六号 昭和五十九年三月九日受理

医療保険の大改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県出石郡出石町嶋 瀬尾広子 外二千七百十二名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六四七号 昭和五十九年三月九日受理

医療保険の大改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県西脇市野村町一、七九〇ノ四三六 藤木明弘外二千七百十二名

名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六四八号 昭和五十九年三月九日受理

医療保険の大改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県洲本市物部一ノ四ノ二六 前田郁子外二千七百十二名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六四九号 昭和五十九年三月九日受理

医療保険の大改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県神崎郡市川町東川辺八六〇ノ三 山本豊外二千七百十二名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六五〇号 昭和五十九年三月九日受理

医療保険の大改悪反対等に関する請願

請願者 神戸市須磨区横尾二ノ二ノ四 西本和雄外二千七百十二名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六五一号 昭和五十九年三月九日受理

医療保険の大改悪反対等に関する請願

請願者 神戸市西区桜が丘西町 有田寛外二千七百十二名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六五二号 昭和五十九年三月九日受理

紹介議員 宮本 願治君
この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六五三号 昭和五十九年三月九日受理
医療保険の大改悪反対等に関する請願
請願者 兵庫県豊岡市加陽一、一〇三 安達哲也外二千七百十二名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六五四号 昭和五十九年三月九日受理

医療保険の大改悪反対等に関する請願

請願者 京都府熊野郡久美浜町浦明 吉岡祐子外二千七百十二名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六五五号 昭和五十九年三月九日受理

医療保険の大改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市桜町二ノ三 滝本勝代外二千七百十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六五六号 昭和五十九年三月九日受理

老人医療の無料制度復活等に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市港町一ノ二二 村上七三吉外五百六十一名

紹介議員 山中 郁子君

老人にとつては、健康は何にもかえられないものであり、また医療は生命にかかわるものといえる。ところが政府は、一昨年八月、老人保健法を施行成立させ、昨年二月一日から老人医療を有料化した。老人にとつては、診療科・医療機関ごとに外来毎月四百円、入院一日三百円(二箇月間)は、大きな負担であり、受診や入院を辞退する事例すら生まれている。しかも、同法の目玉とされた保健事業実施の保障は全くないに等しい状況である。更に政府は、老人保健法の実施に伴う厚生省告示

「老人保健法の規定による医療の取扱い及び担当に関する基準」並びに「老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準」のなかで、老人を医療機関から締め出すという差別的な施策を強行している。老人保健法の規定による医療の取扱い及び担当に関する基準では、検査・投薬・注射・処置・入院等のみだりに行つてはならないと述べ、老人の入院については家庭の事情等のための収容（入院）は行わないことや、療養上収容の必要がなくなつた場合は速やかに退院の指示を行うなどを強調している。また、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準では、老人入院患者の医学管理料は一個月を超えると二分の一、三個月を超えると約三分の一に減額され、点滴注射も入院では一日二百円（外来では七百五十円）しか算定されていない。老人収容比率の高い病院（基準看護病院を除く）では、老人の検査は一個月千五百円以内に制限され、心電図、脳波検査等も月一回しか算定されていない。これでは老人の生命と健康を守るに見合う医療ができないことは明白である。我々は、老人医療無料制度の復活・拡充並びに老人から医療を取り上げる厚生省告示の即時撤廃を強く求めるとともに、膨大な軍事費を削つて、国民の暮らし、福祉、教育、医療、年金などの拡充を要望するものである。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、老人医療を有料化した老人保健法を改め、無料制度を復活・拡充すること。

二、老人を医療から追い出す老人保健法の規定による医療の取扱い及び担当に関する基準と、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準を即時撤廃すること。

三、保健事業はすべて無料とし、いままでの実施水準を上回ること。特に、老人の健康診査はいままでの老人健診の実施水準を維持発展させること。

第六五七号 昭和五十九年三月九日受理

障害者の所得保障に係る年金統合等国民年金法改正促進に関する請願

請願者 鳥取県米子市皆生一、四八五ノ一

社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会
会長 坂垣成行

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第六二七号と同じである。

第六五八号 昭和五十九年三月九日受理

障害者の所得保障に係る年金統合等国民年金法改正促進に関する請願

請願者 徳島市中昭和町一ノ二徳島県立総合福祉センター社会福祉法人徳島県身体障害者連合会会長 福本禮

紹介議員 亀長 友義君

この請願の趣旨は、第六二七号と同じである。

第六五九号 昭和五十九年三月九日受理

障害者の所得保障に係る年金統合等国民年金法改正促進に関する請願

請願者 岡山市原尾島四ノ一七ノ三七岡星寮社会福祉法人岡山県視覚障害者協会会長 森基

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第六二七号と同じである。

第六六一号 昭和五十九年三月十日受理

食品添加物の規制緩和反対等に関する請願

請願者 千葉県市川市市川南三ノ一〇ノ一

五市原は外九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第六六二号 昭和五十九年三月十日受理

パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制定促進に関する請願（二通）

請願者 山梨県富士吉田市上暮地九八九ノ一

大谷水明外七十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第六六三号 昭和五十九年三月十日受理

障害者の所得保障に係る年金統合等国民年金法改正促進に関する請願

請願者 千葉市千葉港四ノ三千葉県社会福祉センター社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会理事長 佐藤福

三郎

紹介議員 倉田 寛之君

この請願の趣旨は、第六二七号と同じである。

第六六四号 昭和五十九年三月十二日受理

パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制定促進に関する請願（二通）

請願者 山梨県富士吉田市上暮地一、〇五

一ノ二 滝口平外七十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第六六五号 昭和五十九年三月十二日受理

パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制定促進に関する請願

請願者 山梨県甲府市城東四ノ二ノ二四

塚越要外九百九十九名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第六六七号 昭和五十九年三月十二日受理

障害者福祉法の制定に関する請願

請願者 岡山県赤松郡赤坂町惣分二、三二

〇 角南文子外七百名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第六七三号 昭和五十九年三月十二日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願（二通）

請願者 東京都荒川区南千住七ノ二〇ノ二四

全国金庫労働組合南千住製作所支部内 森戸義孝外二千三百九十一名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第六七六号 昭和五十九年三月十二日受理

医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願

請願者 大阪府岸和田市小松里町五三四ノ一 植田あさ子外七百八十四名

紹介議員 市川 正一君

厚生省が発表した昭和五十七年の国民健康調査によれば、国民の七・九人に一人が病気に罹つており、史上最悪を記録した。これは高齢化の進行などによる慢性疾患の増加や、長引く不況、生活環境の悪化によるものである。ところが政府は、医療費抑制の名のもとに老人の医療を有料化して医療内容に差別を持ち込む老人保健法を成立させたのに続き、医療保険制度の大改悪をねらっている。健康保険の本人にまで二割を自己負担させることをはじめ、入院の際の給食費の一部患者負担、かぜ薬、ビタミン剤、健胃剤、一部歯科材料の保険からの除外、更には国民健康保険に対する国庫負担を大幅に減らし、保険による医療内容に制限を設けるなど医療の内容を引下げ、受診を大幅に抑制しようとしている。この改悪を許せば健康保険本人は、保険料を払つても金がなければ医療が受けられなくなる。これは戦後民主憲法のもとで国民の運動によつて築いてきた医療保障制度を全面的に崩すものである。軍事費を削つて医療・福祉の充実を図ることこそ緊急の課題である。ついては、国民の生活と健康、生命を守るため、次の事項について実現を図りたい。

一、健康保険本人の給付の引下げ（十割から八割）をはじめとする医療保険制度の改悪をやめること。

二、国民健康保険に対する国庫補助の削減、国民健康保険の保険料の大幅引上げをやめること。

三、かぜ薬、ビタミン剤、漢方薬などを保険から除外したり、入院時食事代の患者負担への切替えをやめること。

四、国民の健康を守り、医療の内容を充実するため、福祉・医療への国庫負担を増額すること。

第六七七号 昭和五十九年三月十二日受理

医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願

請願者 和歌山県伊都郡高野町町名倉大

紹介議員 矢武外七百八十四名

上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第六七八号 昭和五十九年三月十二日受理

医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願

請願者 和歌山県那賀郡賀町江川中安

保重明外七百八十四名

小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第六七九号 昭和五十九年三月十二日受理

医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願

請願者 和歌山県橋本市小原田三八八ノ二

岡義和外七百八十四名

神谷信之助君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第六八〇号 昭和五十九年三月十二日受理

医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願

請願者 和歌山県那賀郡賀町名手 森岡

宏外七百八十四名

近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第六八一号 昭和五十九年三月十二日受理

医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願

請願者 大阪府堺市上六三〇ノ四九 丸山

正次郎外七百八十四名

佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第六八二号 昭和五十九年三月十二日受理

医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願

請願者 大阪府高石市取石二ノ七ノ二九

北口多紀子外七百八十四名

下田 京子君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第六八三号 昭和五十九年三月十二日受理

医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願

請願者 大阪府堺市八田北町九五四 植野

守外七百八十四名

立木 洋君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第六八四号 昭和五十九年三月十二日受理

医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願

請願者 大阪府堺市八田南之町四五五ノ五

市川重利外七百八十四名

内藤 功君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第六八五号 昭和五十九年三月十二日受理

医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願

請願者 大阪府高石市取石一ノ一六ノ一七

和田保外七百八十四名

橋本 敦君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第六八六号 昭和五十九年三月十二日受理

医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願

請願者 大阪府和泉市分町九六五 堀広

美外七百八十四名

宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第六八七号 昭和五十九年三月十二日受理

医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市東神田町三四ノ二

堀内均外七百八十四名

安武 洋子君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第六八八号 昭和五十九年三月十二日受理

医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願

請願者 大阪府堺市上一九四ノ二七 中江

明男外七百八十四名

山本 郁子君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第六八九号 昭和五十九年三月十二日受理

医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願

請願者 大阪市此花区伝法三ノ五ノ二 岡

本信夫外七百九十六名

吉川 春子君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第六九〇号 昭和五十九年三月十二日受理

障害者の所得保障に係る年金統合等国民年金法改正促進に関する請願

請願者 名古屋市中区森後町一ノ一二

社団法人愛知県身体障害者福祉団

体連合会会長 新實淳一郎

紹介議員 大木 浩君 吉川 博君

この請願の趣旨は、第六二七号と同じである。

第六九一号 昭和五十九年三月十二日受理

障害者の所得保障に係る年金統合等国民年金法改正促進に関する請願

請願者 山形県天童市天童甲三三八ノ二山

形県視力障害者協会内 斉藤芳雄

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第六二七号と同じである。

第六九三号 昭和五十九年三月十三日受理

食品添加物の規制緩和反対等に関する請願

請願者 千葉県市川市市川南三ノ一三ノ一

二河端六ノ七 多田実外九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第六九六号 昭和五十九年三月十三日受理

医療保険技術改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県新座市野火止六ノ二ノ三

横山宏子外八十三名

紹介議員 瀬谷 英行君

医療保険制度は、その発足以来、いつでも、どこでも、だれでも、安心して医療が受けられることを目指してきた。そして、七・九人に一人が病氣という過去最悪の健康状態になっている今日、その役割はますます大切になっている。ところが、政府は、健康保険本人の十割給付の原則を崩すことをはじめとした医療保険の抜本的な改悪をしようとしている。そのうえ、医療標準の名のもとに、医療水準を低下させようとしており、もしこれが実施されると家計負担が重くなるばかりでなく、国民の健康を守ることもできなくなる。ますます広がる生活苦のもとで、国民の命と健康を脅かす医療保険改悪を直ちにとりやめるべきである。ついでに、次の事項について実現を図りたい。

一、健康保険・共済組合本人の十割給付の原則を守り、続けること。

二、国民健康保険に対する国庫補助金の引下げを

やめ、給付改善を図ること。

三、退職者医療制度は、健康保険の被保険者負担をやめ、必要な国庫補助を行い、給付率は健康保険なみとする。

四、高額療養費の自己負担限度額の引上げをやめること。

五、患者の差額負担を拡大するなど、公的な保険医療の枠を狭める医療標準の導入をやめること。

六、保険料の値上げをもたらす標準報酬月額限度額引上げをやめること。

第六九七号 昭和五十九年三月十三日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 北海道小川郡愛別町本町一五一

紹介議員 上野健市外九百九十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第六九八号 昭和五十九年三月十三日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 千葉県柏市戸張八二五 大内和雄

紹介議員 外九百九十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第六九九号 昭和五十九年三月十三日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市昆陽堤ケ内三〇ノ一

紹介議員 七 安芸ハリエ外五千五十一名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七〇〇号 昭和五十九年三月十三日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 長崎県諫早市日の出町八ノ三四

紹介議員 岡本良子外九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第七〇一号 昭和五十九年三月十三日受理

医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願

請願者 大阪府城東区関目四ノ一三ノ二七

紹介議員 小島昭次外八十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第七〇四号 昭和五十九年三月十三日受理

社会保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 東京都東村山市美住町二ノ一八ノ

紹介議員 五六 小山重久外千五百五十一名

紹介議員 中野 鉄造君

難病といわれる病気や長期・慢性の病気、体の内部や外部の障害をもつ者とその家族は、病気や障害そのものの苦しみとともに、それらによつてもたらされる困難や悩み、悲しみと毎日闘いつつて

いる。今、我が国では医療費の抑制とか福祉制度の見直し、受益者負担などが政府を中心にすすめられていくが、我が国の医療と福祉は決して十分ではなく、医療の公平すらまだ実現していない。

今度の政府の医療保険等の改正の内容は、我々の闘病を一層、つらく苦しいものとするとは明らかである。国民はいつでも、どこでも、だれでも、安心して公平に、そして適切な医療が受けられるべきである。重い病気や障害、長期・慢性の病気や障害をもつことによつて本人だけではなく家族の生活まで破壊され、ひとりの人間としての尊厳や生命の価値が軽んぜられ、現在と未来に絶望しかもつことのできなくなるような社会となることを恐れている。ついでには、社会保障を後退させることなく更に拡充するため、次の事項について実現を図りたい。

一、患者が医療費を立て替える現金償還方式は、絶対に実施しないこと。

二、健康保険など被用者保険本人の二割負担の実施は絶対にしないこと。

三、入院時給食費の患者負担は絶対に導入しないこと。

四、国民健康保険事業に対する国庫補助率の引下げはしないこと。

五、診療内容を制限するガイドライン（医療標準）導入はしないこと。

六、ビタミン剤、総合感冒薬、健胃剤等の保険適用除外はしないこと。

七、高額療養費助成制度の限度額の再三の引上げはやめること。

八、生活保護の締めつけや、障害年金の支給制限をやめ、社会復帰に希望をもてる生活保障制度を確立すること。

九、身体障害者福祉法の対象を拡大し、難病患者や内部障害者の社会生活を保障すること。

十、老人福祉法の理念をいかし、老人保健法を改善すること。

第七〇五号 昭和五十九年三月十三日受理

社会保険制度の改悪反対に関する請願

請願者 広島県佐伯郡佐伯町津田一、九〇

紹介議員 二ノ二 松本金男外六千六百五十五名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第七〇四号と同じである。

第七〇六号 昭和五十九年三月十三日受理

医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願

請願者 奈良県生駒市有里町二一ノ一六

紹介議員 広田理夫外八十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第七〇七号 昭和五十九年三月十三日受理

障害者の所得保障に係る年金統合等国民年金法改正促進に関する請願

請願者 愛媛県松山市道後町二ノ二二ノ一

一財団法人愛媛県身体障害者団体

連合会会長 黒田直一

紹介議員 仲川 幸男君

この請願の趣旨は、第六二七号と同じである。

第七〇九号 昭和五十九年三月十三日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 長崎県下県郡藤原町横原三八ノ一

紹介議員 〇 高野祐次外九百九十九名

紹介議員 堀原 敬義君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七一〇号 昭和五十九年三月十四日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 千葉県茂原市茂原二八四 山田侑

紹介議員 子外九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七一一号 昭和五十九年三月十四日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 和歌山県新宮市西道一、八一五

紹介議員 宇井頼一外九百九十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七一二号 昭和五十九年三月十四日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 福岡県浮羽郡田主丸町豊城一、一

紹介議員 八八 石橋秀雄外九百九十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七一三号 昭和五十九年三月十四日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市萱島信和町一九ノ

紹介議員 四 中東武三外九百九十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七一四号 昭和五十九年三月十四日受理

パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制定促進に関する請願（二通）

請願者 山梨県富士吉田市上暮地四、三四

六 志村静江外七十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第七三一号 昭和五十九年三月十四日受理

医療保険の大改悪反対に関する請願

請願者 神奈川県秦野市本町三ノ二ノ二

諸石節子外六十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

政府は、今国会において、健康保険本人の十割給付を八割（二年間だけ九割）に引き下げる、国民健康保険の国庫補助率を引き下げる、差額徴収や自由診療の導入などを盛り込んだ医療保険の大改悪を行おうとしている。これは国民に必要な医療を保障するという国民皆保険の在り方を根底から覆すもので、憲法第二十五条で定められている国の責任を放棄するものといわざるをえない。長引く不況、国民生活が悪化するなかで、国は、保健、医療、福祉の充実に向けて最大の努力を行うべきである。ついでに、国民医療の低下を防ぎ、改善するため、次の事項について実現を図られたい。

一、現在十割の健康保険、共済組合本人の給付率を引き下げることを。

二、差額徴収、自由診療の導入など保険医療を縮小しないこと。

三、高額療養費の自己負担限度額の引上げはやめること。

四、国民健康保険の国庫補助率を引き下げるのと。退職者医療制度は、本人十割給付とし、国と事業主の負担を増やして実施すること。

第七三二号 昭和五十九年三月十四日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 北海道帯広市西十六条北二ノ三六

ノ一二 佐藤正男外九百九十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七三三号 昭和五十九年三月十四日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市宮地四ノ三ノ一七

伊藤幸子外九百九十九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七三四号 昭和五十九年三月十四日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 岡山市一の宮三四五ノ四 木村弘

道外九百九十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七三五号 昭和五十九年三月十四日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市山岸四ノ二ノ一三

橋本節子外九百九十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七三六号 昭和五十九年三月十四日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 横浜市緑区新石川四ノ二ノ一〇

田村幸司外九百九十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七三七号 昭和五十九年三月十四日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 埼玉県川越市今成一、〇五三ノ五

渡谷公春外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七三八号 昭和五十九年三月十四日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 東京都東大和市桜が丘四ノ三二五

ノ一 桑原昌昭外八十八名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 東京都東大和市桜が丘四ノ三二五

ノ一 桑原昌昭外八十八名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第七三九号 昭和五十九年三月十四日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 鳥取県米子市彦名町五、二〇六

今吉健二外九十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第七四〇号 昭和五十九年三月十四日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 東京都清瀬市旭が丘五ノ二ノ七ノ二〇三 高原紀子外九十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第七四一号 昭和五十九年三月十四日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 鳥取県米子市夜見町二、九九〇ノ二一 余村恵子外八十二名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第七四二号 昭和五十九年三月十四日受理

パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制定促進に関する請願

請願者 山梨県甲府市上今井町一、九四二

ノ七 山本義和 外九百八十名

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第七四三号 昭和五十九年三月十四日受理

国民医療と医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都荒川区東尾久二ノ二三ノ二

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第七四四号 昭和五十九年三月十四日受理

医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願

請願者 大阪府城東区古市二ノ一ノ二ノ五

〇六 湊拓将 外百九十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

二 市川喜美江 外五十名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三九〇号と同じである。

第七四五号 昭和五十九年三月十五日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 千葉県原市茂原一、二七〇ノ一

吉野と子 外九十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七五五号 昭和五十九年三月十五日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 新潟県新潟市本町二ノ一四ノ二四

岡田文子 外九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七五六号 昭和五十九年三月十五日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 新潟県新潟市本町二ノ一四ノ二四

岡田文子 外九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七五七号 昭和五十九年三月十五日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 新潟県新潟市本町二ノ一四ノ二四

岡田文子 外九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七五八号 昭和五十九年三月十五日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 新潟県新潟市本町二ノ一四ノ二四

岡田文子 外九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七五九号 昭和五十九年三月十五日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 新潟県新潟市本町二ノ一四ノ二四

岡田文子 外九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七五七号 昭和五十九年三月十五日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 名古屋市長区鳴海町有松義一ノ

二四 伊藤昌子外九百九十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七五八号 昭和五十九年三月十五日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 東京都西多摩郡瑞穂町長岡二五〇

清水幸夫外九百九十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七五九号 昭和五十九年三月十五日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市安倉四二ノ一四〇

ノ五〇六 山崎逸夫外九百九十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七六〇号 昭和五十九年三月十五日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 京都府宇治市植島町大川原九ノ二

佐藤恵美子外九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七六一号 昭和五十九年三月十五日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 鳥取県米子市夜見町二、九九〇ノ

二一 余村順一外九十八名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 兵庫県加西市北條町西高室五三一

ノ三 奥田英一外百七名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第七六三号 昭和五十九年三月十五日受理

医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 鳥取県米子市富益町七四四 足立

頼子外九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第七六四号 昭和五十九年三月十五日受理

児童扶養手当制度改悪反対等に関する請願

請願者 千葉県我孫子市新木七二ノ一二二

谷川和江外千二百四十名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第七六五号 昭和五十九年三月十五日受理

社会保障制度の改悪反対に関する請願

請願者 新潟市寺山町四、六一一 間島千

代子外千九百九十九名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第七〇四号と同じである。

第七六六号 昭和五十九年三月十五日受理

社会保障制度の改悪反対に関する請願

請願者 愛知県岡崎市矢作町金谷二五ノ一

大恵優子外二千二十一名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第七〇四号と同じである。

第七六八号 昭和五十九年三月十五日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市清谷四九九 福井章

義外九百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七八三号 昭和五十九年三月十五日受理

医療保険の抜本改悪反対に関する請願

請願者 東京都東久留米市上野原二ノ四ノ

五四ノ二 塩野恵子外三十八名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第三八九号と同じである。

第七八四号 昭和五十九年三月十五日受理

医療保険抜本改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県上福岡市上野台三ノ五 滝

沢ヒデ外二百四十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第七八五号 昭和五十九年三月十五日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 群馬県桐生市浜松町一丁目 三ッ

井良一外五名

紹介議員 山田 譲君

建設労働者・職人は、家族を含め百万人の命と健康を守るため、日雇労働者健康保険の振替適用廃止後、建設国民健康保険組合を設立し、その健全運営と発展に最大の努力を続けてきた。今国会に医療保険制度の改革案が提出されているが、その内容は本人十割給付の切下げ・国民健康保険の国庫補助水準の引下げ等制度の根幹に触れる重大なものとなっており、特に十割給付の切下げは、戦後営々として築きあげてきた我が国の健康保険制度を後退させるものである。とりわけ、住宅不況のなかで、不安定雇用・低賃金に苦しみながら日夜屋外で働き、傷病即未収入となる建設労働者・職人にとって、十割給付の切下げ・国庫補助水準の引下げ等による負担増は耐えがたいものである。ついで、次の事項について実現を図られた一、本人十割給付の切下げなど労働者、患者に犠牲を強いる医療保険の改悪をしないこと。

二、国民健康保険の補助水準の切下げをしないこと。

三、高度医療の療養費支給制度の創設など、差額徴収、保険外負担の拡大で、自由診療への突破口となるような制度の改悪をしないこと。

四、高額療養費の自己負担限度額の引上げをやめ、現行制度の不備を改め、充実すること。

五、老人保健法による差別診療を撤回し、上乗せ福祉切捨ての行政指導をやめること。

第七八六号 昭和五十九年三月十五日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 新潟市東中島四ノ三ノ一 佐藤保

江外六千五百九十九名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七八七号 昭和五十九年三月十五日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 広島県佐伯郡佐伯町虫所山一五四

松本洋子外四百九十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七九一号 昭和五十九年三月十五日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 滋賀県滋賀郡志賀町小野朝日二ノ

一八ノ一〇 竹中友朗外四千七百

八十八名

紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七九二号 昭和五十九年三月十五日受理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 千葉県市川市大野町二ノ一、一五

八 関有起外十名

紹介議員 稲山 篤君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七九三号 昭和五十九年三月十五日受理
医療保険制度の改善に関する請願(七通)

請願者 山梨県甲府市相生三ノ五ノ四六
片田恒吉外二百八十四名
紹介議員 龍山 篤君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第七九四号 昭和五十九年三月十五日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 北海道留萌市港町二丁目 山田伸
也外九百九十九名
紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七九五号 昭和五十九年三月十五日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 京都府綴喜郡田辺町大住ケ丘一ノ
一八ノ六 崎崎寿夫外九百九十九
名
紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七九六号 昭和五十九年三月十五日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市池田三ノ一ノ三三
金沢雄外九百九十九名
紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七九七号 昭和五十九年三月十五日受理
食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 岡山県赤松郡山陽町下仁保二〇〇
ノ八 山本國江外九百九十九
名
紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第七九八号 昭和五十九年三月十五日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

第七部 社会労働委員会会議録第三号 昭和五十九年三月二十七日【参議院】

請願者 鳥取県西伯郡名和町高田一、〇三
八 江原由見子外八十八名
紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第七九九号 昭和五十九年三月十五日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 東京都清瀬市上清戸二ノ一ノ四一
浜野創作外百五十五名
紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第八〇〇号 昭和五十九年三月十五日受理
医療保険制度の改悪に反対し国民医療改善に関する請願

請願者 大阪府東区古市二ノ九ノ四二ノ
一〇 松浦重義外百四十九名
紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第八〇二号 昭和五十九年三月十五日受理
重度障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 京都府宇治市菟道車田五八ノ三
広瀬末吉
紹介議員 植木 光教君

重度障害者の無年金者に月額五万円の基礎生活費を支給されたい。

理由

全国有識者連合会会員のなかに、ごくわずかであるが無年金者がいる。それは、年金制度を知らなかった者、サラリーマンの妻で有識者となり離婚した者、障害者になり早い時期に国民年金に加入申込みしたが窓口で加入を拒否された者、大学生が任意加入で申込みしたが、学生だから加入しなくてもよいと言われた者たちである。一方、国民年金発足当時既に障害者であった者及び二十歳未満で障害者になった者には、無拠出であつても障害福祉年金が国庫負担として支給されている。よつて、現在の無年金者が無拠出

であつても年金を支給してもらいたいのであるが、現在の年金制度は、社会保険方式だから年金を支給できないということである。昭和五十八年七月二十八日、厚生大臣の私的諮問機関である障害者生活保障問題専門家は、今後の障害者の生活保障の在り方についての報告書をもとめ、厚生大臣に提出した。その内容は、主として国民年金の拠出制障害年金と無拠出の障害福祉年金を同額にするというものであるが、現在年金が皆無の者については触れていない。障害者の生活保障、特に所得保障については、無拠出の障害福祉年金受給者と同様無年金者も含めたすべての成人障害者が自立生活を営める基盤を形成する対策を講ずるよう強く要望する。スウェーデンでは保険料拠出額や所得、被保険者期間などに全く関係がない基礎年金制度があつて、基礎額の一定率が支給されている。例えば、労働能力を六分の五以上喪失した単身者には、障害年金として基礎額の九十五パーセント、金額にして月額五万四千二百五十円(一九八一年三月一日現在)が支給されている。また、英国の無拠出給付は十萬五千六百六十円であり、フランスは六万六千三百円である。我が国の無拠出の障害福祉年金及び英国、フランスの障害者に対する無拠出給付と、我が国の無年金者を比較すると無年金者はなんの対策も講ぜられないまま放置されている状態である。この無年金者に社会保険方式による年金が支給できないのである。名目はなんでもあれ実質的には英国などの無拠出給付に劣らないような基礎生活費(仮称)を月額五万円支給するよう望むものである。五万円の拠出は、年金改革における厚生省試算Aの基礎年金額と同額である。

第八〇三号 昭和五十九年三月十五日受理

障害者の所得保障に係る年金統合等国民年金法改正促進に関する請願

請願者 東京都新宿区高田馬場一ノ一〇ノ
三三社会福祉法人日本盲人会連合
会長 村谷昌弘

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第六二七号と同じである。

第八〇四号 昭和五十九年三月十五日受理
医療・年金の抜本改悪反対等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市別所三二〇 藤沢滋
昭外三百四十六名
紹介議員 市川 正一君

七・九人に一人が病氣(昭和五十七年国民健康調査)というように、国民の健康破壊は史上最悪の状態になつており、予防給付を含めた公的医療保険の充実改善が強く望まれているが、政府は、昭和五十九年度の予算において四年連続軍事費を突出させ、一方で医療保険制度の根幹を切り崩す改悪案を示し、昭和五十九年七月からの実施を意図している。その内容は、健康保険本人十割給付の八割への削減、入院時給食費の一日六百元の自己負担、ビタミン剤などの薬の保険適用除外など、患者負担を大幅に増やし国庫負担を削減するものとなつていた。また、人事院勧告凍結と連動させた年金スライドの凍結は、千九百万人といわれる年金生活者に深刻な生活苦と不安を押し付けている。政府は、スライド凍結をはじめ、共済組合の統合を突破口として、国民年金、厚生年金など日本の公的年金制度の全面改悪を計画している。それは、年金給付水準を二十パーセント以上引き下げ、保険料・掛金については、婦人を中心に二倍以上引き上げ、更に老齢年金の支給開始年齢についても、婦人については五歳引き延ばし、六十歳とするなどの内容となつていく。こうした戦後最悪の医療保険、年金制度の改悪案は許すわけにゆかない。ついでには、国民が安心して医療を受けられ、老後が送れるような制度の充実を目指し、次の事項について実現を図られたい。

一、共済組合及び政府管掌健康保険、組合管掌健康保険など被用者保険の本人十割給付の引下げをやめ、予防、保健給付等の充実改善を図ること。

二、治療費である入院時給食費の患者負担の導入

をしないこと。

三、ビタミン剤、健胃剤、感冒薬等の薬剤の保険適用除外をしないこと。

四、国民健康保険医療費の国庫補助を削減しないこと。

五、年齢による診療報酬の差別をやめ、病院を追われた老人については、市町村だけに任すことなく国の責任で措置すること。

六、保険料、掛金の二倍以上引上げ、年金額の二十パーセント以上切下げを意図する年金制度改善を直ちにやめること。

第八〇五号 昭和五十九年三月十五日受理
医療・年金の抜本改善反対等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市別所三二〇 浅川本
博外三百三十八名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第八〇四号と同じである。

第八〇六号 昭和五十九年三月十五日受理
医療・年金の抜本改善反対等に関する請願

請願者 千葉県野田市小山三、一一七 倉
持要次外三百三十八名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第八〇四号と同じである。

第八〇七号 昭和五十九年三月十五日受理
医療・年金の抜本改善反対等に関する請願

請願者 埼玉県春日部市牛島一、四四四ノ
一 太田秀美外三百三十八名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第八〇四号と同じである。

第八〇八号 昭和五十九年三月十五日受理
医療・年金の抜本改善反対等に関する請願

請願者 埼玉県越谷市袋山二〇七 藤井伊
勢松外三百三十八名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第八〇四号と同じである。

第八〇九号 昭和五十九年三月十五日受理
医療・年金の抜本改善反対等に関する請願

請願者 埼玉県本庄市上仁手六六 鳥羽愛
子外三百三十八名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第八〇四号と同じである。

第八一〇号 昭和五十九年三月十五日受理
医療・年金の抜本改善反対等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市別所三二〇 皆川俊
行外三百三十八名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第八〇四号と同じである。

第八一一号 昭和五十九年三月十五日受理
医療・年金の抜本改善反対等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市別所三二〇 狩野涉
外三百三十八名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第八〇四号と同じである。

第八一二号 昭和五十九年三月十五日受理
医療・年金の抜本改善反対等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市別所三二〇 徳高公
明外三百三十八名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第八〇四号と同じである。

第八一三号 昭和五十九年三月十五日受理
医療・年金の抜本改善反対等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市別所三二〇 高橋昭
外三百三十八名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第八〇四号と同じである。

第八一四号 昭和五十九年三月十五日受理
医療・年金の抜本改善反対等に関する請願

請願者 埼玉県上尾市緑丘二ノ一二ノ三〇
寺崎圭子外三百三十八名

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第八〇四号と同じである。

第八一五号 昭和五十九年三月十五日受理
医療・年金の抜本改善反対等に関する請願

請願者 埼玉県大宮市別所一、〇〇〇ノ
一八 堀内英利外三百三十八名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第八〇四号と同じである。

第八一六号 昭和五十九年三月十五日受理
医療・年金の抜本改善反対等に関する請願

請願者 埼玉県大宮市櫛引町一ノ八四三ノ
一五 宮沢三智外三百三十八名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第八〇四号と同じである。

第八一七号 昭和五十九年三月十五日受理
医療・年金の抜本改善反対等に関する請願

請願者 埼玉県上尾市柏座一ノ九ノ二六
大宮三千代外三百三十八名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第八〇四号と同じである。

第八一五号 昭和五十九年三月十五日受理
食品添加物の規制緩和反対等に関する請願(十通)

請願者 京都市右京区西京極東衣手町三八
井上久枝外三千八百六十七名

紹介議員 木本平八郎君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第八三六号 昭和五十九年三月十五日受理
食品添加物の規制緩和反対等に関する請願

請願者 長野県岡谷市加茂町二ノ一一ノ四
中村邦子外九百九十九名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第八三七号 昭和五十九年三月十五日受理

社会福祉・社会保障の拡充に関する請願
請願者 福島市仁井田西下川原一日本社会
福祉労働組合福島支部内 横山静
子外五百名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第八三八号 昭和五十九年三月十五日受理
医療保険改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 鳥取県米子市東福原六七三 恒松
秀美外九十九名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第八三九号 昭和五十九年三月十五日受理
児童扶養手当制度改悪反対等に関する請願

請願者 東京都大田区大森北二ノ二ノ五ノ
四〇六 渡辺雅代外四十名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第八四〇号 昭和五十九年三月十五日受理
医療保険抜本改悪反対に関する請願

請願者 神戸市北区ひよどり台五ノ一ノ五
野村隆外九十六名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第八四一号 昭和五十九年三月十五日受理
社会保障制度の改悪反対に関する請願

請願者 愛知県安城市明治本町一四 佐
橋一男外九百九十九名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第七〇四号と同じである。

第八四二号 昭和五十九年三月十五日受理
医療保険制度の改善に関する請願

請願者 川崎市中原区上小田中一、五二八
熊田昭八外十四名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

社会労働委員会会議録第二号中正誤

一 段 行 誤
一 四 五 まいたい
まいりたい 正

昭和五十九年三月三十一日印刷

昭和五十九年四月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局